

「沖繩県子ども貧困対策計画」重点施策等検証総括表

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度							
1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築															
(1) 乳幼児期															
1	1	・ 生後4ヶ月までの乳児がいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。	①乳児家庭全戸訪問事業	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して、事業補助1/3を行う。	21,925	20,763	事業実施する市町村のうち29市町村に対して補助を行った。(事業実施市町村数:41市町村)	事業実施する市町村のうち29市町村に対して補助を行った。(事業実施市町村数:41市町村)	・H28年度からH30年度までで41,600世帯、R元年度は13,383世帯の生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問したことにより、支援が必要な世帯の把握が進み、必要な支援につなげた。 ・支援の内容 ①育児に関する不安や悩みの傾聴、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連携調整。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援に繋げていくと共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アクトリー支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
2	2	・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。	①養育支援訪問事業	市町村が実施する養育支援訪問事業に対して、事業費補助1/3を行う。	15,400	13,665	①事業実施する市町村のうち19市町村に対して補助を行った。(事業実施市町村数:30市町村) ②市町村等で養育支援訪問事業に関わる市町村等職員対象の研修を1回実施。	①事業実施する市町村のうち20市町村に対して補助を行った。(事業実施市町村数:30市町村) ②市町村等で養育支援訪問事業に関わる市町村等職員対象の研修を1回実施。	・H28年度からH30年度までで1,282世帯、R元年度は452世帯の支援が必要な世帯に対し、養育に関する指導助言等訪問による支援の結果、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の軽減等が図られた。 ・市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施したことにより、職員の資質向上が図られた。	・養育支援訪問事業については、H19年の法定化以来、県内の実施市町村数は増加しているものの、依然未実施の市町村がある。また、支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、引き続き、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	継続	・養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、事業実施にのみならず取組を実施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
3	3	・ 市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診状況を踏まえ、支援が必要な家庭を早期に把握し、保育所等関係機関と連携を図るなど、適切な対応が行える体制を整備します。	①乳幼児健康診査の充実に向けた働きかけ	乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健推進員への研修等を行う。	881	386	①市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を1回実施。 ②宮古、八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)や講演会を1回実施。	①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ②実績報告未	・年1回市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を継続して実施(参加者:毎年400~500名)。乳幼児健康診査の重要性について、市町村が自覚して取り組めるよう母子保健行政報告を行い、現状や課題等について共通理解を図ることができた。 ※R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	・母子手帳交付時の面接等母子保健事業等で面談と接する機会等を通じて、乳幼児健康診査の重要性についての周知を継続強化する必要がある。また、未受診者への対応について市町村と共有し、市町村の受診率向上を図るとともに対応方法の改善を図る必要がある。	継続	・引き続き、市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を開催し、乳幼児健康診査の充実に向けた働きかけに取り組む。また、母子手帳交付時の面接等母子保健事業等で面談と接する機会等を通じて、乳幼児健康診査の重要性について周知を行うほか、保健所から市町村への情報提供や市町村担当者等会議等において、各市町村から収集した未受診者への取り組み等について共通理解を図る。	保健医療部	地域保健課	
4	4	・ 全ての市町村が、妊娠前から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるように支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。	①沖繩県子ども貧困対策推進基金事業	母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、検討委員会を設置し沖繩県の目指すべき姿として骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施する。	6,637	5,294	センターの目指すべき姿及び方向性を定めた骨子に基づき、市町村向け研修会を2回開催。	センターの目指すべき姿を骨子に基き、市町村向け研修会を2回開催。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び母子保健コーディネーター養成研修等の講演・研究会のほか、未設置市町村への説明等の個別支援を実施するなどセンター設置の必要性について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、H28年度の1市町村からR2年度は18市町村となった。	・R2年度は、未設置市町村の担当者に向けた説明等を実施したが、センター設置を推進するためには、各市町村の上層部への説明等を実施する必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センターの未設置市町村へは、市町村の上層部への説明等を実施するとともに、利用者支援事業等を活用できる関係機関の提供やその活用方法に関する相談等の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「母子保健コーディネーター養成研修」等の研修を行うほか、センター導入を推進するための地域の課題に対応した研修や意見交換会等を実施する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、全市町村へのセンター設置への気運を高めるため、広報活動を行う。	保健医療部	地域保健課	
5	5	・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。	①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村が実施する子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に対して、事業費補助1/3を行う。	5,744	13,575	①事業実施する11市町村に対して補助を行った。 ②市町村の要保護児童対策調整機関の職員向け研修(5日間)を実施。 ③県内各圏域で一般県民向けの講演会を5回開催。	①事業実施する12市町村に対して補助を行った。 ②市町村の要保護児童対策調整機関の職員向け研修(5日間)を実施。 ③県内各圏域で一般県民向けの講演会を15回開催。	・児童虐待の未然防止・早期発見に努め、児童の健全育成を図るために、市町村の要保護児童対策調整機関の職員向け研修(5日間)を実施したことにより、職員に資質向上が図られた(H29年度からR2年度までの参加者計:2,887名)。また、県民に対する児童虐待通告義務等の広報啓発として、県内各圏域で一般県民向けの講演会を開催したことにより、虐待防止通告義務等について周知が図られた(H29年度からR2年度までの参加者計:2,866名)。	・市町村要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化に向け、各市町村及び各協議会構成員の児童虐待に関する意識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄積を図り、市町村の運営体制を強化する必要がある。また、児童虐待は育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となつて発生することから、児童虐待の未然防止の観点から、多面的な視点で広報・啓発を強化していく必要がある。	継続	・市町村専門職員向けの研修を実施し、運営体制の強化を図るとともに、児童相談所による各市町村への技術的支援を実施し、児童虐待事案に関する更なる専門性の向上を図る。 ・児童虐待が発生する様々な要因をふまえ、多面的な視点による県民向けの講演会を開催し、児童虐待の未然防止に向けた広報・啓発に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
6	6	・ 児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行います。	①民生委員事業費 ②民生委員活動活性化事業	地域住民からの相談に対応し、地域住民の立場から福祉行政との橋渡しの役割を担っている民生委員・児童委員の活動の推進及び支援を行う。	109,863	79,810	民生委員・児童委員を1,576人配置した。	民生委員・児童委員を1,605人配置した。	・子どもに関する相談支援は、H28年度からR元年度までで61,501件、R2年度は9,980件。要保護児童の発見の通告・仲介は、H28年度からR元年度までで2,776件、R2年度は406件の児童及び妊産婦に対する援助等が行われ、民生委員の相談や仲介等により、適切な支援(機関)に繋げることができた。 ・委員活動の推進については、委員に対する研修を開催したほか、担い手確保に向け広報活動等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活動しやすい環境を整備する取組を行った。	・都市化や核家族化の進行等による人間関係の希薄化や、地域課題の多様化・複雑化に伴う民生委員活動の困難性や負担の高まり等により、民生委員・児童委員となり得る人材の確保が難しく、課題となっている。	継続	・民生委員・児童委員の担い手確保のために、県広報紙やチラシ等を活用したPR活動等を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員児童委員協議会、市町村と連携し、民生委員が活動しやすい環境を整備する。	子ども生活福祉部	福祉政策課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
7	7	・保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもへの尊厳をもって養護と教育が一体となった保育を営み、子どもの健康並びに発育発達状態について理解を深めるとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進します。	①保育行政指導費	保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について必要な把握を行うとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進する。	1,742	912	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	・児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行うことにより、保育の質が確保された。(指導監査実施施設数:H28年度からR元年度まで1,198箇所、R2年度210箇所)	・継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・引き続き、児童福祉法等関係法令及び保育所保育指針に基づき、保育所等に対し指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。	子ども生活福祉部	子育て支援課
8	8	・幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進します。	①保育行政指導費<No.7(1)再掲>	幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進する。	1,742	912	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行うことにより、保育の質が確保された。(指導監査実施施設数:H28年度からR元年度まで111箇所、R2年度45箇所)	・継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・引き続き、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。	子ども生活福祉部	子育て支援課
9	9	・幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進します。	①学校評議委員との協議実施	幼稚園において、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進している。	—	—	幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう必要な指導・助言を、沖縄県幼稚園教諭等研修会にて実施(1回開催) ※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、対象者を絞り、オンライン開催	・学校評議委員が設置された園の数は、H28年度の179園/227園中(78.9%)から、R元年度は131園/154園中(85.1%)となった。 ・各公立幼稚園において、学校評議委員を任命し地域や保護者と学校運営についての協議を行い、連携に努めた。 ・多様な視点からの意見交換がなされ、学校運営上の参考になり、連携もできた。	・幼稚園における教育・保育が家庭や地域社会との連続性を保ちつつ展開されるような連携体制が必要である。	見直し	・今後は、幼稚園教育要領に基づき、「社会に開かれた教育課程」を学校組織マネジメントの下、展開していくことを促進しつつ、小学校との円滑なカリキュラムの接続を促進していく。	教育庁	義務教育課	
10	10	・未就学児の保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。	①子ども貧困実態調査事業	沖縄県の子どもや保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげる。	8,949	11,235	沖縄県の子どもや保護者を対象とした調査(高校生調査)を実施した。	沖縄県の子どもや保護者を対象とした調査(未就学児調査)を実施した。	・これまでの調査結果については、H31年3月に改定した子どもの貧困対策計画に反映させ、新たになった課題や重要性を増した課題に対応する施策を計画に盛り込んだ。 ・R2年度は未就学児とその保護者を対象に調査を実施し、6,645人(有効回答率52.8%)から回答があった。調査結果は、R3年6月に報告を行い、情報共有を図るとともに、子どもの貧困対策の効果的な実施や、施策の評価に活用する。。	・効果的な支援に繋げられるよう、なるべく多くの声を聞く必要があるほか、回収率の向上を図るための取り組みを行う必要がある。 ・有識者及び庁内関係課で構成する沖縄県子ども調査検討会において調査内容の調整段階から取りまどめにかけて情報を共有することで、調査で把握した課題に対応した効果的な施策の実施につなげていく必要がある。	継続	・R3年度においては、0歳から17歳までの子どもや保護者を対象とした調査を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
(2)小・中学生期														
11	1	・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援するための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の市町村への配置を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営支援事業についての、円滑な実施のための支援・調整を行う。	1,031,774	1,125,464	事業を実施する30市町村に対して補助を行った。 市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	事業を実施する31市町村に対して補助を行った。 市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	・R2年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に118人が配置された。子供の居場所が27市町村に144箇所設置された。 ・H28年度からR元年度までで延べ20,085人、R2年度は延べ5,566人に対し、子供の貧困対策支援員が支援したほか、H28年度からR元年度までで延べ1,067,852人、R2年度は延べ295,797人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	・一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。 ・離職する支援員も多いことから、人材の定着が進まず、研修等を行っても、技術が蓄積されない。 ・沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。 ・県内市町村が、R4年度以降も当該事業の継続を要望していることから、県としても、関係機関と連携し、国に対し、事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
12	2	・小規模離島町村に子供の貧困対策支援員を派遣し、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(離島及び広域相談体制整備事業)	離島における子どもの貧困対策を推進するため、支援員を定期的に巡回派遣し、地元の関係機関等と連携・協力の上、実態把握、相談及び子どもの支援の拡充に係る活動を行う。	14,993	26,499	①離島支援としてモデル自治体2村(伊江村、伊是名村)へ支援員による月2回程度の定期訪問を実施。 ②電話・メール等による相談窓口を設置し、県内全域の相談へ対応	①離島支援としてモデル自治体3村(伊江村、伊是名村、粟園村)へ支援員による月2回程度の定期訪問を実施。 ②電話・メール等による相談窓口を設置し、県内全域の相談へ対応	・R2年度から巡回派遣の支援を2村から3村へ拡充し、定期的に巡回支援をすることができた。 ・困難を抱える子どもや家庭に対し、R元年度は延べ453件、R2年度は延べ832件の相談を実施した。 ・行政や学校と連携することにより、支援が必要な世帯及び子どもへの支援を広げることができた。	・子どもが電話相談の際に、親が近くにいると相談しにくい事例があった。 ・電話やメール等による相談件数は未だ少ないため引き続き事業について周知の必要がある。 ・きめ細かい支援をするため関係機関で情報を共有する必要がある。	継続	・電話以外での連絡手段(LINE等)について検討する。 ・引き続き事業についての周知を図る必要がある。 ・児童の情報を共有するため関係部局等と連携を図る必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
13	3	・子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(子供の居場所等の連絡会運営支援事業)	子供の居場所ネットワークを構築し、子供の居場所等に対する中間支援を行うことで、居場所の運営者や支援者がゆるやかにつながり居場所の活動体制を強化し支えていく仕組みをつくる。	11,918	11,944	R元年11月に沖縄子供の居場所ネットワークを設立した。 ①加入団体数:48箇所 ②支援検討会を2回開催	沖縄子供の居場所ネットワークを活用した居場所の支援を実施した。 ①加入団体数:110箇所 ②支援検討会を2回開催	・ネットワーク事務局において県内外の企業等による支援の受入調整を行い、R2年度は、28件の支援受入を実施し、県内子ども居場所延べ1,501箇所へ支援物資の配布を行った。 ・支援検討会において、コロナ禍における各居場所での取組や困り感等を情報共有し、解決策について検討した。その後、宮古地区と北部地区で開催した園域での連絡会で情報を共有し、好事例等の普及を図った。	・子供の居場所ネットワーク加入促進のため、ネットワークの取組について周知広報に努める必要がある。 ・居場所の運営について抱える課題や運営者の支援に関する悩み等について解決するため、園域ごとの連絡会等を開催する必要がある。	継続	・子供の居場所ネットワークの取組について周知広報を行い、ネットワーク加入数を増やしていく。 ・支援検討会や連絡会を実施することで、好事例等の普及に努め、地域の実情に応じた形のネットワークを構築できるよう取り組む必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)		取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課		
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題			展開方向	展開方向(詳細)
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
14	4	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化します。	①スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	37,562	83,646	スクールソーシャルワーカーを県内6教育事務所に20人配置し、問題を抱える児童生徒への支援を行った。	スクールソーシャルワーカーを県内6教育事務所に22人配置し、問題を抱える児童生徒への支援を行った。	・R元年度の支援児童生徒数は、小学校376人、中学校329人、高等学校5人、合計710人。 ・R2年度の支援児童生徒数は、小学校894人、中学校501人、高等学校3人、合計1,398人。 ・家庭の問題により、不適応、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関等へのつなぐ支援を行った。その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。	・多くの学校に、様々な問題を抱える家庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部の学校にしかスクールソーシャルワーカーは配置されておらず、未配置校への早急な人員配置(増員)が必要。	継続	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、国の動向を踏まえ検討する。 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの増員により支援する学校数を順次拡大し支援を強化する。	教育庁	義務教育課
15	5	・スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉関連機関における理解を深めるとともに、学校と福祉関連機関との連携を促進します。	①スクールソーシャルワーカー配置事業<No.14①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	37,562	83,646	スクールソーシャルワーカーの資質向上及び、関係支援員等との連携に向けた研修・会議を各地区(6地区)にて毎月1回年間12回程度(合計72回程度)実施。	スクールソーシャルワーカーの資質向上及び、関係支援員等との連携に向けた研修・会議を各地区(6地区)にて毎月1回年間12回程度(合計72回程度)実施。	・家庭の問題により、不適応、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関等へのつなぐ支援を行った。 ①児童家庭福祉の関係機関:H28年度からR元年度まで6,666件、R2年度2,250件 ②地域の人材や団体等:H28年度からR元年度まで1,957件、R2年度404件 ③教育支援センター・適応指導教室等学校外の教育機関:H28年度からR元年度まで1,588件、R2年度281件 ④保健、医療の関係機関:H28年度からR元年度まで1,765件、R2年度370件 ⑤警察等の関係機関:H28年度からR元年度まで347件、R2年度56件 ⑥司法・矯正・更生保護の関係機関:H28年度からR元年度まで857件、R2年度22件 その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。	・多くの学校に、様々な問題を抱える家庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部の学校にしかスクールソーシャルワーカーは配置されておらず、未配置校への早急な人員配置(増員)が必要。	継続	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、国の動向を踏まえ検討する。 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの増員により支援する学校数を順次拡大し支援を強化する。	教育庁	義務教育課
16	6	・児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。	①スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応・支援を図るため、児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣する。	132,133	130,825	スクールカウンセラーを小中学校に115人配置した。	スクールカウンセラーを小中学校に129人配置した。	・児童生徒、保護者・教職員等の相談対応を行った。 ①児童生徒:H28年度からR元年度まで40,303人、R2年度10,591人(相談件数H28年度からR元年度まで102,839件、R2年度29,008件) ②保護者・教職員:H28年度からR元年度まで39,820人、R2年度9,210人(相談件数H28年度からR元年度まで131,216件、R2年度30,856件) ・心理的視点からの助言・援助を行った。 ③教職員への研修:H30年度からR元年度まで344回、R2年度183回 ④ケース会議等への参加:H30年度からR元年度まで4,828回、R2年度1,767回 ⑤ストレスマネジメント等の授業:H30年度からR元年度まで353回、R2年度167回 ⑥保護者等への講話:H30年度からR元年度まで72回、R2年度17回 ⑦授業等による観察:H30年度からR元年度まで4,134回、R2年度2,194回 ・コロナにより臨時休業の措置がとられる中、児童生徒への電話、ICT、手紙、家庭訪問等あらゆる手段を活用して、心身の状況把握と心のケアに務めた。また、ケース会議等で単々の児童生徒に応じた適切な支援に関する助言等を担任を中心にに行ったことで、学校再開後の児童生徒のストレスを軽減した。 ⑧定期的な小中アサスト相談員の報告会や事例検討会を行うほか、各種研修を充実させることにより、相談員の資質及び能力の向上を図ることができた。 ・小中アサスト相談員とスクールソーシャルワーカー等との連携強化により、家庭環境の改善に向けた保護者支援を行うことができた。 ①支援児童生徒数:H28年度からR元年度まで10,530名、R2年度2,764名 ②延べ相談・支援回数:H28年度からR元年度まで133,290回、R2年度35,868回 ③好転による支援終了:H28年度からR元年度まで7,313名、R2年度1,978名	・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールカウンセラーの確保に努める。 ・課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害等の本人に係る要因や、保護者の養育能力などの家庭に係る要因、いじめや友人関係等の学校に係る要因等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされることから、スクールカウンセラーの増員や相談時間等の増加に努める。 ・学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールカウンセラーを活用した研修会の充実を図る。	継続	・スクールカウンセラーの募集にあたっては、公認心理師協会に働きかけ、公認心理師等の有資格者を確保する。 ・課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害等の本人に係る要因や、保護者の養育能力などの家庭に係る要因等、複数の要因が重なる場合があり、専門的なアセスメントが必要とされることから、スクールカウンセラーの増員や相談時間等の増加に努める。 ・学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールカウンセラーを活用した研修会の充実を図る。	教育庁	義務教育課
17	7	・小・中アサスト相談員等を活用して、いじめ、不登校、問題行動等に課題を抱える学校への集中支援及び巡回支援を行います。	①小・中学生いきいき支援事業	小中アサスト相談員を教育事務所に配置し、不登校や問題行動等の課題を抱える学校に派遣する。	100,313	111,375	小中アサスト相談員を配置して支援を実施した。 ①小学校63校 ②中学校42校 ③配置数60名 ④各教育事務所(巡回支援)12名	小中アサスト相談員を配置して支援を実施した。 ①小学校75校 ②中学校59校 ③配置数58名	・定期的な小中アサスト相談員の報告会や事例検討会を行うほか、各種研修を充実させることにより、相談員の資質及び能力の向上を図ることができた。 ・小中アサスト相談員とスクールソーシャルワーカー等との連携強化により、家庭環境の改善に向けた保護者支援を行うことができた。 ①支援児童生徒数:H28年度からR元年度まで10,530名、R2年度2,764名 ②延べ相談・支援回数:H28年度からR元年度まで133,290回、R2年度35,868回 ③好転による支援終了:H28年度からR元年度まで7,313名、R2年度1,978名	・学校支援や家庭支援が必要とする事案でも、対象家庭が支援に消極的なため、関わりの中で信頼関係を築く必要がある。	廃止	・国の一括交付金を活用した事業のため、R3年度で終了となる。R4年度は後継事業の実施について検討している。	教育庁	義務教育課
18	8	・臨床心理士、社会福祉士、作業療法士など、様々な技能を有する専門家を活用し、子どもと保護者への支援を強化します。	①地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成	沖縄産学官協同人材育成円卓会議の取り組みを支援する。	—	—	沖縄産学官協同人材育成円卓会議ワーキンググループに1回参加した。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	・同一ワーキンググループにおける地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成分野において、各種プログラムを開発・実施し、延べ146人が受講した。 ・地域支援に携わる作業療法士、教育関係者、公的支援機関従事者、NPO職員などの受講者に対する子どもの貧困に関する理解増進が図られ、専門人材の育成につながった。	・人材育成プログラムを通して、地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進の人材が育成されるよう、同一ワーキンググループとの連携を密にする必要がある。	継続	・大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、教育推進人材の養成を図る。	子ども生活福祉部	子ども未政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度							
25	1	・中学校卒業後に進学も就職もしていない少年(以下「中卒無職少年」といいます。)及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	①ハローワーク等との情報共有	中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	—	—	学校の進路指導部や生徒指導部等に対し外部機関の活用を推進し、サポートステーション等との連携やハローワークへの接続等を図った。	学校の進路指導部や生徒指導部等に対し外部機関の活用を推進し、サポートステーション等との連携やハローワークへの接続等を図った。	・各県立高校において、サポートステーション等との情報交換や生徒支援における連携を図り、外部機関による相談やハローワーク等への接続を行うことができた。	・一旦学校を退学した生徒の連絡先を提供することは、個人情報の問題を抱えており、外部機関への情報提供が困難である。 ・中途退学者との連絡をとることが、困難である。	継続	・中途退学に至る前段階におけるキャリア教育の視点から進めた個別指導・個別支援を継続的・計画的に実施する。 ・中途退学を選択する生徒については、その状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーションへの接続、各支援機関に係る情報提供を行う等の支援を行う。	教育庁	県立学校教育課	
			②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知	県教育庁義務教育課から市町村教育委員会及び中学校等への文書による周知と、県内の地域若者サポートステーション(3か所)の活動内容の周知を行う。	396	1,400	キャリア教育・進路指導等 地区講座(6地区)において地域若者サポートステーション等について紹介を実施。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(別事業で中学校キャリア教育担当に対し研修会を実施)。	・キャリア教育・進路指導等 地区講座でサポートステーション等について紹介(地区6開催)することで、活動内容の周知が図られた。 ①講座受講者数:H28年度からR元年度まで720人、R2年度147人	・卒業後、ニート又は、中退している少年に対して、「地域若者サポートステーション」の存在を面談や電話、SNS等を活用して周知し、気軽に相談できるような手段の工夫が必要である。	継続	・中卒3年生やその保護者に対して、卒業前に「地域若者サポートステーション」の存在を周知する。 ・卒業後にニートや中退といった状況になったときに、保護者が民生児童委員など地域の方や地域若者サポートステーションなど支援機関に気軽に相談できるよう関係性の構築に努める。(地域とのつながり)	教育庁	義務教育課	
(5)人材の確保と資質の向上															
26	1	人材の確保	・子供の貧困対策支援員や子どもの居場所に対する助言等を行う支援コーディネーターを配置します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所の活動支援事業)	市町村が配置する子供の貧困対策支援員や居場所運営者に対し、支援コーディネーターを配置し助言や調整等を行い支援体制を整備する。	25,291	28,178	支援コーディネーターを11人配置し、子供の貧困対策支援員や居場所への訪問し、助言や調整等を実施。	支援コーディネーターを11人配置し、子供の貧困対策支援員や居場所への訪問し、助言や調整等を実施。	・支援員や居場所運営者が抱えるケースの個別相談や助言を行う事で、子どもたちを適切な支援へと繋げることができた(市町村等への訪問回数:R元年度527回、R2年度463回) ・全体会議を定期的に開催することで、情報や支援のノウハウを共有することができた。	継続	・支援コーディネーターと支援員等との関係性を構築し、地域の実情に応じた適切な支援を迅速に行える体制を整備する必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未政策課	
27	2		・スクールソーシャルワーカーについて、継続的な就労と効果的な活用を図る観点から、待遇改善や業務への支援体制の整備に努めます。	①スクールソーシャルワーカー配置事業<No.14①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	37,562	83,646	①国の動向を踏まえた処遇改善の検討を実施(国の平均賃金へアップ) ②連携のための会議を各地区(6地区)にて毎月1回年間12回程度(合計72回程度)実施。	①国の動向を踏まえた処遇改善の検討を実施(変化なし) ②連携のための会議を各地区(6地区)にて毎月1回年間12回程度(合計72回程度)実施。	・各教育事務所における研修会及び県連協協議会実施(参加者:SSW、SC、小中アサスト相談員等毎年約100人)し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上が図られた。	・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカーの増員を図り、その資質向上に努める。 ・学校におけるスクールソーシャルワーカー職の周知と正しい活用。	継続	・国の動向を注視、また研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上。	教育庁	義務教育課
28	3	・養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点から、乳児全戸家庭訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。	①市町村児童相談体制強化事業実施に向けた調査等	市町村等で子ども家庭支援に関わる職員を対象とした研修を実施する。	1,591	1,504	①基礎的研修(2日間)を1回実施。 ②応用的研修(2日間)を1回実施。	①基礎的研修(2日間)を1回実施。 ②応用的研修(2日間)を1回実施。	・研修は、対象者の能力と必要性に応じ、基礎的研修(2日間)及び応用的研修(2日間)の2コースを各1回実施するとともに、県内から講師を招き特別研修を実施した(受講者:H29年度からR2年度まで約800名)。講義や演習により受講者の資質向上につなげた。また、研修プログラムに情報交換の時間を設け、各市町村間のネットワーク形成につなげた。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に把握し、必要な支援に繋げいくとともに、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
29	4	・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」に対する必要な研修を行います。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所の活動支援事業)<No.26①再掲>	市町村が配置する子供の貧困対策支援員等に対する研修を行う。	25,291	28,178	市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修を21回実施(全体研修1回、園域別研修5回、企画研修18回)。	市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修を21回実施(全体研修1回、園域別研修5回、企画研修15回)。	・H28年度からR元年度まで2,107人、R2年度1,044人の参加があった。 ・研修後に実施したアンケート結果では、全ての研修において参加者の90%以上が「非常に参考になった」や「参考になった」と評価しており、支援員及び子供の居場所運営者の資質向上へつなげることができた。	・子供の貧困対策支援員の業務が様々なケースと関連するため、資質向上に向け習熟度に応じた研修プログラムの検討が必要である。	継続	・習熟度に応じた研修プログラムを構築し、支援員及び居場所運営者のニーズに応じた研修を行っている必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未政策課	
30	5	・スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修の充実等を図ります。	①スクールソーシャルワーカー配置事業<No.14①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	37,562	83,646	スクールソーシャルワーカーの資質向上及び、関係支援員等との連携に向けた研修・会議を各地区(6地区)にて毎月1回年間12回程度(合計72回程度)実施。	スクールソーシャルワーカーの資質向上及び、関係支援員等との連携に向けた研修・会議を各地区(6地区)にて毎月1回年間12回程度(合計72回程度)実施。	・家庭の問題により、不適応、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関等へのつなぐ支援を行った。 ①児童家庭福祉の関係機関:H28年度からR元年度まで6,666件、R2年度2,250件 ②地域の人材や団体等:H28年度からR元年度まで1,957件、R2年度464件 ③教育支援センター・通称指導教室等学校外の教育機関:H28年度からR元年度まで1,588件、R2年度281件 ④保健、医療の関係機関:H28年度からR元年度まで1,765件、R2年度370件 ⑤警察等の関係機関:H28年度からR元年度まで347件、R2年度56件 ⑥司法・矯正・更生保護の関係機関:H28年度からR元年度まで857件、R2年度22件 その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。	・多くの学校に、様々な問題を抱える家庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部の学校にしかスクールソーシャルワーカーは配置されておらず、未配置校への早急な人員配置(増員)が必要。	継続	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、国の動向を踏まえ検討する。 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの増員により支援する学校数を順次拡大し支援を強化する。	教育庁	義務教育課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度							
31	6	・困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、子どもへの貧困対策に関わる人材の養成を図ります。	①地域の子どもの支援するインクルーシブ教育推進人材の育成<No.18①再掲>	沖縄産学官協働人材育成円卓会議の取り組みを支援する。	—	—	沖縄産学官協働人材育成円卓会議ワーキンググループに1回参加した。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	・同ワーキンググループにおける地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成分野において、各種プログラムを開発・実施し、延べ146人が受講した。 ・地域支援に携わる作業療法士、教育関係者、公的支援機関従事者、NPO職員などの受講者に対する子どもの貧困に関する理解が進み、専門人材の育成につながった。	・人材育成プログラムを通して、地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進の人材が育成されるよう、同ワーキンググループとの連携を密にする必要がある。	継続	・大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、教育推進人材の養成を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	
2 ライフステージに応じた子どもへの支援															
(1) 乳幼児期															
32	1	教育の支援	・全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、低所得世帯の負担軽減の観点から、幼稚園就園奨励費補助制度において公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差軽減を図る市町村の取組を促進します。	①幼稚園就園奨励事業	保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差を是正を図ることを目的として、入園料、保育料を軽減する就園奨励事業を実施している市町村に対して、国が1/3以内の補助を行う。	—	—	入園料、保育料を軽減する就園奨励事業を実施している18市町村に支援を実施した。	廃止	・H28年度からR元年度まで、私立幼稚園に通園する幼児7,219名の保護者等の入園料、保育料の経済的負担を軽減することができた。	・幼児教育の無償化に伴い、就園奨励費事業は廃止となり、子どもための教育・保育給付費事業において、保護者等の経済的負担の軽減が図られる。	廃止	・幼児教育の無償化に伴う就園奨励費事業廃止により、子どもための教育・保育給付費事業(子育て支援課)へ移行。	教育庁	教育支援課
33	2		・質の高い幼児教育を保障するため、公立幼稚園における3年保育を促進するとともに、保幼こ小連携の促進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実を図ります。	①幼児教育連携体制推進事業	市町村教育委員会又は保育主管部局に幼小接続アドバイザーを配置し、幼児教育・保育施設と小学校との連携体制を構築し、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な移行を図る。	4,541	3,961	幼小接続アドバイザーを5市町村(石垣市、豊見城市、糸満市、金武町、伊江村)に配置し、県内の幼児教育の取組を広く共有し、課題について協議する場を確保するため、地区説明会や視察・支援訪問を実施。	幼小接続アドバイザーを6市町村(石垣市、豊見城市、糸満市、金武町、伊江村、宮古島市)に配置し、県内の幼児教育の取組を広く共有し、課題について協議する場を確保するため、地区説明会や視察・支援訪問を行うこと、県内の幼児教育の取組が広く共有されたり、課題について協議する場が確保できた。	・幼児教育専任の指導主事を配置できない場合、あるいは一人配置の場合は、相談役として幼小接続アドバイザーが機能し、市町村幼児教育政策プログラムの策定や内容の充実につながった。 ・地区説明会や視察・支援訪問を行うことで、県内の幼児教育の取組が広く共有されたり、課題について協議する場が確保できた。	・幼小接続アドバイザーは、小学校教諭免許状又は保育教諭、行政経験又は園長等の経験をもっていることが条件となっていることもあり、人材の確保に課題があった。	継続	・認可外保育施設を含めた全ての幼児教育・保育施設を対象とした取組となるよう必要性と理解を促していく。 ・幼児教育班に配置する県幼児教育アドバイザーをスーパーバイザーとしての役割を持たせ、市町村に配置する幼小接続アドバイザーの資質向上や育成に努める。	教育庁	義務教育課
34	3		・「黄金(か)にっ子応援プラン(県)」に基づき、市町村と連携して保育所等の整備を促進するとともに保育士の確保を図り、平成31年度末までの待機児童の解消を目指します。	①待機児童対策関連事業	待機児童の解消に向けて、「黄金(か)にっ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等に取り組む。	4,843,424	2,200,478	整備を行う18市町村に対して補助を行った。	整備を行う13市町村に対して補助を行った。	・市町村が実施する施設整備に対する交付金支援や認可化移行支援及び必要保育士の確保により、保育所等がH28年度からR元年度までで315箇所、R2年度は27箇所、保育定員がH28年度からR元年度までで20,469人、R2年度は1,205人増加したこと待機児童数は、H27年4月の2,591人からR3年4月には564人に減少した。	・保育所入所得機児童が全国と比べて多く保育所等の増設に伴う潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりを受け、さらに保育の量を拡大する必要がある。	継続	・待機児童が生じることのないよう、保育士の確保・定着に向けた処遇改善及び労働環境の改善、潜在保育ニーズの復讐支援に取り組むとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組む。	子ども生活福祉部	子育て支援課
35	4	・乳幼児期は、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性について周知を図ります。	①保育所等における食育の取組	食育基本法に基づき、県民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をほぐくことができるよう、食育を推進する。	—	—	①保育所等給食担当職員研修会を1回実施。 ②食育に関する保育士等キャリアアップ研修を4回実施。	①保育所等給食担当職員研修会を1回実施。 ②食育に関する保育士等キャリアアップ研修を1回実施。	・H28年度からR元年度までに1,592人、R2年度は557人が研修会に参加した。 ・保育所等(認可外保育施設含む)における給食に関する専門知識の向上、食育を通じた利用者等に対する食生活支援のあり方の知識・技術の向上に取り組むことにより、入所児童の処遇向上が図られた。 ・給食担当者の資質の向上が図られたとともに、食育の重要性について周知できた。	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・引き続き、保育所等(認可外保育施設含む)における給食に関する専門知識の向上、食育を通じた利用者等に対する食生活支援のあり方の知識・技術の向上に取り組むことにより、入所児童の処遇向上に取り組む。 ・引き続き、食育に関するキャリアアップ研修の実施等に取り組むとともに、市町村教育・保育主管課等に対する食育関係資料の送付を行うことで給食担当者の資質の向上を図り、食育の重要性について周知に努める。	子ども生活福祉部	子育て支援課	
36	5	・市町村において実施している夜間保育所や延長保育、地域型保育事業など地域の実情に応じた保育サービスを支援するとともに、保護者が安心して子育てができる環境整備に取り組む。	①延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、通常の利用時間外において児童を預けられる環境を整備する必要があることから、延長保育を実施することにより、安心して子育てができる環境の整備を図る。	104,907	92,888	延長保育事業を実施する24市町村に対して補助を行った。	延長保育事業を実施する23市町村に対して補助を行った。	・地域のニーズに応じ、延長保育事業を実施する市町村を支援することにより、実施施設数はH28年度の364箇所からR2年度は580箇所となり、子育て支援の充実が図られた。	・市町村計画に基づき、保護者のニーズに応じた事業を実施する市町村を、引き続き支援し、本事業を実施する施設を拡大し、安心して子育てができる環境の整備を図っていく必要がある。	継続	・市町村計画に基づき、保護者のニーズに応じた事業を実施する市町村を、引き続き支援し、本事業を実施する施設を拡大し、安心して子育てができる環境の整備を図る。	子ども生活福祉部	子育て支援課	
37	6	・社会的養護を必要とする子どもに対し、温かい愛情と正しい理解を持った家庭的な環境の下で養育を提供できるよう、里親委託や児童養護施設の小規模化等を推進します。	①児童保護措置費	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行い、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進する。	333,818	369,845	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行った。	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行った。	・小規模グループケア実施施設数はH28年度の2施設からR2年度は5施設、地域小規模児童養護施設数はH28年度の5施設からR2年度は10施設となった。 ・小規模化を進めたことにより、家庭的な環境の中で職員との個別関わりを重視したきめ細かなケアを提供することが可能となった。 ・小規模化により、生活単位毎で居るのルールを定めることが可能となり、当番制を廃止する施設があるなど、児童の自主性を高める取組が実践できている。 ・また、小規模化に際して地域社会の民間住宅等を活用することにより、近隣住民と関わりを持つことが可能となり、子どもの社会的自立を促すことにも繋がっている。	・依然として大規模なままの施設もあり、継続して小規模化を進めていく必要がある。 ・本体施設から地域小規模児童養護施設へ子どもを移す場合、環境の変化が子どもに与えるストレスや影響を十分に考慮する必要がある。	継続	・子どもを十分に考慮したうえで、継続して施設の小規模化を促進していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
		生活の支援	②児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	— (3,931)	4,583	小規模化等、生活環境改善を図る児童養護施設に対する補助を行った。	小規模化等、生活環境改善を図る児童養護施設に対する補助を行った。	・地域小規模児童養護施設について、H28年度からR元年度まで5施設、R2年度は2施設の整備を行った。 ・小規模化を進めたことにより、家庭的な環境で職員との個別な関係を重視したきめ細かなケアを提供することが可能となった。 ・小規模化により、生活単位毎で居室のルールを定めることが可能となり、当番制を廃止する施設があるなど、児童の自主性を高める取組が実践できている。 ・また、小規模化に際して地域社会の民間住宅等を活用することにより、近隣住民と関わりを持つことが可能となり、子どもの社会的自立を促すことにも繋がっている。	・施設の小規模化により、施設職員一人一人に求められるスキルが高まること想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。 ・施設職員は家庭的養育を実践するため、調理、生活全般の支援、地域対応など多様な役割を求められることから、資質向上のための研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
38	7	・全ての市町村が、妊娠前から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。<No.4再掲>	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠前からつながる仕組み検討事業)<No.4①再掲>	母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿を示す。市町村向け研修会を実施する。	6,637	5,294	センターの目指すべき姿及び方向性を定めた骨子に基づき、市町村向け研修会を3回開催。	センターの目指すべき姿及び方向性を定めた骨子に基づき、市町村向け研修会を2回開催。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「母子保健コーディネーター養成研修」等の講演・研修会のほか、未設置市町村への説明等の個別支援を実施するなどセンター設置の必要性について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、H28年度の1市町村からR2年度は18市町村となった。	・R2年度は、未設置市町村の担当者に向けた説明等を実施したが、センター設置を推進するためには、各市町村の上層部への説明等を実施する必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センターの未設置市町村へは、市町村の上層部への説明等を実施するとともに、利用者支援事業等活用できる国庫情報の提供やその活用方法に関する相談等の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「母子保健コーディネーター養成研修」等の研修を行うほか、センター導入を推進するための地域に対応した研修や意見交換会等を実施する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、全市町村へのセンター設置への気運を高めるため、広報活動を行う。	保健医療部	地域保健課
39	8	・乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げがきの定着やフッ化物応用等、効果的なむし歯予防対策を推進します。	①歯科保健推進事業	市町村、保育施設、学校等関係者対象のむし歯予防に関する研修会開催や、フッ化物塗布にかかる説明会等支援を行う。 健康教育実施のための講師派遣を行う。	5,446	5,839	①市町村、保育施設、学校等の関係者対象の研修会開催やフッ化物洗口説明会支援:17回 ②健康教育実施支援:29回	①市町村、保育施設、学校等の関係者対象の研修会開催やフッ化物洗口説明会支援:2回 ②健康教育実施支援:8回	・H28年度からR元年度までで4,381人、R2年度は453人が研修会等に、H28年度からR元年度までで2,028人、R2年度は123人が健康教育に参加した。 ・研修会を行うことで、仕上げがき等のむし歯予防に関する知識や実践が広がってきた。あわせてフッ化物応用についての効果や安全性への理解もひろがってきた。 ・全国に比べ本県の3歳児むし歯有病者率は高いが改善しているものの、毎年改善しており、差が縮まった。	・3歳児むし歯有病者率は年々減少し、改善しているが、全国平均値に比較すると約10%高い状況にある。 ・フッ化物応用については効果や安全性を疑問視するという意見が一部に強く残っている。	継続	・今後も研修会開催や、説明会・健康教育実施の支援を継続し、科学的根拠に基づいたむし歯予防対策を継続して推進していく。	保健医療部	健康長寿課
			②親子で歯つむプロジェクト	沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況の改善を目的に、乳幼児健康診査における歯科保健指導の標準化のための研修会を開催する。環境整備と、モデル市町村での取り組みの効果検証を実施する。	12,639	12,219	①乳幼児健康診査における歯科保健指導の標準化のための研修会を1回開催。 ②モデル自治体8市町村(3歳児健診)でのケアグッズ等配布及び活用促進。	①乳幼児健康診査における歯科保健指導の標準化のための研修会を1回開催。 ②モデル自治体8市町村(3歳児健診)でのケアグッズ等配布及び活用促進。	・乳幼児健康診査歯科保健指導従事者対象の研修会を継続して行い、H28年度からR元年度までで1,237人、R2年度は183人が参加した。また作成した歯科保健指導マニュアルや保護者説明用媒体が41市町村で活用され、歯科保健指導内容の標準化が図られた。 ・H28年度からR元年度までで13,420セット、R2年度は450セットのケアグッズを配布した。配布により、家庭での仕上げがきの実施やフッ化物応用が増加した。 ・本県の3歳児むし歯有病者率は全国に比べいまだ高いものの、毎年改善しており、差が縮まった。	・3歳児むし歯有病者率は年々減少し、改善しているが、全国平均値に比較すると約10%高い状況にある。	見直し	・発育段階に応じた適切な仕上げがき等が定着するよう市町村の乳幼児健康診査での歯科保健指導の標準化を今後も支援していく。 ・事業対象の見直しを行い、永久歯萌出開始時期の5歳児を対象とした永久歯むし歯予防事業を推進していく。	保健医療部	健康長寿課
40	9	・認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ります。	①ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業	認可外保育施設が利用料の全部又は一部を免除した場合に、当該施設に対して減免相当額を補助する。(補助上限額:月額33,000円)	28,246	6,965	利用料の免除があった20市町村に対して補助を行った。	利用料の免除があった20市町村に対して補助を行った。	・ひとり親家庭の待機児童が発生している市町村において本事業が実施されており、対象要件を満たす県内のひとり親家庭等の児童に対し、H28年度からR元年度までで1,794人、R2年度は60人の支援を行った。本事業による支援が行き届き、生活の安定と自立の促進に寄与した。	・対象要件を満たす県内のひとり親家庭等に支援が行き届くよう、市町村における事業実施の予算確保や、認可外保育施設の協力、対象者への制度周知が必要である。	継続	・幼児教育・保育の無償化の対象となる児童が、0～2歳の非課税世帯と3～5歳の全世帯の子どもであることより、無償化の対象とならない児童である0～2歳の課税世帯に対して支援の実施を行い、認可保育所に入所できないひとり親家庭の児童の支援を継続する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
41	10	・病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。	①病児保育事業	多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する病児保育事業に対して助成する。	75,580	68,277	病児保育事業を実施する15市町村に対して運営費を補助した。	病児保育事業を実施する15市町村に対して運営費を補助した。	・病児保育事業を実施する市町村に対して運営費の補助を行うことで、実施施設数はH28年度の19施設からR2年度は24施設となり、子育て支援の拡充が図られた。	・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図っていく必要がある。	継続	・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組む。	子ども生活福祉部	子育て支援課
42	11	・子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。	①母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	301,689	201,315	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	・H28年度からR2年度までに、全市町村において、ひとり親家庭等の保護者及び児童を対象に994,686件の医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・H28年度から自動償還の導入に向けて、市町村に対してシステム改修費の補助を行ってきた。 ・自動償還導入後の市町村の対応状況を把握し、課題の把握、整理を行う必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、他県の実施状況や他の医療費助成制度(こども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)を参照し、課題の整理を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度							
			②こども医療費助成事業	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	1,607,285	1,176,380	市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行った(41市町村)。	市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行った(41市町村)。	・H28年度からR2年度までに、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学校卒業までの児童を対象に272,483件の医療費助成への支援を実施することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成とともに保護者の経済的負担の軽減が図られた。 ・H30年10月から、就学前児に対する現物給付を導入し、利用者の利便性の向上を図った。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢を拡大に向けて強い要望がある。 ・制度の拡大にあたっては、市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の連携及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要がある。	拡充	・R4年4月から通院の対象年齢を、現在の就学前までから、中学校卒業まで拡大することとし、あわせて、可能な限り全市町村で現物給付を実施できるよう市町村と協議を行う。	保健部	保健医療総務課	
(2)小・中学生期															
43	1	・学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保することなど、学習支援を実施します。	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業	日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた指導を行う。	—	—	指導方法等の工夫改善(学習支援)を図るため、加配教員197名を配置した。	指導方法等の工夫改善(学習支援)を図るため、加配教員161名を配置した。	・日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTによる授業を行い、学校全体の授業力の向上に取り組んだ。 ・その結果、児童生徒質問紙において、自己肯定感の高まりに係る項目で、小学校、中学校ともに肯定的な意見が全国に比べ、多くなった。	・学校全体の授業力を組織的に向上させる取組が推進されているが、児童生徒の直接的な指導に多く時間を使う傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・教師の授業改善の目的が児童生徒の資質能力の育成であることを明確にし、学校の授業における課題解決に向けて、その役割を明確にする。 ・これは、学力向上における取組の重点が「授業改善」「学校改善」に置かれており、学校の要として、組織的な関わりを持って、取り組むことで本県の児童生徒の「確かな学力」を育むことにつながることを考える。	教育庁	義務教育課	
			②30人以下学級、少人数学級の推進	児童生徒が生活習慣や規範意識を身に付け、基本的学力の向上を図るため、公立小・中学校を対象に義務標準法で定める学級編制の標準を下回る学級編制を行う。	—	—	30人または35人以下の少人数学級を実施 ①小学校1年生から6年生 ②中学校1年生	30人または35人以下の少人数学級を実施 ①小学校1年生から6年生 ②中学校1年生	・R2年度は、小学校338学級、中学校56学級で少人数学級を実施した。 ・少人数学級編制による学級数の増加をはかることで、児童生徒一人一人にきめ細かな学習指導を行うことができた。	・少人数学級の推進にあたっては、学級数増加による教職員増加のため、教職員定数の確保に努める必要がある。	拡充	・R3年度から、中学校2年生及び3年生においても35人学級を実施し、小中学校全学年で少人数学級が実現することにより、学校教育の充実にも努める。	教育庁	学校人事課	
44	2	・実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組みます。	①教員指導力向上事業(教員グローイングアップ事業)	中学校教員に授業実践力及び、生徒指導力(生徒理解、個別集団・集団指導)を高める研修を行う。	8,799	7,193	①授業力アップ研究会(国語、数学、英語)を18回(達成率55%)開催した。 ②ハイオプアティーチャー研修会を6回(達成率100%)開催した。	①授業力アップ研究会(国語、数学、英語)を18回(達成率55%)開催した。 ②ハイオプアティーチャー研修会を6回(達成率100%)開催した。	・R元年度の全国学力・学習状況調査では、小学校は平均正答率が全国水準を維持している。中学校でも全国との差を縮めている。 ・第1回の授業力アップは、コロナ感染症拡大防止のため中止となったが、各教育事務所担当と国立教育政策研究所教科調査官が研修内容を事前に調整したり、指導者の検討を行うなど、本県の学力に係る課題解決に向けた授業改善の取組の充実が図られている。 ・管理職研修や研究主任研修等での周知や学校支援訪問で要請したことで、研修の成果を各校で共有できている。	・R元年度の全国学力・学習状況調査では、全国平均正答率の差を縮めつつあるが、中学校の全教科が依然として全国平均に達していないため、教科の専門性を高め、更なる授業改善を図る必要がある。 ・思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりを実現するために、国立教育政策研究所教科調査官との理論研修会の持ち方や授業指導案検討等を、計画的・効果的に、実効性のある研修にする必要がある。 ・児童生徒の自己肯定感の低さに課題が見られるため、児童生徒理解、生徒指導、学校経営等を更に充実させる必要がある。	継続	・中学校の学力向上のために重要である「主体的・対話的で深い学び」を育む授業実現に向けた授業改善を推進するために、国立教育政策研究所教科調査官や最先端の理論と実践についてより実践的な研修になるよう、講師と地区教育事務所と連携し、研修の内容や方法について調整する。 ・小中学校改善リーダー、中堅教諭を対象とした生徒指導力(児童生徒理解・個別指導・集団指導)を高め、更なる学校組織力を向上させるため、支援訪問や管理職研修、研修主任研修等で周知徹底を図る。	教育庁	義務教育課	
45	3	・全ての児童生徒の学力が保障されるよう、学校支援訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、市町村が配置する学習支援員の効果的な活用法についての情報提供等を行います。	①学力向上学校支援事業	学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	10,394	9,275	①学校支援訪問体制の確保 ②学校運営アドバイザー7名の配置	①学校支援訪問体制の確保 ②学校運営アドバイザー7名の配置	・学校支援訪問は、H25年11月からR3年3月までの7年5か月で、延べ1,700校以上で実施した。全国学力・学習状況調査においては、小学校は全国水準を維持し、中学校は全国との差を縮小している。	・より組織的に授業改善を推進するため、市町村教育委員会と連携し、学校課題解決のため支援を行う必要がある。	継続	・学校支援体制の充実を図り、本年度は21市町村教育委員会と連携して具体的な学校改善・授業改善を推進する。 ・各地区内において学校運営アドバイザーが学校組織マネジメントの視点から地区内のすべての学校を1回以上訪問し、学校課題の解決に向けた支援を行う。	教育庁	義務教育課	
46	4	・学校において個々の学力を伸ばすために、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善を推進します。	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業<No.43①再掲>	日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた指導を行う。	—	—	指導方法等の工夫改善(学習支援)を図るため、加配教員197名を配置した。	指導方法等の工夫改善(学習支援)を図るため、加配教員161名を配置した。	・日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTによる授業を行い、学校全体の授業力の向上に取り組んだ。 ・その結果、児童生徒質問紙において、自己肯定感の高まりに係る項目で、小学校、中学校ともに肯定的な意見が全国に比べ、多くなった。	・学校全体の授業力を組織的に向上させる取組が推進されているが、児童生徒の直接的な指導に多く時間を使う傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・教師の授業改善の目的が児童生徒の資質能力の育成であることを明確にし、学校の授業における課題解決に向けて、その役割を明確にする。 ・これは、学力向上における取組の重点が「授業改善」「学校改善」に置かれており、学校の要として、組織的な関わりを持って、取り組むことで本県の児童生徒の「確かな学力」を育むことにつながることを考える。	教育庁	義務教育課	
47	5	・全ての教員が子どもの貧困問題に対する意識を共有し理解を深めるために、福祉関係の専門家招聘して、学校における校内研修等の実施に努めます。	①校内研修の実施	貧困対策に対する教員の理解促進のため、他部署併任職員による校内研修や学校訪問等を実施する。	—	—	・学校訪問、各種研修会、行政説明等の実施 ①訪問体制の確保 ②各種研修等12講座 ③6地区校長研修会等の行政説明15回 ④免許状更新講習1講座2会場	・学校訪問、各種研修会、行政説明等の実施 ①訪問体制の確保 ②各種研修等9講座 ③6地区校長研修会等の行政説明10回	・学校訪問や各種研修等により貧困問題の意識を共有し、理解を深めることができた。効果として、学力の保障及び自己肯定感を高めることができた。さらに、学校の質を高め、要支援児童生徒を関係機関につなぎ、福祉と連携した児童生徒・家庭支援の充実が図られた。	・校内研修の実施については、年間計画で実施日に限りがあり、時間内での運営がうまくいった状況である。 ・コロナ禍における学校訪問の在り方について	継続	・未訪問校への学校訪問の実施(小中学校) ・生徒指導主事や教育相談担当、養護教諭等の関係職員への理解促進を図る。 ・各教育事務所主催の研修会において、児童生徒に関わる教諭や支援員、相談員等に向けた研修会の実施。	教育庁	義務教育課	
48	6	・学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。	①学力向上学校支援事業<No.45①再掲>	学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	10,394	9,275	①学校支援訪問体制の確保 ②学校運営アドバイザー7名の配置	①学校支援訪問体制の確保 ②学校運営アドバイザー7名の配置	・学校支援訪問は、H25年11月からR3年3月までの7年5か月で、延べ1,700校以上で実施した。全国学力・学習状況調査においては、小学校は全国水準を維持し、中学校は全国との差を縮小している。	・より組織的に授業改善を推進するため、市町村教育委員会と連携し、学校課題解決のため支援を行う必要がある。	継続	・学校支援体制の充実を図り、本年度は21市町村教育委員会と連携して具体的な学校改善・授業改善を推進する。 ・各地区内において学校運営アドバイザーが学校組織マネジメントの視点から地区内のすべての学校を1回以上訪問し、学校課題の解決に向けた支援を行う。	教育庁	義務教育課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
			②家庭教育支援「やなれー」運動充実事業(家庭教育支援アドバイザー養成講座)	保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。	24,268	15,518	家庭教育支援アドバイザー養成講座を2回開催。	家庭教育支援アドバイザー養成講座を1回開催。	・R元年度、2年度は、家庭教育支援アドバイザーとして登録された73名が親のまなびあひプログラムの進行役として各地域で活動している(R元年度からR2年度までに開催224回、参加者4,362名)。	・村や離島によっては、アドバイザーが少数であることから、さらに養成し、人材を育成する必要がある。	継続	・R元年度以降は、これまで養成した家庭教育支援アドバイザーや夢実現「親のまなびあひ」プログラムを活用し、各市町村教育委員会が主体となった家庭教育支援の取り組みが推進されるよう支援を行う。 ・コロナ禍を見据えて遠隔開催の工夫と実施に取り組み。	教育庁	生涯学習振興課
49	7	・全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高めるための教育を行います。	①支持的風土をつくる学校・学級経営等	生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施し、「学力向上推進プロジェクトⅡ方策3」を推進する。	859	239	6教育事務所において、生徒指導(児童会)担当者研修会を実施	6教育事務所において、生徒指導(児童会)担当者研修会を実施	・児童会担当者と生徒指導担当者の合同研修会により、児童の主体的な活動を組織的に展開し、全ての児童に活躍できる場づくりや、友達と協働して課題解決に取り組むことの重要性を共有することができた。	・小学校と中学校が連携し、お互いのよさや課題点を共有することができていない。 ・活動自体が目的化してしまい、児童生徒の社会的自立という目的を意識した取組が展開されていない。	継続	・R3年度は、小学校児童会担当者と中学校生徒会担当者を対象とし、中連携を意識した魅力ある学校づくりを展開していくための研修内容とする。	教育庁	義務教育課
50	8	・児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るためのキャリア教育を推進します。	①キャリア教育推進事業	高校卒業時の進路決定率の改善と教員のキャリア教育実践力の向上及び学校現場における実践取組の普及推進を図る。	396	1,400	キャリア地区講座(6地区(年間1回))において、学校教育全体(授業、行事、HR活動)に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止(別事業で中学校キャリア教育担当に対し研修会を実施)。	・キャリア教育担当教諭向けの研修会を開催し、教員のキャリア教育実践力の向上が図られた。	・R2年度から完全実施になる「キャリア・パスポート」の円滑な実施に向けた研修会等の実施。	継続	・県立学校教育課と連携して、キャリア教育の基本方針をもとに、県の方針や目標、目指す児童生徒像等を周知する。 ・児童生徒の社会的・職業的自立につながるための「沖縄県版キャリア・パスポート」の効果的な実施に向け、学校への周知を図りたい。 ・キャリア地区講座をより充実させるためにキャリア教育年間計画の具体的な作成の手順、それらをもとにキャリア教育の視点を踏まえた授業改善や「キャリア・パスポート」等に反映させるための具体的な方法を演習等を通して実施する。	教育庁	義務教育課
51	9	・地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業(地域学校協働本部・地域未来塾)	地域住民等の参画を得て、学校と協働で教育活動を行う仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援する。	44,752	43,107	①地域学校協働本部を実施する21市町村に対して補助を行った。 ②県主催の研修会を開催した(事務担当者研修会2回、コーディネーター等研修会1回、教育講演会1回、ボランティア等研修会1回)。	①地域学校協働本部を実施する19市町村に対して補助を行った。 ②県主催の研修会を開催した(事務担当者研修会2回、コーディネーター等研修会1回、ボランティア等研修会1回)。	・R2年度は、19市町村232校(83地域学校協働本部)において、地域人材を活用した授業の補佐やクラブ活動支援、登下校の見守り、環境美化、学習支援、体験交流活動などが実施され、日々の交流を通して、学校と地域の連携が深まった。 ・教育講演会は、H28年度からR元年度まで544名、R2年度は71名(オンデマンド)の参加があった。 ・ボランティア研修会は、H28年度からR元年度まで251名、R2年度は53名(オンデマンド)の参加があった。	・事業未実施市町村ごとに子ども達への地域住民活動の状況把握を行い、事業周知に反映させる必要がある。 ・事業に携わる関係者等の研修会の充実を図り、事業課題に対応できるような関係者の質の向上を図る必要がある。	継続	・事業未実施市町村へ事業効果などの説明を行うと同時に、各地域の学校支援や地域住民活動の現状、ニーズを把握する。 ・地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員の関係強化につながる研修内容を企画し、地域と学校の連携を一層推進する。 ・県推進委員会において、事業の効果的な推進について検討するとともに、様々な分野からの意見を取り入れ、連携を図っていく。	教育庁	生涯学習振興課
52	10	・地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子ども教室)	地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援する。	29,166	21,362	放課後子ども教室を実施する21市町村に対して補助を行った。	放課後子ども教室を実施する19市町村に対して補助を行った。	・H28年度からR元年度まで参加した児童延べ681千人、参加した大人延べ123千人、R2年度は、19市町村139教室で事業が実施され、参加した児童延べ1,055千人、参加した大人延べ22千人であった。 ・多くの大人が子どもたちへの教育活動に関わることで「地域の子どもの地域で守り育てる」気運が高まった。	・事業未実施市町村ごとに放課後対策の状況把握を行い、各地域に応じた効果的な事業の周知を図る必要がある。 ・事業に携わる関係者等の研修会において、ボランティアを確保する(時間を増やすための手法などを題材に取り上げる)。 ・県推進委員会において、事業の効果的な推進について検討するとともに、様々な分野からの意見を取り入れ、連携を図っていく。	継続	・事業未実施市町村へ事業効果などの説明を行うと同時に、各地域の放課後対策の現状、ニーズを把握する。 ・事業に携わる関係者等の研修会において、ボランティアを確保する(時間を増やすための手法などを題材に取り上げる)。 ・県推進委員会において、事業の効果的な推進について検討するとともに、様々な分野からの意見を取り入れ、連携を図っていく。	教育庁	生涯学習振興課
53	11	・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業(地域学校協働本部・地域未来塾) <No.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	44,752	43,107	地域未来塾を実施する6市町村に対して補助を行った。	地域未来塾を実施する7市町村に対して補助を行った。	・H28年度からR元年度までの地域住民等による学習支援(地域未来塾)の参加生徒数は延べ136,145人、R2年度は、7市町村22中学校において実施され、参加生徒数は延べ15,755人であった。 ・学習支援(地域未来塾)の実施により、児童生徒の学習習慣の定着が図られた。	・事業未実施市町村への事業拡大、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保。	継続	・事業未実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課
54	12	・児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティ・スクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。	①コミュニティ・スクールに係る調査等の対応	文部科学省からのコミュニティ・スクール事業希望調査、コミュニティ・スクール事業指定検討状況調査などをとりまとめ報告する。	—	—	市町村教育委員会に対して依頼があれば情報を提供していく。	市町村教育委員会に対して依頼があれば情報を提供していく。	・R2年度は、コミュニティ・スクールを導入した自治体が8市村、学校が98校と年次ごとに増加している。導入した市村では、地域との連携が図られ、地域による見守り放課後子ども教室の開設など、地域との繋がりが強化された。	・市町村におけるコミュニティ・スクールの導入率は24.2%と全国の平均値(27.2%)より若干低くなっている。 ・本制度の趣旨や実施方法等についての理解を、保護者、地域住民、教職員等に図る必要がある。	継続	・県内でコミュニティ・スクールを導入している市町村教育委員会の取り組みについて学校訪問等を行い成果や課題等の情報を収集し、必要に応じて、来た導入していない市町村教育委員会へ情報を提供する。また、先進的に実施している他県の取り組みの成果や課題等を踏まえ、支援していく。	教育庁	義務教育課

教育の支援

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
55	13	・学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進します。	①就学援助制度周知広報事業	就学援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにするため、テレビやラジオ等を通して県民に広く制度の周知・広報を行うとともに、全児童生徒へ配布できるようリーフレットを作成する。	15,707	—	テレビやラジオCM、コンビーロ広告、WEB広告、関連施設にてポスター掲載やリーフレット配布等を行ったほか、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。 ①テレビCM288本、ラジオCM234本 ②リーフレット20万枚、ポスター1620枚	廃止	・テレビCM等を通して援助を必要とする保護者が情報を得ることができたほか、マイナスイメージの払戻にもつながった。 ・リーフレットのデータを市町村に提供し、アレンジして活用してもらうことにより、周知の取組を支援することができた。 ・周知等により、就学援助率はH28年度の21.57%からR元年度は24.23%となった。	・市町村単独事業として実施されている。準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	縮小	・今後は県の広報媒体手段(テレビ、ラジオ)を通して引き続き全県的な周知を行う。 ・全児童生徒にリーフレットの配布は引き続き行う。	教育庁	教育支援課
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業)	就学援助の充実を図る事業として、H27年度と比較し新規又は拡充して実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	310,727	166,284	就学援助の充実を図る事業を実施する33市町村に対して交付金を交付した。	就学援助の充実を図る事業を実施する34市町村に対して交付金を交付した。	・取り組みの継続により就学援助受給者数がH27比と比べ約5,000人増加し、経済的援助を必要とする家庭での、新入学学用品購入支援に繋がった。	申請者の増加に伴い、自治体によっては予算上の負担が大きくなっている。	継続	・事業が継続して実施できるよう、自治体の予算措置や制度について検討する必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
56	14	・市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の効果的な周知方法、県内外の好事例の情報提供など制度を利用しやすい環境の整備を促進します。	①就学援助市町村担当者連絡会議の開催	就学援助担当者会議を開催し、対象費目や単価等の全国調査結果の共有や効果的な周知方法について意見交換などを行う。	—	—	市町村担当者連絡会議を1回開催し、他自治体の対象費目や単価、周知方法及び他県自治体の先進事例等を紹介し、就学援助事業の改善を促した。	コロナウイルス感染症の影響により、書面にて意見交換会を開催した。	・就学援助制度の現状、課題、対応等について市町村と共通認識が図られ事業の適切な実施が促された。	・要保護・準要保護児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、実施主体である市町村において、十分な財源措置が求められる。 ・市町村単独事業として実施されている。準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対して十分な財政措置について引き続き要請していく。 ・他自治体の取組状況を共有し、意見交換を行い制度が効果的に実施できるよう、市町村担当者会議を引き続き開催する。	教育庁	教育支援課
57	15	・就学援助制度の適切な運用を図るため、市町村における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促進します。	①就学援助制度周知広報事業<No.55①再掲>	連絡会議や通知等で小中学校における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促すとともに、制度の周知に活用できるリーフレットを作成する。	15,707	—	テレビやラジオCM、コンビーロ広告、WEB広告、関連施設にてポスター掲載やリーフレット配布等を行ったほか、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。 ①テレビCM288本、ラジオCM234本 ②リーフレット20万枚、ポスター1620枚	廃止	・テレビCM等を通して援助を必要とする保護者が情報を得ることができたほか、マイナスイメージの払戻にもつながった。 ・リーフレットのデータを市町村に提供し、アレンジして活用してもらうことにより、周知の取組を支援することができた。 ・周知等により、就学援助率はH28年度の21.57%からR元年度は24.23%となった。	・市町村単独事業として実施されている。準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	縮小	・今後は県の広報媒体手段(テレビ、ラジオ)を通して引き続き全県的な周知を行う。 ・全児童生徒にリーフレットの配布は引き続き行う。	教育庁	教育支援課
			②就学援助市町村担当者連絡会議の開催<No.56①再掲>	就学援助担当者会議を開催し、対象費目や単価等の全国調査結果の共有や効果的な周知方法について意見交換などを行う。	—	—	市町村担当者連絡会議を1回開催し、他自治体の対象費目や単価、周知方法及び他県自治体の先進事例等を紹介し、就学援助事業の改善を促した。	コロナウイルス感染症の影響により、書面にて意見交換会を開催した。	・就学援助制度の現状、課題、対応等について市町村と共通認識が図られ事業の適切な実施が促された。	・要保護・準要保護児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、実施主体である市町村において、十分な財源措置が求められる。 ・市町村単独事業として実施されている。準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対して十分な財政措置について引き続き要請していく。 ・他自治体の取組状況を共有し、意見交換を行い制度が効果的に実施できるよう、市町村担当者会議を引き続き開催する。	教育庁	教育支援課
58	16	・障害のある児童生徒等への支援の充実を図るため、特別支援教育就学奨励費等を通じた支援を行います。	①特別支援教育就学奨励事業	県立特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費について支援を行う。	250,695	225,493	県立特別支援学校において就学奨励費等の助成を実施した。	県立特別支援学校において就学奨励費等の助成を実施した。	・特別支援学校へ就学する児童等の保護者等に対し、H28年度からR元年度までで8,812名、R2年度は2,319名の経済的負担を軽減した。	・継続的に事業に取り組むことが重要である。 ・個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、支援の決定に必要な保護者提出の一部資料を省略する等、手続の簡素化を行う必要がある。	継続	・継続して就学支援に取り組むとともに、個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、提出書類の一部を省略する等、更なる保護者等負担の軽減を図っていく。	教育庁	教育支援課
59	17	・障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進します。	①校内支援体制の機能化等(インクルーシブ教育システム整備事業)	幼少中高校の特別支援教育に係る校内支援体制の構築を図るために、教職員の指導力・支援力および専門性の向上を図る。	5,172	2,216	公立学校を対象に研修を実施した。 ①新任管理職研修:3地区各1回、管理職研修:6地区各1回 ②コーディネーター養成研修:6地区各1回 ③幼稚園特別支援教育実践研修:5地区各1回 ④小中特別支援学級・通級指導担当者研修:6地区各1回	公立学校を対象に研修を実施した。 ①新任管理職研修:中・止 ②コーディネーター養成研修:中・止 ③幼稚園特別支援教育実践研修:中・止 ④小中特別支援学級・通級指導担当者研修:4地区各1回	・R2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、計画通り実施できない研修もあったが、公立学校(小中)を対象に、管理職研修や一般教員研修、特別支援学級・通級指導担当者研修を通して、教員の資質向上を図ることができた。また、巡回アドバイザー・専門家チームの派遣等により学級支援を進め、具体的支援方法等の情報共有を図ること、個別の教育支援計画の作成率が前年度より上昇し、切れ目ない支援に向けた体制整備が図られた。	・特別支援学級の増加に伴い、担当する教員の資質向上を図るとともに、幼小中、高校、特別支援学校全ての校種において、インクルーシブ教育システムの理念や在り方を正しく理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応する教育課程や教育実践力の向上が求められる。	継続	・インクルーシブ教育システムの重要な観点としての「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率の向上を図るため、全ての管理職への周知と当該校の校内支援体制の構築が必要となる。そこで、引き続き管理職研修を開催し、インクルーシブ教育システム構築についての周知と理解を促す。	教育庁	県立学校教育課
			②特別支援学級設置要件の撤廃	特別支援学級の設置については、同一障害種の児童生徒の人数が3人以上が必要との要件を撤廃し、1人でも設置可能とする。	—	—	対象児童生徒1人からでも特別支援学級を設置できた。	対象児童生徒1人からでも特別支援学級を設置できた。	・特別支援学級の設置要件を撤廃したことにより、R2年度は、小学校1,034学級、受入人数5,512人、中学校398学級、受入人数1,894人となり、児童生徒一人一人によりきめ細かな学習指導を行うことができた。	・特別支援学級設置の下限撤廃により、教室や教員の確保に努める必要がある。	継続	・今後も引き続き対象児童生徒が1人からでも特別支援学級の設置は可能とする。	教育庁	学校人事課
60	18	・義務教育未修了者や不登校等で形式卒業となつた者等に対する就学機会を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。	①夜間中学二一三調査	「夜間中学校等設置検討委員会」の立ち上げを市町村に再度依頼し、情報交換会において、設置場所や実施主体等の検討を行う。 また、情報収集のため、県外の先進地域の視察を行う。	574	147	夜間中学の設置主体や設置規模等、その在り方の検討に資するため、県内市町村の検討状況や全国の動向を注視し、その状況について市町村と情報共有していく。	夜間中学の設置主体や設置規模等、その在り方の検討に資するため、県内市町村の検討状況や全国の動向を注視し、その状況について市町村と情報共有していく。	・那覇教育事務所管内市町村と情報交換会を開催し、設置に向けた情報共有及び意見交換を行うことができた。 ・大府や奈良県の取組について現地視察を行い、現状や課題について情報収集を行った。	・設置には様々な関係機関との連絡調整及び意見交換を行う必要があり、まずは、設置主体となる可能性のある市町村において設置検討を依頼する必要がある。	継続	・昨年同様、市町村設置検討委員会の立ち上げを呼びかけ、情報交換会で市町村の状況を把握するとともに、引き続き国の支援制度や県外先進地域の取組状況を把握する。 また、県立での設置に関連して、市内連絡会議に参加し、情報共有を図る。	教育庁	義務教育課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
61	19	・教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。	①生活保護制度	生活保護法第32条第2項により、教育扶助のための保護食品は、被保護者の通学する学校の長に対しても交付できることとなっているので、これを活用する。	93,256	83,772	県内の各福祉事務所において、小中学生のいる生活保護世帯の教育扶助費の一部について学校長に直接払いを行った。	県内の各福祉事務所において、小中学生のいる生活保護世帯の教育扶助費の一部について学校長に直接払いを行った。	・教育扶助費を学校長に直接払うことにより、給食費等の滞納の削減につながった。	・直接払いが実施できる仕組みを活用し、引き続き、教育扶助の適正な給付に努める。	継続	・教育扶助については、扶助費が生活費に費消されることのないよう、世帯の生活実態を把握しながら、学校長への直接払いを進めていく。	子ども生活福祉部	保護・支援課
62	20	・低所得世帯の子どもを対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する地域の取組を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)<No.11①再掲>	市町村が設置する子供の居場所におけるキャリア形成等支援(体験活動等)の普及促進を行う。	1,031,774	1,125,464	市町村が設置する子供の居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動も行うよう、普及促進に努めた。	市町村が設置する子供の居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動を実施した結果、子ども達の対人関係の改善や将来の選択が広がったなどの効果がみられた。	・R2年度は、子供の居場所27市町村144箇所のうち、20市町村70箇所においてキャリア形成支援を行った。 ・キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動を実施した結果、子ども達の対人関係の改善や将来の選択が広がったなどの効果がみられた。	・キャリア形成等支援活動を行っていない子供の居場所の実態把握と、居場所の実情に応じた活動の検討	継続	・取組の成果や好事例の共有等を行い、更なる普及促進を図る。 ・県内市町村が、R4年度以降も当該事業の継続を要請していることから、県としても、関係機関と連携し、国に対し、事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
63	21	・低所得世帯の子どもが、様々な体験・交流の機会等を通じて、自己肯定感を高め、生きる力を育む取組を促進します。	①青少年交流体験事業	県内の青少年を他県に派遣し、文化交流・学習の機会を設けることにより青少年の健全育成を図る。	7,599	1,666	小中高生を九州へ、小中学生を兵庫県へ派遣し、交流活動や自然体験活動を行った。 ①小中高生(九州):1回 ②小中学生(兵庫県):1回	小中高生を九州へ、小中学生を兵庫県へ派遣し、交流活動や自然体験活動を行った。 ①小中高生(九州):中止 ②小中学生(兵庫県):1回	・H28年度からR元年度までに、小中高生667名を九州へ、小中学生348名を兵庫県へ派遣した。R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、九州との交流事業は中止。兵庫県との交流事業はWEB交流イベントに変更し7名が参加した。 ・イベントを通じて協調性やコミュニケーション力を育成した。	・コロナ禍の中でも研修の各プログラムが安全・円滑に行われるよう、研修内容を再検討する必要がある。 ・幅広い年齢層の児童・生徒に研修を知ってもらう必要がある。	継続	・引き続き(公社)沖縄県青少年育成県民会議及び教育庁と緊密に連携をとり、事業実施体制を強化していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②青少年の家族体験活動モデル事業(R元年度廃止)	無料塾等に通う子どもたちに対し、青少年の家を活用した体験活動等の機会を提供する。	4,836	—	少年の家を拠点として、体験・交流事業を4回実施した。	廃止	・H30年度からR元年度までに延べ353人が体験・交流事業に参加し、青少年の家が実施する野外放牧や自然体験等の活動を通じて地域への興味、関心が高まった。	・施設は、通常一団体に引率責任者を置き利用までの期間、施設側と体験プログラムの内容、スケジュール等の事前調整を複数回行いが、本事業では、自立的な参加者等との関係者等と調整を行う必要があったことや、参加者の把握、連絡等に時間を要した。	廃止	—	教育庁	生涯学習振興課
64	22	・生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組めます。	①生活困窮者自立支援事業(子どもの健全育成事業)	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	40,310	43,306	生活保護世帯及び生活困窮世帯を対象とした学習支援教室を17町村21箇所設置した。	生活保護世帯及び生活困窮世帯を対象とした学習支援教室を17町村22箇所設置した。	・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対し、H28年度からR元年度までで365人、R2年度は93人に学習支援を実施した。 ・利用人数が定員の目安を超過する学習支援教室については、新教室を開設することで受入体制の強化を図った。 ・R2年度の支援児童生徒のうち、中学3年生18人が高校を受験し、18人が合格した(合格率100%)。	・学習習慣の定着や習熟度の向上、切れ目のない支援のため、今後とも継続的に事業に取り組む必要がある。 ・新型コロナウイルスのような感染症の拡大が懸念される中でも途切れることなく支援を実施できるよう、支援体制の構築が必要である。	継続	・感染症の拡大等が懸念される中でも途切れることなく学習支援を実施するために、オンライン授業等の実施できる体制を構築することで、支援の継続を図る。	子ども生活福祉部	保護・支援課
			②子育て総合支援モデル事業	貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施する。	348,548	429,269	準要保護世帯の小中学生(17町村24教室)及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生(16教室)を対象とした学習支援を実施した。	準要保護世帯の小中学生(17町村24教室)及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生(17教室)を対象とした学習支援を実施した。	・準要保護世帯の小中学生に対し、H28年度からR元年度までで2,512人、R2年度は708人、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、H28年度からR元年度までで930人、R2年度は295人に学習支援を実施した。 ・R2年度の支援児童生徒のうち、中学3年生175人中174人が高校に合格(99.4%)したほか、高校3年生157人が大学や専門学校等を受験し、133人が合格(84.7%)した。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学年、学力ごとにきめ細かく対応できる環境作りが必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大学等合格率となっているが、一方で、非行や学習習慣の定着が難しい子どもおり、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	継続	・継続して学習支援に取り組むとともに、委託者や子ども、保護者、自治体等の意見を聞くなど、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。 ・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。 ・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
65	23	・児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。	①児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実	養育環境等により、十分な学習機会が確保されていなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	19,826	20,100	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し、入所児童に対して学習支援を行った。	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し、入所児童に対して学習支援を行った。	・R2年度において、児童養護施設等入所する245人の小中学生に対して学習支援を行い、児童生徒の基礎学力の向上が図られた。 ・H30年度の児童養護施設の子どもの高等学校進学率が100%となっている。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、学習意欲の個人差も大きく、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を促進していく。児童一人一人へのきめ細やかな学習支援を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
66	24	・子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)<No.11①再掲>	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	1,031,774	1,125,464	事業を実施する30市町村に対して補助を行った。市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	事業を実施する31市町村に対して補助を行った。市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	・R2年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に118人が配置され、子供の居場所が27市町村に144箇所設置された。 ・H28年度からR元年度までで延べ20,085人、R2年度は延べ7,568人に対し、子供の貧困対策支援員が支援したほか、H28年度からR元年度までで延べ1,067,852人、R2年度は延べ295,797人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	・一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。 ・離職する支援員も多いことから、人材の定着が進まず、研修等を行っても、技術が蓄積されない。 ・沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。 ・県内市町村が、R4年度以降も当該事業の継続を要請していることから、県としても、関係機関と連携し、国に対し、事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
			②子どもの居場所に対する食料提供の支援	JAファーマーズマーケットにおいて、生産者の善意により提供される食料品(青果物)を、子ども食堂など居場所を運営する施設に寄付する取組づくりの支援を行う。			生産者から子どもの居場所へ食品を寄付することについて、JAファーマーズ推進部と協議し、食料提供の取組づくりを支援した。	生産者から子どもの居場所へ食品を寄付することについて、JAファーマーズ推進部と協議し、食料提供の取組づくりを支援した。	・H29年8月からJAファーマーズマーケットとしまんまらち市場をモデル店舗、一般社団法人教育振興会が運営する子供の居場所モデル事業者として、週2回、食産物産物を無償提供する取組がスタートした。子供の居場所の安定的な運営支援に繋がった。また、県産農産物を食べってもらうことで食育の一環にもなっている。	当該取組をモデルとして、他店舗、他業者へ生産者と事業者の理解を得て展開していくことが課題となっている。	継続	・モデル店舗、モデル事業者での取組においての課題等を検証し、他店舗へ順次拡大していくことを検討する。 ・JAファーマーズマーケットちやんぷる一市場(中部)でも独自の取組として、子供の居場所の食料提供の取組が行われている。当該としては、他店舗への情報共有により活動への理解を深め、取組拡大につなげていきたいと考えている。	農林水産部	流通・加工推進課
67	25	・子どもの居場所が設置されていない小学校区への居場所開設を促進するため、居場所開設にかかる経費の支援や講座を実施します。	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(子ども食堂開設支援事業)	子ども食堂の開設する団体に対し助成する。また、子ども食堂の運営者や開設希望者を対象に研修を実施する。		1,762	子ども食堂を開設する団体に対する助成の実施に向け補助金交付要綱を作成した。	子ども食堂を開設する団体に対する助成を実施した。	・R2年度は4団体に助成を実施し、4箇所の子ども食堂が開設され、子どもが過ごせる場所の増加に繋がった。	・子ども食堂開設希望者に対し、情報が行き届くように周知方法の工夫が課題となっている。	継続	・応募のあった団体に対し適切な審査を行い、補助金を交付し子ども食堂の開設を支援する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
68	26	・子どもが安心して過ごせる居場所をさらに充実するための、民間団体等の資金を活用した居場所の設置を促進します。	①沖縄子どもの貧困緊急対策事業(子供の居場所等の連絡会運営支援事業) <No.13①再掲>	子供の居場所ネットワークを構築し、子供の居場所等に対する中間支援を行うことで、居場所の運営者や支援者がゆるやかなつながり居場所の活動体制を強化し支えたい仕組みをつくる。	11,918	11,944	R元年度11月に沖縄子供の居場所ネットワークを設立した。 ①加入団体数:48箇所 ②支援検討会を2回開催	沖縄子供の居場所ネットワークを活用した居場所の支援を実施した。 ①加入団体数:110箇所 ②支援検討会を2回開催	・ネットワーク事務局において県内外の企業等による支援の受入調整を行い、R2年度は、26件の支援受入を実施し、県内子ども居場所延べ1,501箇所へ支援物資の配布を行った。 ・支援検討会において、コロナ禍における各居場所での取組や困り感等を情報共有し、解決策について検討した。その後、宮古地区と北部地区で開催した圏域での連絡会で情報を共有し、好事例等の普及を図った。	・子供の居場所ネットワーク加入促進のため、ネットワークの取組について周知広報を行い、ネットワーク加入数を増やしている。 ・居場所の運営について抱える課題や運営者の支援に関する悩み等について解決するため、圏域ごとの連絡会等を開催する必要がある。	継続	・子供の居場所ネットワークの取組について周知広報を行い、ネットワーク加入数を増やしている。 ・支援検討会や連絡会を実施することで、好事例等の普及に努め、地域の実情に応じた形のネットワークを構築できるよう取り組む必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
69	27	・専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。	①沖縄子どもの貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子どもに対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。	32,197	31,268	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	・R元年度は延べ3,371名、R2年度は延べ4,949名の子ども達に対し、未所での支援や個別支援を行った。 ・子どもに対してだけではなく、送迎(R元年度は年間1,890回、R2年度は年間2,306回)の際に保護者に対しても積極的にアプローチを行い、信頼関係を構築しながら、世帯全体に対し支援を行ったことから、いじめ問題の収束や不登校児童の学校復帰などの課題解決に繋がった。	・保護者への支援は、子ども達の課題の根本的な解決のため、必要であるが、過度な支援は、居場所に依存し、かえって世帯の自立を妨げる可能性もあることから、関係機関と連携し、慎重に行う必要がある。 ・対象地域が県内南部圏域と広域であるため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験豊富な方を雇用する必要があるが、人材確保が難しい。	継続	・通常の子供の居場所では対応困難な子どもの孤立化を防ぐため、引き続き、拠点型の居場所において、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う。 ・県は、当該事業が、通常の居場所では対応が難しい子ども達の孤立化を防ぐ重要な事業であると考えていることから、関係機関と連携し、国に対し、R4年度以降の事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
70	28	・低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進します。	①放課後児童クラブ支援事業	放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行う。	337,959	234,903	市町村が実施する施設整備事業等に対する補助を実施した。 ①施設整備補助:13市町村21施設 ②家賃補助:1市1施設 ③改修支援補助:1市2施設	市町村が実施する施設整備事業等に対する補助を実施した。 ①施設整備補助:7市町村12施設 ②家賃補助:1市1施設 ③改修支援補助:1市2施設	・H28年度からR元年度までに70施設、R2年度は12施設の施設整備補助を行い、また、H28年度からR元年度までに5施設、R2年度は6施設の改修支援補助を行ったことで、R2年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,239円となり、H28年度の月額平均利用料10,115円と比較して876円、利用者の負担が軽減された。 ・施設整備等により定員の増加が図られ、登録児童数はH28年度の15,501人からR2年度は21,968人となった。	・クラブ数については、H26年度の342クラブから532クラブと増加しているものの、利用ニーズの高まりにより、登録できなかった児童数(R元年度670人、R2年度661人)が高止まりの状況にある。	継続	・登録できなかった児童数は高止まりの状況にあるため、放課後児童クラブの設置促進を図る必要がある。 ・放課後児童クラブの平均月額利用料が横ばいの状況にあることから、公的施設活用クラブの整備促進等により、一層の改善を促す必要があるほか、貧困世帯に対する支援も必要となっている。	子ども生活福祉部	子育て支援課
71	29	・地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保や、児童館職員の資質向上に関する取組を支援します。	①児童厚生員等研修	児童館で従事する職員を対象に、児童館の運営上必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。	452	27	児童館職員に対する研修を6回実施した。	コロナウイルス感染拡大のため研修中止。	・H28年度からR元年度まで延べ1,764人の児童館職員に対して研修を実施することにより、運営に必要な知識や技術の習得が進み、児童館職員の質の向上が図られた。	・児童館職員については、有期の臨時職員・嘱託職員として雇用する自治体が多いため、継続性が保たれず、経験によるノウハウの蓄積が難しいことから、継続的な研修制度が不可欠となっている。	継続	・子どもの貧困対応が求められる状況下で、子どもの居場所として児童館の果たす役割が顕著されており、児童館職員の資質向上を図る必要があるため、今後も継続して児童厚生員等研修を実施する。	子ども生活福祉部	子育て支援課
72	30	・親の就労状況等に応じて、放課後児童クラブや児童館等の地域資源を活用し、子どもの夜の居場所の確保を促進します。	①沖縄子どもの貧困緊急対策事業(市町村事業) <No.11①再掲>	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	1,031,774	1,125,464	事業を実施する30市町村に対して補助を行った。市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	事業を実施する31市町村に対して補助を行った。市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	・R2年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に118人が配置され、子供の居場所が27市町村に144箇所設置された。 ・H28年度からR元年度まで延べ20,085人、R2年度は延べ7,556人に対し、子供の貧困対策支援員が支援したほか、H28年度からR元年度まで延べ1,067,852人、R2年度は延べ295,797人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	・一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。 ・離職する支援員も多いことから、人材の定着が進まず、研修等を行っても、技術が蓄積されない。 ・沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。 ・県内市町村が、R4年度以降も当該事業の継続を要望していることから、県としても、関係機関と連携し、国に対し、事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
73	31	・対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えた子ども・若者が、孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。	①子ども・若者育成支援事業(NPO団体等補助)	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。	10,493	8,577	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う団体に対し、助成した。	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う団体に対し、助成した。	・R2年度は、困難を抱えた子ども・若者の支援活動を行う5団体に助成し、居場所の提供、活動プログラムの実施及び訪問支援等を延べ2,594人に行った結果、登校や就労、メンタルヘルスの改善など自立に向けて一定の成果に繋がった。	・支援を要する子ども・若者は全県にいて、助成した団体の活動拠点に地域的な偏りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に向けて取り組む必要がある。	継続	・引き続き支援団体や関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
74	32	・児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進するとともに、学校の歯科検診でむし歯を要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するとともに、対策を講じます。	①養護教諭の研修 養護教諭への研修会を実施し、学校歯科保健の推進を図り、う歯等の歯に関する健康課題の解決を図る。	—	—	全養護教諭を対象とした研修会を実施 ①地区別養護教諭研修会:1回 ②県養護教諭研修会:1回	全養護教諭を対象とした研修会を実施 ①地区別養護教諭研修会:1回 ②県養護教諭研修会:1回	・健康診断の事後措置や歯科未受診への対応に関する研修会を実施した。 ①地区別養護教諭研修会参加者:H28年度からR元年度まで1,720人、R2年度465人 ②県養護教諭研修会参加者:H28年度からR元年度まで1,663人、R2年度464人 ・健康診断受診後に歯科受診を促した生徒が実際に歯科医を受診した児童生徒数の割合は、H30:27.1%、R元:27.4%、R2:18.5%となった。R2についてはコロナの影響等により受診率が低下していると考えている。	・各学校の実態に応じた歯科未受診者への対応。 ・コロナ禍で各養護教諭への伝達が書面だけとなった。	継続	・各校の実態に応じた歯科未受診者への対応。 ・研修会での行政説明の実施	教育庁	保健体育課	
			②歯科保健推進事業<No.39①再掲> むし歯を予防するため、子どもの発達段階に応じた正しい歯みがき習慣を身につけるよう推進する。	5,446	5,839	①「歯と口の健康週間」及び「歯がんじゅう月間」でむし歯予防等に関する啓発を実施。 ②沖縄県歯科口腔保健推進協議会を1回開催。	①「歯と口の健康週間」及び「歯がんじゅう月間」でむし歯予防等に関する啓発を実施。 ②沖縄県歯科口腔保健推進協議会を1回開催。	・歯と口の健康週間、歯がんじゅう月間等において、歯みがきの重要性等に関する普及啓発を行うことができた。 ・沖縄県歯科口腔保健推進協議会において、関係機関・団体間で、情報共有を図ることができた。	・児童生徒のむし歯は年々減少し、改善しているが、各学年ともむし歯有病率が全国ワーストの状況が続いている。 ・歯みがきに加え、フッ化物を応用することでむし歯予防効果が高まるが、フッ化物応用については効果や安全性を疑問視するという意見が一部に根強く残っている。	継続	・「歯と口の健康週間」や「歯がんじゅう月間」等で、今後も啓発を継続し、科学的根拠に基づいたむし歯予防対策を推進していく。 ・沖縄県歯科口腔保健推進協議会を開催し、学齢期の歯科保健にも関係機関・団体と今後も情報共有を図っていく。	保健医療部	健康長寿課	
75	33	・児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた基本的生活習慣を身につけることができるよう推進します。	①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業<No.37②再掲> 社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の環境改善等、生活環境改善を図るための補助を行う。	— (3,931)	4,583	小規模化等、生活環境改善を図る児童養護施設に対する補助を行った。	小規模化等、生活環境改善を図る児童養護施設に対する補助を行った。	・地域小規模児童養護施設について、H28年度からR元年度まで5施設、R2年度は2施設の整備を行った。 ・小規模化を進めたことにより、家庭的な環境の中で職員との個別な関係を重視したきめ細かなケアを提供することが可能となった。 ・小規模化により、生活単位毎で居室のルールを定めることが可能となり、当番制を廃止する施設があるなど、児童の自主性を高める取組が実践できている。 ・また、小規模化に際して地域社会の民間住宅等を活用することにより、近隣住民と関わりを持つことが可能となり、子どもの社会的自立を促すことにも繋がっている。	・施設の環境改善により、施設職員一人一人に求められるスキルが高まること想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の環境改善を促していく。 ・施設職員は家庭的養育を実践するため、調理、生活全般の支援、地域対応など多様な役割を求められることから、資質向上のための研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
76	34	・児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。	①職業指導員による自立に向けた支援 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	15,122	10,645	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所・退所児童に対する自立支援活動を促進していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
			②自立支援担当職員による自立に向けた支援 児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員(自立支援担当職員)を配置し、入所児童等の退所後の自立に向けた支援の充実を図る事を目的とする。	—	4,997	—	児童養護施設1施設に自立支援担当職員1人を配置した。	・R2年度において、児童養護施設退所した児童も含め31人の児童に対して、自立支援に関する取り組みが図られた。	・各施設によりアフターケアへの取組に違いが生じていることから、社会的自立支援事業の事業者が中心となり施設間で支援内容を共有し、統一的な支援を実施していく必要がある。	継続	・各施設によりアフターケアへの取組に違いが生じていることから、社会的自立支援事業の事業者が中心となり施設間で支援内容を共有し、統一的な支援を実施していく必要がある。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
77	35	・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、退所児童へのアフターケアとして就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充します。	①職業指導員による自立に向けた支援<No.76①再掲> 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	15,122	10,645	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所・退所児童に対する自立支援活動を促進していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
78	36	・放課後児童クラブの保育料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進します。	①放課後児童クラブの公的支援事業<No.70①再掲> 放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対する補助を行う。	337,959	234,903	市町村が実施する施設整備事業等に対する補助を実施。 ①施設整備補助:13市町村21施設 ②家賃補助:1市3施設	市町村が実施する施設整備事業等に対する補助を実施。 ①施設整備補助:7市12施設 ②家賃補助:1市1施設 ③改修支援補助:1市2施設	・H28年度からR元年度までに70施設、R2年度は12施設の施設整備補助を行い、また、H28年度からR元年度までに5施設、R2年度は2施設の改修支援補助を行ったこと、R2年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,239円となり、H26年度の月額平均利用料10,115円と比較して876円、利用者の負担が軽減された。 ・施設整備等により定員の増加が図られ、登録児童数はH28年度の15,501人からR2年度は21,968人となった。	・クラブ数については、H26年度の342クラブから53クラブと増加しているもの、利用ニーズの高まりにより、登録できなかった児童数(R元年度670人、R2年度661人)が高止まりの状況にある。	継続	・登録できなかった児童数は高止まりの状況にあるため、放課後児童クラブの設置促進を図る必要がある。 ・放課後児童クラブの月額平均利用料が幅広い状況にあることから、公的施設活用クラブの整備促進等により、一層の改善を促す必要があるほか、貧困世帯に対する支援も必要となっている。	子ども生活福祉部	子育て支援課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業②)	放課後児童クラブ負担軽減事業として、H27年度と比較し新規又は拡充して実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	59,145	59,209	放課後児童クラブ負担軽減事業を実施する15市町村に対して交付を行った。	放課後児童クラブ負担軽減事業を実施する15市町村に対して交付を行った。	・H28年度からR1年度までで5,260名、R2年度は2,198名の負担軽減を行った。 ・継続した事業実施により、事業が浸透し、低所得世帯の放課後児童クラブ利用者数が増加し、児童の家庭での孤立を防止、家庭学習の定着に繋がった。	・放課後の家庭で、児童が孤立するのを防ぐため、引き続き市町村へ事業の実施を呼びかける必要がある。	継続	・市町村からの継続要望の強い事業であるため、今後も継続した事業を実施し、未実施の市町村に対しては、他の市町村の状況等を共有し、引き続き事業の実施を呼びかけていく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
79	37	・子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組みます。	②こども医療費助成事業<No.42②再掲>	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	1,607,285	1,176,380	市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行った(41市町村)。	市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行った(41市町村)。	・H28年度からR2年度までに、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学校卒業までの児童を対象に272,483件の医療費助成への支援を実施することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成とともに保護者の経済的負担の軽減が図られた。 ・また、H30年10月から、就学前児に対する現物給付を導入し、利用者の利便性の向上が図られた。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の拡大に向けて強い要望がある。 ・制度の拡充にあたっては、市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要がある。	拡充	・R4年4月から通院の対象年齢を、現在の就学前までから、中学校卒業まで拡大することとし、あわせて、可能な限り全市町村で現物給付を実施できるよう市町村と協議を行う。	保健医療部	保健医療総務課
80	38	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。	①母子家庭等医療費助成事業<No.42①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	301,689	201,315	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	・H28年度からR2年度までに、全市町村において、ひとり親家庭等の保護者及び児童を対象に994,686件の医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・H28年度から自動償還の導入に向けて、市町村に対してシステム改修費の補助を行った。 ・自動償還導入後の市町村の対応状況を確認し、課題の把握、整理を行う必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、他県の実施状況や他の医療費助成制度(こども医療費助成事業、重度心身障害者こども医療費助成事業)を参照し、課題の整理を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
81	39	・中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。	①バス通学費支援事業	バス等を利用して通学する低所得世帯に対して通学費を支援する。	9,908	242,097	バス等の通学費負担軽減に係る制度の検討を実施。	バス等を利用して通学する低所得世帯に対して通学費を支援した。	・R2年10月から、住民税所得割非課税世帯または児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭の高校生約200名を対象に、自宅から学校までの区間のバス・モジュール通学費の無料化することで経済的負担軽減を行った。	・新入生の入学後、通学費の支援を速やかに行う必要がある。 ・通学費支援の更なる拡充の要望がある。	継続	・新入生に対して4月から支援を開始できるよう、高校入学前からの支援の申請を受け付け、準備を行っている。 ・通学費支援の更なる拡充の要望がある。	教育庁	教育支援課
(3) 高校生期														
82	1	・学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。<No.48再掲>	①家庭教育支援「やなれ」運動充実事業(家庭教育支援アドバイザー養成講座)<No.48②再掲>	保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。	24,268	15,518	家庭教育支援アドバイザー養成講座を2回開催。	家庭教育支援アドバイザー養成講座を1回開催。	・R1年度、2年度は、家庭教育支援アドバイザーとして登録された73名が親のまなびプログラムの巡回役として各地域で活動している(R1年度からR2年度までに開催224回、参加者4,362名)。	・村や離島によっては、アドバイザーが少人数であることから、さらに養成し、人材を育成する必要がある。	継続	・R1年度以降は、これまで達成した家庭教育支援アドバイザーや夢実現「親のまなびあひ」プログラムを活用し、各市町村教育委員会が主体となった家庭教育支援の取り組みが推進されるよう支援を行う。 ・コロナ禍を見据えて遠隔開催の工夫と実施に取り組む。	教育庁	生涯学習振興課
83	2	・高等学校中途退学者等に対し、学力検査を課さず、志望動機を聞く面接等で入学できる学び直しのための高校や学科の設置などを検討します。	①他県事例等の情報収集	学び直しの高校や学科を設置している他県の情報収集を行う。	—	—	他県の動向等資料収集を行った。	次期編成整備計画の検討を行った。	・「学び直し」が必要な生徒の傾向が変容している事が判明した。	・「学び直し」のネガティブなイメージを持たない魅力的で実現可能な学校づくり。	継続	・次期編成整備計画において、学び直しの機会の提供及び定時制高校の再編について議論することとしている。	教育庁	総務課
84	3	・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。<No.53再掲>	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業(地域学校協働本部・地域未来塾)<No.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	44,752	43,107	地域未来塾を実施する6市町村に対して補助を行った。	地域未来塾を実施する7市町村に対して補助を行った。	・H28年度からR1年度までの地域住民等による学習支援(地域未来塾)の参加生徒数は延べ130,145人、R2年度は、7市町村22中学校において実施され、参加生徒数は延べ15,755人であった。 ・学習支援(地域未来塾)の実施により、児童生徒の学習習慣の定着が図られた。	・H28年度より、対象を小中学生から高校生まで拡大したが、県内の高校生の参加数はなかった。 ・高校生を対象とする場合、教科の専門性が高まるため、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保が難しい。	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課
85	4	・不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、親の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。<No.22再掲>	①教育相談・就学支援員配置事業<No.22①再掲>	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る。	28,880	29,181	県立高等学校20校23課程に就学支援員を派遣し、カウンセリング等を実施した。	県立高等学校22校26課程に就学支援員を派遣し、カウンセリング等を実施した。	・校内における支援、家庭へのアウトリーチ支援等をH28年度からR1年度まで4,124人に対して実施した。 ・R2年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響による一斉休校や対面支援等において多くの制限がある中、支援等を計画どおり実施できた(支援生徒数:934人)。 ・支援をした生徒の登校改善率はR1年度の84%からR2年度は88%と上昇した。	・これまでの準不登校、不登校状態の生徒への支援に加え、不登校の未然防止への取組体制の充実を図る必要がある。具体的には、校内における個別支援(教育相談担当教諭やSGによる支援)に加え、家庭や生徒をとりまく生活環境へのアプローチを含む、アウトリーチ支援を福祉的支援の視点から行う必要がある。 ・未然防止の観点から支援スキルや支援情報の共有や福祉との協働体制を構築する必要がある。	拡充	・就学継続を支援する支援員(心理系・福祉系)等、不登校生徒の多い施設に配置し、教職員と協働して生徒支援を行う。 ・支援員は、心理系・福祉系の複数配置とし、校内における生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で行う。 ・就学継続支援員研修や各校の教職員を含む情報交換会等を行い、支援ノウハウの共有や教職員との協働体制づくりの実践事例を共有し、各校の支援体制充実を図る。	教育庁	県立学校教育課
86	5	・高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困対策の情報共有などにより、対策の強化を図ります。	①校内中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策担当者加配校連絡協議会の開催	中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策担当者加配校連絡協議会の開催	—	—	①校内中途退学対策担当者連絡協議会(全県立高校)の開催:1回 ②中途退学対策担当者加配校連絡協議会(中途退学対策担当者加配校)の開催:2回	①全県立高等学校の校内中途退学対策担当者連絡協議会(中途退学対策担当者加配校)の開催:1回 ②全県立高等学校の校内中途退学対策担当者連絡協議会(中途退学対策担当者加配校)の開催:1回	・全県立高等学校の校内中途退学対策担当者連絡協議会を開催し、取組の好事例などの共有や子ども貧困対策施策に係る情報共有を実施。 ・中途退学対策担当者加配校を対象とした連絡協議会では、特別支援教育における「連続による指導」に関する実践報告会を共催。多様な生徒への学びの保障への理解を深め、各学校における中途退学対策に係る支援体制の強化が図られた。	・各学校や課程の違いによって、抱える課題が違つたためそれぞれに合致した講演・ワークショップなどを企画する必要がある。	継続	・中途退学対策担当者連絡協議会については、各学校の企画要望を考慮する。 ・中途退学対策担当者加配校連絡協議会については、より一層の他校との情報共有を高める各学校の組織改革を図らせる。	教育庁	県立学校教育課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
87	6	・中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsoraie等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。<No.25再掲>	①教育相談・就学支援員配置事業<No.22①再掲>	不登校傾向の生徒や中途退学者が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校、就学支援員を派遣し、校内における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る	28,880	29,181	県立高等学校20校23課程に就学支援員を派遣し、カウンセリング等を実施した。	県立高等学校22校26課程に就学支援員を派遣し、カウンセリング等を実施した。	・校内における支援、家庭へのアウトリーチ支援等をH28年度からR元年度まで4,124人に対して実施した。 ・R2年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響による一斉休校や対面支援等において多くの制限がある中、支援等を計画どおり実施できた(支援生徒数、934人)。 ・支援をした生徒の登校改善率はR元年度の84%からR2年度は88%と上昇した。	・これまでの準不登校、不登校状態の生徒への支援に加え、不登校の未然防止への取組体制の充実を図る必要がある。具体的には、校内における個別支援(教育相談担当教諭やOICによる支援)において、家庭や生徒とより多く生活環境へのアプローチを含む、アウトリーチ支援を福祉的支援の視点から行う必要がある。 ・未然防止の観点から支援スキルや支援情報の共有や福祉との協働体制を構築する必要がある。	拡充	・就学継続を支援する支援員(心理系・福祉系等)を、不登校生徒の多い高校に配置し、教職員と協働で生徒支援を行う。 ・支援員は、心理系・福祉系の複数配置とし、校内における生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ、関係機関への接続等の支援を学校と協働で行う。 ・就学継続支援員研修や各校の教職員を含む情報交換会等を行い、支援ノウハウの共有や教職員との協働体制づくりの実践事例を共有し、各校の支援体制充実を図る。	教育庁	県立学校教育課
88	7	・高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。	①高等学校等就学支援金支出事業(高等学校学び直し支援金)	保護者等の所得合計額が基準額未満の生徒に対し、県立高校の授業料を実質的に無償とする。	3,047	1,764	高等学校学び直し支援金を支給した。	高等学校学び直し支援金を支給した。	・H28年度からR元年度までで878名、R2年度は300名の県立高校の生徒に学び直し支援金を支給し、学費負担の軽減(授業料の実質無償化)を図った。	・支給資格の認定にあたっては、申請書を出して認定を受ける必要があるが、制度を理解していないことや、保護者が所得未申告で書類を提出できないことがある。	継続	・就学支援金終了後に学び直し支援金で申請できることから、申請対象者が学校で把握し、今後も継続して生徒への案内を実施することで申請漏れがないよう取り組む。	教育庁	教育支援課
		・高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行う。		高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行う。	16,721	8,698	高等学校学び直し支援金を支給した。	高等学校学び直し支援金を支給した。	・H28年度からR元年度までで通制制高等学校や専修学校高等課程等の生徒1,109名、R2年度は通制制高等学校3校の生徒133人に対して、学び直し支援金(上限297,000円(全日制))を支給し、学費負担の軽減を図った。	・当該事業の対象となる生徒は、在学期間が長く、授業料にかかる高等学校等就学支援金を受給することができない生徒が主である。これら生徒も家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・何らかの理由で高等学校等を中途退学したが、再度学び直す意思のある生徒は一定数存在しており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
89	8	・高等学校進学後の就学継続を総合的に支援するため、県立高等学校への居場所設置の拡充に取り組みます。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(県立高校の居場所づくり運営支援事業)	県立学校内に居場所(サポータールーム)を設置し、支援員を配置。面談や相談等を通して生徒の状況把握を行い、学校と情報を共有しながら学習支援、生活支援、キャリア形成支援、訪問支援等や、不登校及び中途退学者を防止することを目的とした就学支援を行う。	72,592	86,866	県立学校内の居場所(8校)において、支援を実施したほか、新規設置校の調整を実施した。	県立学校内の居場所(10校)において、支援を実施したほか、新規設置校の調整を実施した。	・H28年度からR元年度までで利用者延べ人数38,474名、R2年度は利用者延べ人数30,973名、利用者実人数1,801名であった。 ・支援員が常駐していることで、悩みを抱える生徒が、いつでも支援員の相談支援を受けられることができ、安心して過ごせるエスケープゾーンの場所として定着してきている。また、リフレッシュやケルグダウンのために利用できる場所として多くの生徒が活用している。 ・居場所において、個別支援に加え学習支援やキャリア形成支援、イベントや外部人材を活用した交流支援等を実施。支援員が教職員と連携、協働で支援を行い、不登校の未然防止等、就学の継続に効果あり。(支援体制の充実)	・教職員と支援員が継続的に情報交換・共有を行い、協働体制を構築して支援に取り組むことが必要である。 ・小中学校時に不登校を経験した生徒への支援等、これまでの支援経緯の把握や他機関との連携等の一層の強化等、居場所におけるソーシャルワーク・外部機関との接続機能等を確立する必要がある。	継続	・これまでに蓄積してきた居場所と学校との協働支援に関するノウハウを共有して引き継いでいき、段階的に学校での対応が可能となるよう方を検討する。 ・新規実施校の選定方針を策定の上、同様または喫緊の課題を持つ県立高校について、居場所設置の調整を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
90	9	・高校生一人ひとりの基礎的・汎用的能力を育成するため、教員向けの研修会などを実施するとともに、指定校にコーディネーターを配置し、学校における教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組む。	①キャリア教育推進事業	高校卒業時の進路決定率の改善と教員のキャリア教育実践力の向上及び学校現場における実践取組の普及を推進を図る。	16,070	12,665	①キャリア教育コーディネーターを2校に配置し、学校教育全体に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。 ②教諭及び管理者向け研修会等5回開催した。	①キャリア教育コーディネーターを2校に配置し、学校教育全体に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。 ②教諭及び管理者向け研修会等5回開催した。	・キャリア教育コーディネーター配置校において、学校現場におけるキャリア教育の実践取組を支援した。また、年度末には研究発表会を開催し、他校への情報発信、共有ができた。 ・キャリア教育担当者及び管理者向け研修会の内容を充実させ、各学校において学校の教育活動全体を通じたキャリア教育に関する「全体計画」や「年間計画」を作成する演習を行い、教員の実践力向上が図られた。	・学校の学びと将来のつながりを生徒が実感し、学習意欲を高められるように、キャリア教育の視点を踏まえた授業改善を図る必要がある。 ・小中学校から高等学校までの12年間の学びをつなぐ「キャリアパスポート」の効果的かつ円滑な実施に向けて、「キャリアパスポート」の意義や活用例の周知を図る必要がある。	継続	・本県のキャリア教育の方向性等にそった授業改善を支援するための授業改善プログラムを開発し、学校現場におけるキャリア教育の視点を踏まえた授業の充実を図る。 ・夏地区講座において、「キャリアパスポート」の効果的活用を図る演習を実施する。	教育庁	県立学校教育課
91	10	・アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支援を行います。	①定時制・通信制の学校における生徒指導	定時制・通信制における学校において、アルバイトを推奨する中から就労観を養い、その他卒業後の就職につながるようとする。	—	—	生徒のニーズに合ったアルバイトの求人票を検索するため、ハローワークからの情報収集を行い、掲示板やSHRを利用し情報提供を行った。 外部講師を招いての講演会や合同企業説明会への参加など就職に繋がる取り組みを実施した。	生徒のニーズに合ったアルバイトの求人票を検索するため、ハローワークからの情報収集を行い、掲示板やSHRを利用し情報提供を行った。 外部講師を招いての講演会や合同企業説明会への参加など就職に繋がる取り組みを実施した。	・アルバイト先との密な連絡をとり、学校登校に支障のない勤務時間の調整など、生徒が授業参加できるよう連携を図ることができた。	・将来設計が掛けず、卒業後もアルバイトを続ける生徒が多い。 ・これらも継続的に職業観を待たせる生徒支援を行う必要がある。	継続	・高卒求人に応募する意義や正社員として働くことのメリットを理解させる。 ・社会的・職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供し、円滑に職業につなげられるよう支援する。	教育庁	県立学校教育課
92	11	・県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度などを活用し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組む。	①県外進学大学生支援事業	県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度を創設し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組む。	65,876	69,414	募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者を奨学生として採用、入学支援金を給付した。 過年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。	募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者を奨学生として採用、入学支援金を給付した。 過年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。	・H28年度以降5年間で、能力があるにも関わらず経済的に県外難関の困難な高校合格者を奨学生として採用し、県外難関大学等への進学・修学を支援することができた。	・R2年度から園において開始された、高等教育の修学支援新制度との支援対象の整理が必要となっている。 ・継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・R2年度に支給要件を改正し、家庭の所得要件を緩和し、中所得層の学生も対象に含めることで国の支援制度との支援対象者の整理を図った。 ・今後も、国の支援制度の状況を見ながら、本事業の支援内容等について検討を続けていく。	教育庁	教育支援課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
93	12	・教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ります。	①高等学校等奨学事業	奨学金貸与事業についての情報が必要な生徒に広げられるよう周知を図る。	18,343	17,928	県のホームページで、主な貸与・給付型奨学金情報を掲載した。	県のホームページで、主な貸与・給付型奨学金情報を掲載した。	・H28年度からR元年度までで7,458人、R2年度は1,091人に奨学金を貸与した。 ・H28年度より開始された返還不要の「奨学のための給付金」の実施以後、奨学金貸与は年々減少傾向にあるが、要件を満たす貸与希望者全員を奨学金として採用することができ、低所得世帯における生徒も修学の継続が可能となった。	・適正な債権管理を行い、奨学金の返還率を向上させる必要がある。	継続	・県ホームページ・SNSの活用等により大学等を含めた奨学金情報の提供に努め、必要な生徒に情報が確実に伝わるよう更に取組んでいく必要がある。	教育庁	教育支援課
94	13	・低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。	①子育て総合支援モデル事業 <No.64②再掲>	貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施する。	348,548	429,269	準要保護世帯の小中学生(17町村24教室)及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生(17教室)を対象とした学習支援を実施した。	準要保護世帯の小中学生(17町村24教室)及び児童扶養手当等の受給世帯の高校生(17教室)を対象とした学習支援を実施した。	・準要保護世帯の小中学生に対し、H28年度からR元年度までで2,512人、R2年度は708人、児童扶養手当等の受給世帯の高校生(17教室)を対象とした学習支援を実施した。 ・R2年度の支援児童生徒のうち、中学3年生175人中174人が高校に合格(99.4%)したほか、高校3年生157人が大学や専門学校等を受験し、133人が合格(84.7%)した。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学齢期、学力ごとにきめ細かく対応できる環境作りが必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大学等合格率となっているが、一方で、非行や学習習慣の定着が難しい子どももあり、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	継続	・継続して学習支援に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者、自治体等の意見を聞くなど、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。 ・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。 ・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
95	14	・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。<No.53再掲>	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業(地域学校協働本部・地域未来塾) <No.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	44,752	43,107	地域未来塾を実施する6市町村に対して補助を行った。	地域未来塾を実施する7市町村に対して補助を行った。	・H28年度からR元年度までの地域住民等による学習支援(地域未来塾)の参加生徒数は延べ136,145人、R2年度は、7市町村22中学校において実施され、参加生徒数は延べ15,755人であった(高校生の参加実績なし)。 ・学習支援(地域未来塾)の実施により、児童生徒の学習習慣の定着が図られた。	・H28年度より、対象を小中学生から高校生まで拡大したが、県内の高校生の参加実績はなかった。 ・高校生を対象とする場合、教科の専門性が高まるため、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保が難しくなる。	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課
96	15	・児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出し、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。<No.65再掲>	①児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実 <No.65①再掲>	養育環境等により、十分な学習機会が確保されていなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	19,826	20,100	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し、入所児童に対して学習支援を行った。	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し、入所児童に対して学習支援を行った。	・児童養護施設等入所児童の基礎学力の向上が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、学習意欲の個人差も大きく、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を促進していく。児童一人一人へのきめ細やかな学習支援を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
97	16	・児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営方針の活用等を通して、子どもの発達段階に応じた基本的学習習慣を身につけることができるよう推進します。<No.75再掲>	①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 <No.37②再掲>	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	- (3,931)	4,583	小規模化等、生活環境改善を図る児童養護施設に対する補助を行った。	小規模化等、生活環境改善を図る児童養護施設に対する補助を行った。	・地域小規模児童養護施設について、H28年度からR元年度まで5施設、R2年度は2施設の整備を行った。 ・小規模化を進めたことにより、家庭的な環境の中で職員との個人的な関係を重視したきめ細かなケアを提供することが可能となった。 ・小規模化により、生活単位毎で居るのルールを定めることが可能となり、当番制を廃止する施設があるなど、児童の自主性を高める取組が実践できている。 ・また、小規模化に際して地域社会の民間住宅等を活用することにより、近隣住民と関わりを持つことが可能となり、子どもの社会的自立を促すことにも繋がっている。	・施設の小規模化により、施設職員一人一人に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。 ・施設職員は家庭的養育を実践するため、調理、生活全般の支援、地域対応など多様な役割を求められることから、資質向上のための研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
98	17	・児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。<No.76再掲>	①職業指導員による自立に向けた支援 <No.76①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	15,122	10,645	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所・退所児童に対する自立支援活動を促進していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
99	18	生活の支援 ・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、退所児童へのアフターケアとして就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充します。<No.77再掲>	①職業指導員による自立に向けた支援 <No.76①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	15,122	10,645	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	児童養護施設3施設に職業指導員各1人を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所・退所児童に対する自立支援活動を促進していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
100	19	・ 専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します<No.69再掲>	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)<No.69①再掲>	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子ども(中卒無職少年、不登校、引きこもり等)に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。	32,197	31,268	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	・R元年度は延べ3,371名、R2年度は延べ4,949名の子ども達に対し、来所での支援や訪問支援などを行った。 ・子どもに対しては、送迎(R元年度は年間1,890回、R2年度は年間2,306回)の際に保護者に対しても積極的にアプローチを行い、信頼関係を構築しながら、世帯全体に対し支援を行ったことから、いじめ問題の収束や不登校児童の学校復帰などの課題解決に繋がった。	・保護者への支援は、子ども達の課題の根本的な解決のため、必要であるが、適度な支援は、居場所に依存し、かえって世帯の自立を妨げる可能性もあることから、関係機関と連携し、慎重に行う必要がある。 ・対象地域が県内南部県域と広域であるため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験豊富な方を雇う必要があるが、人材確保が難しい。	継続	・通常の子供の居場所に対応困難な子どもの孤立化を防ぐため、引き続き、拠点型の居場所において、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援を行う。 ・県は、当該事業が、通常の居場所では対応が難しい子ども達の孤立化を防ぐ重要な事業であると考えていることから、関係機関と連携し、国に対し、R4年度以降の事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
101	20	・ 市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(若年妊産婦の居場所の運営支援事業)	市町村が行う若年妊産婦の居場所の運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	28,772	52,728	事業を実施する3市町(石垣市、沖縄市、南風原町)に対して補助を行った。 市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	事業を実施する5市町(石垣市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南風原町)に対して補助を行った。 市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	・R2年度は、5市町(石垣市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南風原町)において当該事業を実施し、利用者延べ3,446名に対し妊産・出産・育児に関する相談・支援だけでなく、経済的に自立できるよう就労支援等を行った結果、生活環境の改善や就労意欲の向上に繋がった。	・妊産・出産・育児に関する相談等、他、就労支援等も行うなど、支援内容が多岐に渡ることから、一部の市町村において、人員が不足している。 ・様々な就労支援があるが、若年妊産婦は支援対象外となること多く、マッチングが難しいとの声があがっている。	継続	・若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。 ・県内市町村が、R4年度以降も当該事業の継続を要請していることから、県としても、関係機関と連携し、国に対し、事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
102	21	・ 高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、宿泊研修、外部講師による実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上を図ります。	①就職活動キックオフ推進事業(H30まで就職活動キックオフ事業)	県立高校生に対し、早期の就職内定獲得と早期離職の防止を図るため、県立高等学校への就職支援員の配置、就職希望者に対しての宿泊研修、全県立高校の就職指導担当者に対しての研修等を実施する。	161,326	163,577	①就職希望者対象宿泊研修:5回 ②内定者を対象とした研修:5回 ③就職指導担当者向け実務研修:3回 ④就職支援員の配置:50名	①就職希望者対象宿泊研修:5回(新型コロナウイルス感染拡大により) ②内定者を対象とした研修:4回(オンライン研修1回を含む) ③就職指導担当者向け実務研修:2回 ④就職支援員の配置:50名	・沖縄県の新規高卒者の就職内定率(厚生労働省、沖縄労働局調べ)は、H28年3月卒の92.5%(全国99.7%)から、R2年3月卒の98.0%(全国99.7%)へと5.5ポイント上昇した。 ・沖縄県の新規高卒就職者の3年以内の離職率(沖縄労働局調べ)は、H25年3月卒の59.7%(全国40.9%)から、H29年3月卒の53.2%(全国39.5%)へと6.5ポイント下降した。	・就職内定率や離職率は改善傾向にあるが、依然として全国と差がある。就職希望者の応募先の早期決定や応募書類の早期提出にむけ、生徒の意欲向上、職員の就職指導スキルアップを図るとともに、各学校におけるキャリア教育を充実させ、職業観・勤労観の育成を図り、早期の進路決定を支援する体制づくりが必要である。	継続	・これまで3年生の就職内定獲得に重点が置かれていたが、生徒の職業観・勤労観の育成および社会人スキルの習得等を充実させ、主体的な職種・企業選択を早期に行い、3年次の就職活動が円滑にスタートできるよう、1・2年次の取組内容を充実させる。	教育庁	県立学校教育課
103	22	・ ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。	①母子家庭等自立促進事業(就労支援)	母子家庭、父子家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等を対象に、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付等を実施する。	99,400	87,576	①相談窓口の設置 ②就労支援講習会:6回	①相談窓口の設置 ②就労支援講習会:7回	・就業相談件数はH28年度からR元年度までで931件、R2年度は165件であり、H28年度からR元年度までで290名、R2年度は54名が就業に繋がった。 ・就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付等により、ひとり親家庭等の自立に繋がった。	・多様化するひとり親家庭への支援のニーズに対応するため、相談員の質の向上が求められる。	継続	・相談員向けの研修会を開催する。 ・事業の広報のため、ホームページ等を活用し制度の周知を図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
104	23	・ 高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。	①高等学校等就学支援金等支出事業	保護者等の所得合計額が基準額未満の生徒に対し、県立高校の授業料を実質的に無償とする。	4,350,799	4,237,102	県立高校(全日制、定時制、通信制)の生徒に就学支援金を支給した(授業料の実質的無償)。	県立高校(全日制、定時制、通信制)の生徒に就学支援金を支給した(授業料の実質的無償)。	・H28年度は県立高校で延べ471,407人(月平均39,284人)、H29年度は471,260人(月平均39,272人)、H30年度は469,595人(月平均39,133人)、R元年度は456,621人(月平均38,052人)、R2年度は444,749人(月平均37,062人)の生徒に対して支給。約9割の生徒の授業料が実質無償となった。	・受給資格の認定にあたっては、申請書を提出して認定を受ける必要があるが、制度を理解していないことや、保護者が所得未申告で書類を提出できないことがある。	継続	・制度周知については、高校入学予定の中学3年生向けにチラシを全中学校へ配布しているが、継続して実施し、申請漏れがないよう周知を図る。 ・R元年度よりマイナンバーに対応した手続きにより課税証明書の提出が不要となり、申請が容易になっている。	教育庁	教育支援課
				支給対象校の対象生徒に対して、就学支援金を支給し、就学にかかる学費負担を軽減する。	2,558,306	3,321,900	私立の高等学校等(全日制、通信制、専修学校、各種学校)の生徒に支給した。	私立の高等学校等(全日制、通信制、専修学校、各種学校)の生徒に支給した。	・支給対象校の私立の高等学校等の生徒に対して、H28年度からR元年度までで48,819人、R2年度は22,153人に就学支援金(所得に応じて生徒1人あたり年間118,800円～396,000円(全日制等))を支給し、就学に係る学費負担の軽減を図った。	・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう就学支援金を給付し、経済的負担軽減を図るため、継続的に事業に取り組む必要がある。 ・私立の高等学校等に進学する生徒数の増とともに同世帯の生徒も増えており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組みとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務課
105	24	・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」により、低所得世帯を支援します。	①高等学校等奨学のための給付金事業	低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担軽減を目的に奨学のための給付金を支給する。	1,116,714	1,348,023	低所得世帯の高校生等(県立高等学校等に通う生徒の保護者で県内に在住する者)に奨学給付金を給付。	低所得世帯の高校生等(県立高等学校等に通う生徒の保護者で県内に在住する者)に奨学給付金を給付。	・教材費や教科書費など授業料以外の教育費負担が軽減されるよう、H28年度からR元年度までで51,485人、R2年度は10,609人に奨学のための給付金を支給した。 ・また、更なる支援強化のため、非課税世帯(全日制等・第1子)の給付額を、増額(R2年度84,000円)し、希望者にはオンライン・通信加算(10,000円)及び春入生の一部前倒し給付(3ヶ月相当)を行い、家計急変世帯への支給を行い、年度末に非課税世帯へ上乗せ給付(12,000円又は26,100円)を行った。また、専攻科に通う生徒へ新たに支援した(R2年度36,500円)。 ・この取組により、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられる環境の整備につながった。	・申請漏れがないよう、周知の徹底や個別の呼びかけなど、継続的な取組が必要である。 ・教育資金を早急に必要としている世帯が多いことから、申請後、速やかに審査・給付する必要がある。	継続	・各高等学校等と連携し、制度の周知を徹底していくとともに、中学校段階での周知も引き続き行うことで、制度の理解が深まるよう取り組む。	教育庁	教育支援課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
		経済的支援		低所得世帯の高校生等の教科書費等を給付し、授業料以外の教育費を支援する。	64,993	79,067	低所得世帯の高校生等(私立の高等学校等に在籍する者)に奨学金を給付。	低所得世帯の高校生等(私立の高等学校等に在籍する者)に奨学金を給付。	・支給対象の世帯保護者に対し、H28年度からR元年度までで3,452人、R2年度は859人に給付金(世帯区分等に応じ世帯あたり年間58,100~138,000円)を支給し、授業料以外の教育費負担軽減を図った。 ・更に、新型コロナウイルスの影響を受け「オンライン学習に係る通信費相当分の給付」及び「上乗せ給付」についても追加支給した。(R2年度のみ)	・当該事業の対象者は、私立高等学校等に在籍する生徒の保護者のうち、県内に在籍し、生活保護受給者または市町村民務所特別非課税の世帯である。授業料以外の教育費(文具費、教科書代等)を支援し、負担軽減及び学習機会の確保を図るため、継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・沖縄県外の私立高等学校に通う生徒の保護者も対象となるため、募集は全都道府県に対し行う。申請漏れ、受給漏れが発生しないよう、当該給付金制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、当該給付金制度の周知を徹底する。	総務部	総務課
106	25	・生活保護世帯の高校生の大学等への進学費用に充てられる就労収入について、特例的に取り扱うことで、大学等への進学を支援します。	①生活保護制度	生活保護世帯の高校生のアルバイト等の収入のうち、就労に資する資格を取得することができる専修学校や大学等の入学金等に充てられる場合は、一定の条件の下、これを収入として認定しないことができる。	20,583	14,121	県内の各福祉事務所において、自立計画書等により使途を確認し、収入認定除外を行った。	県内の各福祉事務所において、自立計画書等により使途を確認し、収入認定除外を行った。	・子どもの貧困の解消に資する大学等への進学を推進する観点から、福祉事務所ではアルバイトを行っている高校生に対しては、学業に影響がでるほど長時間の就労は避けるよう助言するほか、収入の進捗を聞き取り、これが資格の取得、進学等を目的とする場合は収入認定除外を行っている。 ・なお、本県のR2年度8月1日高等学校等を卒業した生活保護世帯の生徒の大学等進学率は40.6%となっており、全国の37.3%を上回っている。	・生活保護世帯の子どもは、生活保護制度の収入認定制度の理解が十分でない場合があり、これが収入の未申告となり返還となる例が生じている。 ・高校生がいる世帯に対しては、アルバイト収入を進学等の自立助長の目的に活用する場合は収入認定しない制度であることを説明するとともに、子の就労収入も漏れなく申告を行うことについて家庭訪問の際などに説明するよう、福祉事務所に対し助言、指導を行っていく。	継続	・学業に影響がでない程度に行うアルバイトの収入は、これを収入認定しないことにより世帯の自立につながるから、生活保護世帯に対し丁寧に制度の趣旨を説明し、適切な収入申告を促していく。	子ども生活福祉部	保護・支援課
107	26	・中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。<No.81再掲>	①バス通学費支援事業<No.81①再掲>	バス等を利用して通学する低所得世帯に対して通学費を支援する。	9,908	242,097	バス等の通学費負担軽減に係る制度の検討を実施。	バス等を利用して通学する低所得世帯に対して通学費を支援した。	・R2年10月から、住民税所得割非課税世帯または児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭の高校生約2,000名を対象に、自宅から学校までの区間のバス・モジュール通学費の無料化することで経済的な負担軽減を行った。	・新生入の入学後、通学費の支援を速やかに行う必要がある。 ・通学費支援の更なる拡充の要望がある。	継続	・新生入に対して4月から支援を開始できるよう、高校入学前支援の申請を受け付け、準備を行っていく。 ・通学区域が全県域の中学校まで対象を拡げ、経済的負担の軽減を行っていく。	教育庁	教育支援課
			②ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業	ひとり親家庭の高校生等を対象にバス通学費の負担軽減を図るとともに、事業効果の検証を行う。	56,061	27,716	本島及び離島(宮古、石垣、久米島)のバス事業者12社と協定締結の下、事業を実施した。	本島及び離島(宮古、石垣、久米島)のバス事業者12社と協定締結の下、事業を実施した。	・ひとり親家庭の高校生916名に対してバス通学費の負担軽減を行うとともに、R2年10月から始まった新たなバス通学費支援事業へ向け、利用者が引き続き支援を受けられるよう、世帯あてに直接文書を送付したり、関係部局、市町村等と連携して事業の周知、利用促進を図った。	・本事業の対象であるひとり親家庭は、R2年10月から教育庁所管の新たなバス通学費支援事業(無償化)に移行済み。	廃止	・本事業の対象であるひとり親家庭は、R2年10月から教育庁所管の新たなバス通学費支援事業(無償化)に移行済み。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
108	27	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。<No.80再掲>	①母子家庭等医療費助成事業<No.42①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	301,689	201,315	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	・H28年度からR2年度までに、全市町村において、ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	・H28年度から自動償還の導入に向けて、市町村に対してシステム改修費の補助を行ってきた。 ・自動償還導入後の市町村の対応状況を把握し、課題の把握、整理を行う必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、他県の実施状況や他の医療費助成制度(子ども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)を参照し、課題の整理を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

(4) 支援を必要とする若者

109	1	・支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども若者みらい相談プラザsoraie、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行います。	①地域子ども・若者社会適応促進事業	不登校・不登校・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者(0歳から39歳までの)の社会的自立の支援を目的としており、地域若者サポートステーションでのコミュニケーションや基礎生活の訓練を通して、社会適応への支援を行っている。	7,481	7,386	地域若者サポートステーションにおいて、社会適応プログラム、家族支援、訪問・送迎支援、心理カウンセリング相談などの支援を行った。	地域若者サポートステーションにおいて、社会適応プログラム、家族支援、訪問・送迎支援、心理カウンセリング相談などの支援を行った。	・ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して社会適応プログラムや訪問・送迎支援などを実施することにより就職や復学、進学に繋がった。 ①社会適応プログラム:H28年度からR元年度まで延べ19,853人、R2年度延べ2,098人 ②家族支援:H28年度からR元年度まで延べ787人、R2年度延べ1,306人 ③訪問・送迎支援:H28年度からR元年度まで延べ2,049人、R2年度延べ2,722人 ④心理カウンセリング相談:H28年度からR元年度まで延べ649人、R2年度延べ107人	・支援対象者が複雑な環境の中にあるケースも多く、他の支援機関との情報共有が重要である。	継続	・複合的な課題を有する子ども・若者を支援するため、地域の支援機関との連携を強化する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②子ども・若者総合相談センター事業	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立を支援するため、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関等の紹介、その他必要な情報提供及び助言を行う「沖縄県子ども・若者総合相談センター」を運営する。	47,114	41,702	沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行った。	沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行った。	・相談件数は、H28年度からR元年度まで延べ21,038件、R2年度は延べ5,118件であった。 ・沖縄県子ども・若者総合相談センター(以下「センター」という。)において、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、地域の支援機関と連携を図ること、就労や就学、メンタルヘルスの改善など自立に向けて一定の成果に繋がった。	・複合的な問題や課題を抱えている相談が増え続けており、センター単独では解決できないケースに対応するため、地域の支援機関とのネットワークの強化が必要である。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、社会との関わりが弱くなっていることが懸念されるため、特にセンターから遠隔の地域における支援体制の強化が必要である。	継続	・相談内容で最も多いのが「不登校状態・傾向」であることから学校との連携強化を図る。 ・オンライン相談は、センターへの来所に係る負担と経費の負担軽減に繋がることから、特に、離島や僻地の市町村に対して積極的に周知を図っていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
110	2	・地域団体やNPOなど地域資源を活用し、支援を必要とする若者の居場所づくりを推進します。	①子ども・若者育成支援事業(NPO団体等補助)<No.73①再掲>	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。	10,493	8,577	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う団体に対し、助成した。	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う団体に対し、助成した。	・R2年度は、困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う55団体に助成し、居場所の提供、活動プログラムの実施及び訪問支援等を延べ2,594人に行った結果、復学や就学、メンタルヘルスの改善など自立に向けて一定の成果に繋がった。	・支援を要する子ども・若者は全県にいて、助成した団体の活動拠点に地域的な偏りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に取り組む。	継続	・引き続き支援団体や関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
111	3	・専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します<No.69再掲>	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)<No.69①再掲>	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子ども(中卒無職少年、不登校、引きこもり等)に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。	32,197	31,268	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	・R元年度は延べ3,371名、R2年度は延べ4,949名の子ども達に対し、来所での支援や訪問支援を行った。 ・子どもに対してだけでなく、送迎(R元年度は延べ1,890回、R2年度は年間2,306回)の際に保護者に対しても積極的にアプローチを行い、信頼関係を構築しながら、世帯全体に対し支援を行ったことから、いじめ問題の収束や不登校児童の学校復帰などの課題解決に繋がった。	・保護者への支援は、子ども達の課題の根本的な解決のため、必要であるが、過度な支援は、居場所に依存し、かえって世帯の自立を妨げる可能性もあることから、関係機関と連携し、慎重に行う必要がある。 ・対象地域が県内南部地域と広域であるため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験豊富な方を雇う必要があるが、人材確保が難しい。	継続	・通常の子供の居場所では対応困難な子どもの孤立化を防ぐため、引き続き、拠点型の居場所において、関係機関と連携を取りながら、必要個別支援を行う。 ・県は、当該事業が、通常の居場所では対応が難しい子ども達の孤立化を防ぐ重要な事業であると考えていることから、関係機関と連携し、国に対し、R4年度以降の事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
112	4	・市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。<No.101再掲>	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(若年妊産婦の居場所の運営支援事業)<No.101①再掲>	市町村が行う若年妊産婦の居場所の運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	28,772	52,728	事業を実施する3市町(石垣市、沖繩市、南風原町)に対して補助を行った。 市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	事業を実施する5市町(石垣市、沖繩市、うるま市、宮古島市、南風原町)において当該事業を実施し、利用者延べ3,446名に対し妊産・出産・育児に関する相談・支援だけでなく、経済的に自立できるような就労支援等を行った結果、生活環境の改善や就労意欲の向上に繋がった。	・R2年度は、5市町(石垣市、沖繩市、うるま市、宮古島市、南風原町)において当該事業を実施し、利用者延べ3,446名に対し妊産・出産・育児に関する相談・支援だけでなく、経済的に自立できるような就労支援等を行った結果、生活環境の改善や就労意欲の向上に繋がった。 ・妊産・出産・育児に関する相談等、他、就労支援等も行なった。支援内容が多岐に渡ることから、一部の市町村において、人員が不足している。 ・様々な就労支援があるが、若年妊産婦は支援対象外となることが多く、マッチングが難しいとの声が挙がっている。	継続	・若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。 ・県内市町村が、R4年度以降も当該事業の継続を望んでいることから、県としても、関係機関と連携し、国に対し、事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	
113	5	・子ども若者みらい相談プラザsoraieを拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進します。	①子ども・若者総合相談センター事業<No.109②再掲>	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立を支援するため、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関等の紹介、その他必要な情報の提供及び助言を行う「沖繩県子ども・若者総合相談センター」を運営する。	47,114	41,702	沖繩県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行った。	沖繩県子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者及びその家族等からの相談などを行った。	・相談件数は、H28年度からR元年度まで延べ21,038件、R2年度は延べ5,118件であった。 ・沖繩県子ども・若者総合相談センター(以下「センター」という。)において、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、地域との連携と連携を図ること、就労や就労・メンタルヘルスの改善など自立に向けて一定の成果に繋がった。	・複合的な問題や課題を抱えている相談が増えていること、センター単独では解決できないケースに対応するため、地域の支援機関とのネットワークの強化が必要である。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、社会との関わりが弱くなっていることが懸念されるため、特にセンターから送迎の地域における支援体制の強化が必要である。	継続	・相談内容で最も多いのが「不登校状態・傾向」であることから学校との連携を図る。 ・オンライン相談は、センターへの来所に係る自利と経費の負担軽減に繋がることから、特に、離島や僻地の市町村に対して積極的に周知を図っていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
114	6	・ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖繩県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を推進します。	①ひきこもり支援推進事業(R02までひきこもり対策推進事業)	ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援等を行う。	8,889	10,097	ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援等を行った。 ①相談・訪問支援体制の整備 ②地域連絡協議会:3回 ③家族教室:4回 ④家族向け講演会:2回 ⑤支援者研修:1回	ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援等を行った。 ①相談・訪問支援体制の整備 ②地域連絡協議会:3回 ③家族教室:4回 ④家族向け講演会:1回 ⑤支援者研修:1回	・相談・支援件数は年々増加傾向にあり、当センターにてひきこもりに悩む多くの家族や当事者と繋がりが支援することができた。 ・地域連絡協議会にて、ひきこもり支援についての理解を深め、また、支援者同士で顔の見える関係作りをする事ができ、地域連携につながった。R2年度は、新たに中部・南部地域でも開催。参加者は多く、次年度の開催の要望も強いことから、支援者の関心の高さがうかがえる。 ・相談支援の継続により、就労等に繋がったケースは、わずかながら年々増加。支援終了したケースのうち、就労等支援としたケースは、R元年度は8件(4.3%)であったが、R2年度は12件(5.3%)に増加。	・ひきこもり支援は長期的(年単位)、段階的に関わる必要があるが、県ひきこもり専門支援センターの相談員は県の非常勤職員であり、3年以上の継続ができず同じ相談員が長期的に支援することが困難な状況である。また、医療・保健・福祉・労働など支援が多岐に渡るため、それらに対応できる人材を確保する事が難しい。 ・県だけでひきこもり対策を効果的に行う事は困難であるため、市町村と連携し、実態調査や支援が行える体制づくりが必要である。 ・全ての市町村にひきこもり担当部署ができておらず、担当職員の人替も多い。事例検討や支援者研修を実施しても、効果的な支援に必ずしも結びついていない。県においても所管により縦割り支援となっており、連携強化が課題とされている。 ・コロナ禍で新たにひきこもり状態となる方が想定されており、感染予防を固りながら個別支援や研修会等の事業実施が求められる。	拡充	・県民への普及啓発のための情報発信を行う。 ・市町村の担当職員に対する資質向上のための支援を引き続き行う。 ・市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化を働きかける。 ・中学卒業後、進路未決定者の把握や、不登校生の登校以外の選択肢を含めた支援が必要であり、庁内所管課を含めた関係支援機関と有機的な連携を図る。 ・リモート支援の実施を検討する。	保健医療部	地域保健課
115	7	・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、進学後も学業に専念できるように寄り添い支援を行います。	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対して、沖繩県社会福祉協議会を通して自立支援資金を貸付し、もってこれらの者の円滑な自立を支援し、子どもたちの自立支援の強化を図る。	112,760	3,134	沖繩県社会福祉協議会を通して自立支援資金の貸付を実施した。	沖繩県社会福祉協議会を通して自立支援資金の貸付を実施した。	・これまでに74名の施設入所者又は退所者等に対し、生活費や家賃費、資格取得資金を貸し付けを実施し、施設退所児童等の社会的自立の促進に繋がった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援することを目的に、生活費の貸付金額を月額3万円増額し、支給した。(貸付額、月8万円(既存の5万円+増額分3万円、合わせて8万円))	・貸付金返還の免除条件は、5年以上就業することが要件とされている。生活段階で、利用希望者に対し、将来の生活設計等を見据えるよう促していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援することを目的に、生活費の貸付金額を月額3万円増額し、支給した。(貸付額、月8万円(既存の5万円+増額分3万円、合わせて8万円))	継続	・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行う。また、当該制度について周知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
116	8	・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、進学後も学業に専念できるように寄り添い支援を行います。	①子どもに寄り添う給付型奨学金事業(沖繩県子どもの未来県民会議事業)	児童養護施設退所児童等に対し、大学等進学に伴う入学金及び授業料を給付し、進学に伴う経済的負担の軽減を図る。	14,395 (県民会議予算)	11,629 (県民会議予算)	児童養護施設退所児童等に対し、給付型奨学金を給付した。	児童養護施設退所児童等に対し、給付型奨学金を給付した。	・H28年度からR元年度までで62名、R2年度は17名を給付対象者として決定し、過年度受給者として併せて、奨学金を給付した。 ・大学等進学に伴う経済的不安が解消されたことで、学習意欲のある児童が、大学等への進学希望の夢を実現することができた。 ・児童養護施設退所者の大学等進学率は、H26年3月卒の26.1%からR2年3月卒は42.9%となり、16.8ポイント向上した。	・1人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不安定。 ・児童養護施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況把握や相談支援等のさらなる充実が必要。	継続	・給付対象者への継続支援、給付対象者の充実について検討するし、児童養護施設退所者の大学等進学率の引き上げを図る。 ・児童養護施設等出身の学生が、奨学金給付に係る経費の正確な把握方法を検証する。 ・児童養護施設等出身であることによる経験の不足・欠乏から派生する学生の情報不足や悩み事等の把握、及び支援機関への案内の強化を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
117	9	・児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパートを賃借することができるよう、身元保証人の確保を図ります。	①身元保証人確保対策事業	児童養護施設入所児童等が就職や進学、アパート賃借をする際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保証を全国社会福祉協議会に担わせることにより、保証人の負担を軽減し、保証人を引き受けやすくする。	67	53	児童養護施設退所者等に保証を実施。	児童養護施設退所者等に保証を実施。	・H28年度からR元年度までで25名、R2年度は4名に対して保証を行った。 ・施設長等が身元保証人となる場合、損害保証を本事業で担うことにより、保証人の負担を軽減し、再帰身元保証人の確保に繋がったことから、施設退所児童等の社会的自立が促された。	・当該制度による身元保証の期間が原則最長3年と限られていることが課題である。	継続	・対象となる児童の社会的自立を促進するため、継続して事業を実施していく身元保証人の確保に努めるとともに、制度の活用が進むよう児童養護施設等に対し周知を図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
118	10	・児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等と構成する団体の活動支援や、18歳以上で継続した支援が必要と認められる児童に対する措置延長の実施、その他退所児童が必要な時に必要な社会資源を活用できるよう、相談体制の充実を図ります。	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 <No.115①再掲>	児童養護施設退所者等に対して、沖縄県社会福祉協議会を通して自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援し、子どもたちの自立支援の強化を図る。	112,760	3,134	沖縄県社会福祉協議会を通して自立支援資金の貸付を実施した。	沖縄県社会福祉協議会を通して自立支援資金の貸付を実施した。	・これまで74名の施設入所者又は退所者等に対し、生活費や家賃費、資格取得資金を貸し付けを実施し、施設退所児童等の社会的自立の促進に繋がった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援することを目的に、生活費の貸付金額を月額3万円増額し、支給した。(貸付額、月8万円(既存の5万円+増額分3万円、合わせて8万円))		継続	・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行っている。また、当該制度について周知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
119	11	・自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設の退所児童等のアフターケアを推進します。	①児童自立生活援助事業	児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設や児童自立生活施設等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(児童自立生活援助)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。	36,221	36,714	自立援助ホームに対して措置費を支弁し運営を支援する。	自立援助ホームに対して措置費を支弁し運営を支援する。	・自立援助ホームである高添ホーム及び子どもシェルターにおいて、在在所に対して相談、その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を実施した。	・高添ホームが女性専用で就労者向け、子どもシェルターが女性専用で短期滞在型であることから利用者が限定される。 ・今後、男性専用や就学者向けの自立援助ホームの設置も検討していく必要がある。	継続	・高添ホーム、子どもシェルターの在在者への支援を実施するため、運営を引き続き支援し、また、需要を把握した上で、男性専用や就学者向けの自立援助ホームの設置を検討する。 ・自立援助ホームの設立にあたっては、社会福祉法人等への実施意向調査や児童相談所等への需要調査を踏まえ検討していく必要がある。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
		・児童養護施設等の退所者や里親への委託を解除された者(主に18歳から22歳の者)に対して、継続支援計画等と併せて、個々人の自立に必要な支援等を定め、生活や就労に関する相談支援、居住費や生活費を支給する居宅費等支援などを実施。	②社会的養護児童自立支援事業	児童養護施設等の退所者や里親への委託を解除された者(主に18歳から22歳の者)に対して、継続支援計画等と併せて、個々人の自立に必要な支援等を定め、生活や就労に関する相談支援、居住費や生活費を支給する居宅費等支援などを実施。	23,999	23,450	支援コーディネーターを配置し、措置を解除された者に対し自立に必要な支援をコーディネートするとともに、相談支援等を実施した。 ①支援コーディネーター1名 ②生活相談員2名 ③就労相談員1名	支援コーディネーターを配置し、措置を解除された者に対し自立に必要な支援をコーディネートするとともに、相談支援等を実施した。 ①支援コーディネーター1名 ②生活相談員2名 ③就労相談員1名	・R元年度は、支援コーディネーターによる支援計画作成28件、生活相談支援の実施106件、就労相談支援の実施37件、対象者同士が参加する交流会の開催57回が行われた。 ・R2年度は、支援コーディネーターによる支援計画作成28件、生活相談支援の実施148件、就労相談支援の実施23件、居住に関する支援2件、生活費の支給2件、対象者同士が参加する交流会の開催42回が行われた。 ・措置を解除された者に対し支援コーディネーター等が包括的な支援を実施するとともに以下の相談業務及び居宅費等の支援を実施することで、施設退所児童等の社会的自立の促進に繋がった。	・児童相談所から社会的養護自立支援事業(以下「事業者」という。)に児童等の情報の提供がスムーズにいかない。 ・里子に関する連絡会議(ここサボ職員、里親専門員)において、里子の動向把握や交流等を協力依頼し、それら関係職員をアフターケアネットワーク会議への参加も促す。また、委託解除前の里子について事業者との関係性構築のため交流会等を実施。 ・児童相談所と施設等の連絡会議(青少年、両児相、各施設、里親会)において、事業を説明しアフターケアについて認識を共有する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課		
120	12	・沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援します。	①若年者総合雇用支援事業	本県若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生から概ね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通じ、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施する。	74,983	71,822	沖縄県キャリアセンター内にキャリアコーチを配置し、就職相談や就職セミナーを開催する他、講演会、ガイダンス、その他各種セミナーや新規高卒者向け合同企業説明会(H30～)を開催した。 ①キャリアコーチ配置:10名 ②就職支援セミナー:126回 ③企業向けセミナー:1回 ④合同企業説明会:1回	沖縄県キャリアセンター内にキャリアコーチを配置し、就職相談や就職セミナーを開催する他、講演会、ガイダンス、その他各種セミナーや新規高卒者向け合同企業説明会(H30～)を開催した。 ①キャリアコーチ配置:11名 ②就職支援セミナー:116回 ③企業向けセミナー:1回 ④合同企業説明会:1回	・就職相談を、H28年度からR元年度までで延べ15,548名、R2年度は延べ4,119名に実施、就職セミナーを開催し、参加者数は、H28年度からR元年度までで4,058名、R2年度は1,045名となったほか、合同企業説明会を開催し、参加者数は、H30年度からR元年度までで6,503名、R2年度は4,384名(Web)となった。職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施することができた。	・合同就職説明会の中止や規模縮小等、学生と企業の接触機会が減少したため、新規学卒者においては、新型コロナウイルス感染症の影響から不安を抱えている。 ・また、R3年3月卒の新規学卒者に係る就職内定率は前年同月に比べて低下している。	継続	・キャリアコーチ配置数を増やし、新型コロナウイルス感染症の影響下においても利用してもらったWeb環境整備(オンライン対応等)を実施。	商工労働部	雇用政策課
121	13	・若年者の早期就職を促進し、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、基礎的なビジネスマナー等の研修や企業での職場訓練等を実施します。	①若年者ジョブトレーニング事業	40歳未満の若年求職者を対象に産学研修と短期雇用による企業での職場研修を実施し就職支援、定着支援を行う	81,193	76,319	産学研修(1ヶ月)と短期雇用による企業でのOJT研修(3ヶ月)を組み合わせた職場訓練を7期実施した。	産学研修(1ヶ月)と短期雇用による企業でのOJT研修(3ヶ月)を組み合わせた職場訓練を6期実施した。	・40歳未満の若年者を対象に、H28年度からR元年度までで390名、R2年度は43名に産学研修を行い、H28年度からR元年度までで337名、R2年度は38名の就職に繋がった。	・沖縄県内の雇用情勢は改善しているものの、依然として県内若年者の完全失業率、新規学卒者の離職率は全国に比べて高い水準である。	継続	・雇用情勢の改善に伴い、訓練希望者数は減少傾向にあり、訓練生の掘り起こしのため、関係機関へのポスター、チラシ等の配布など効果的な周知を検討している。県内でも特に失業率の高い中部地区において訓練を開始し、訓練応募者数増加を図る。	商工労働部	雇用政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
122	14	就労支援	若年無業者で就労支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。	①若年無業者職業基礎訓練事業 若年無業者で就労支援が必要な者に、職業的自立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施する。	26,849	19,195	NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を6コース開講した。	NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を6コース開講した。	・H28年度からR元年度までで、訓練受講292名の内、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し無業者状態から256名が改善した。(改善率87.7%) ・R2年度は、訓練受講29名の内、就職、進学、他の職業訓練受講に移行等により無業者状態から47名が改善した。(R3年3月末:改善率92.3%)	・若年無業者のニーズに対応するため、訓練受講先との関係や多様な訓練コースの設定をしていく必要がある。 ・若年無業者の訓練受講機会を確保するために、サポートステーションと連携し、訓練時期や場所、訓練生の定員を考慮した訓練コースを設定する。 ・訓練受講者の退校者を出さないように訓練期間中のメンタル面のケアが必要になる。	継続	・早期に訓練受講先の公募を実施して、多様な訓練時期の設定を行うことで訓練回数と訓練生の確保に努めていく。 ・若年無業者を就業等に導くため、就労に必要な基礎的な数学や企業実習訓練を実施するとともに、ニーズに合ったリキョウムの検討や実習企業の関係を行うため、関係機関との調整に努める。 ・訓練受講者は、メンタル、体調面等で何らかの克服すべき課題を抱えており、事前にサポートステーションと訓練受講者間で受講生に関する情報連携を行い、サポート体制の調整を図る。 ・訓練生の選定時に就業意識レベルの旨めを行い、訓練生間のレベルの差をなくし訓練生がストレスを感じることなく円滑な受講環境を構築するよう努める。	商工労働	労働政策課
123	15		・中卒無職少年の就労について、市町村や商工会などで就労を支援する体制や、地域の経済界の協力を得ながら雇用を促進する仕組みを構築します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)<No.69①再掲> 通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子どもに対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。 ②沖縄人材育成事業(若年者キャリア形成支援モデル事業) 各種居場所等で行っている高校中退者等に対し、各居場所や企業等と連携し、キャリア形成支援を行い、社会で自立できる人材へと育てるとともに、その支援手法を確立する。	32,197	31,268	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を1箇所設置した。	・R元年度は延べ3,371名、R2年度は延べ4,949名の子ども達に対し、未所での支援や訪問支援等を行った。 ・子どもに対してだけでなく、送迎(R元年度は年間1,890回、R2年度は年間2,000回)の際に保護者に対しても積極的にアプローチを行い、信頼関係を構築しながら、世帯全体に対し支援を行ったことから、いじめ問題の収束や不登校児童の学校復帰などの課題解決に繋がった。 ・保護者への支援は、子ども達の課題の根本的な解決のため、必要であるが、過度な支援は、居場所依存性、かえって世帯の自立を妨げる可能性もあることから、関係機関と連携し、慎重に行う必要がある。 ・対象地域が県内南部奥域と広域であるため、送迎の負担が大きい。 ・専門的な個別支援を行う事から、経験豊富な方を雇う必要があるが、人材確保が難しい。	継続	・通常の子供の居場所では対応困難な子どもの孤立を防ぐため、引き続き、拠点型の居場所において、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う。 ・奥は、当該事業が、通常の居場所では対応が難しい子ども達の孤立化を防ぐ重要な事業であると考えていることから、関係機関と連携し、国に對し、R4年度以降の事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	
3 保護者への支援														
(1) 保護者への支援														
124	1		ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援を促進します。	①市町村説明会における制度周知等 市町村説明会において市町村職員及び県福祉事務所の職員に対し制度の説明等を行い、周知を図る。	—	—	市町村説明会を1回開催した。	新型コロナウイルス感染症の影響で中止	・R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で市町村説明会を開催できなかったが、R元年度はひとり親家庭向けの融資実績が前年度を上回っており、より多くのひとり親家庭が融資等を利用する状況となっている。	・沖縄振興開発金融公庫のひとり親家庭支援の認知度を上げる必要がある。	継続	・効果的な周知方法を検討する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
125	2		複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた包括的な支援を行うとともに、家計改善等の支援を実施します。	①生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業) 生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援プランを作成し、様々な支援を一体的かつ計画的に行う。 ②生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業) 家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行う(貸付のあっせん等を含む。)	91,600	96,479	生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口を5箇所運営した。	生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口を5箇所運営した。	・生活困窮者がいつでも生活全般に渡る相談ができるよう、県内5か所に相談窓口を設置している。来所相談や出張相談による新規相談件数はコロナ禍による社会情勢を反映して新規相談件数は6,105件(前年度比7.5倍)となった。相談により、既存の福祉サービスや本事業による就労や家計に関する支援につながったことで自立支援が図られた。 ・プラン作成件数は前年度より減少したが、住宅確保給付金や福祉貸付のための家計改善支援の活用が求められ新規相談件数は増える結果となった。 ・見られた変化として、家計の現状把握ができた者は33名、家計管理の重要性に気付く事ができた者は12名だった。	・貸付や住宅確保給付金の申請のため相談者が激増する一因となっている。 ・遠隔地に住んでいる者、制度自体を知らない潜在的な支援対象者がいる。潜在的な支援対象者に対して適切な支援につながるための体制強化が必要。 ・遠隔地に住んでいる者、制度自体を知らない、ひきこもり等など制度自体を知らない潜在的な支援対象者がいる。潜在的な支援対象者に対して適切な支援につながるための体制強化が必要。	継続	・町村役場や町村協対して制度の周知やチラシの各個配布を行い制度の周知を図る。遠隔地や離島では出張相談の実施、また、アウトリーチ支援員の配置、同意が得られない方の支援方法を検討するための支援会議を実施する。生活困窮者の事業と一体となり支援を行う。	子ども生活福祉部	保護・支援課
126	3	生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。	①生活保護制度 生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や窓口の案内を行う。	—	—	県内の各福祉事務所においては、ホームページを活用して、生活保護の制度や窓口の案内を行った。 また、生活困窮者に対する相談で、要保護者と思われる方々に福祉事務所を案内した。	県内の各福祉事務所においては、ホームページを活用して、生活保護の制度や窓口の案内を行った。 また、生活困窮者に対する相談で、要保護者と思われる方々に福祉事務所を案内した。	・各福祉事務所では、ホームページで生活保護の相談や申請窓口の案内、制度や仕組みなどについて広く周知を行っている。 また、福祉事務所では、常時、生活保護に関する相談を受け付けており、その中で生活保護法の趣旨や制度の仕組みについて説明し、申請意思がある方には速やかに申請書を交付している。	・最後のセーフティネットという生活保護の趣旨に則った周知のあり方を検討する。	継続	・ホームページを活用した周知については、各福祉事務所に対して、高校生のアルバイト収入入認定しないこととする場合があることや、大学等への就学支援の取組など、制度のより詳細な説明を盛り込むよう促していき、 ・ホームページ以外の周知については、最後のセーフティネットという生活保護の趣旨に則り、そのあり方を検討していく。	子ども生活福祉部	保護・支援課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
127	4	・ 家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。	①女性健康支援センター事業	生涯を通じた女性の健康の保持増進を目的に、妊娠・出産等女性固有の機能や様々な悩みに対応するたため、女性健康支援センターを設置し、専門家による電話相談等を行う。	2,900	2,811	週5日電話及び面接相談を実施。広報カードを教育関係等に配付し連携強化を図った。また相談員が研修会等に参加し相談体制の強化を図った。	週5日電話及び面接相談を実施。広報カードを教育関係等に配付し連携強化を図った。また相談員が研修会等に参加し相談体制の強化を図った。	・電話相談は、H28年度からR1年度までで1820件、R2年度は426件、面接相談は、H28年度からR1年度までで70件、R2年度は1件であった。 ・向センターを設置し、電話及び面接相談を行ったことにより、思春期から更年期に至る幅広い年代の女性の悩みや、不安に対応することができた。	・女性健康支援センターには、産後の母体ケアや、育児・授乳に関する相談が最も多いため、相談内容や傾向について市町村や産科医療機関に積極的に情報提供し、母子保健の充実を図る必要がある。 ・10代妊娠、出産に関する電話相談は増加していることから、養子縁組や里親に関する事等、福祉関係との情報交換や密な連携が必要である。 ・妊娠に悩む女性の年齢は幅広いことから、各年代に対応した女性健康センターの効果的な周知方法、広報媒体等の検討が必要。	継続	・妊娠に悩む女性や、女性特有の心身の悩みを抱える女性がいづれとも相談できるよう、女性健康支援センターのチラシを教育機関、市町村、医療機関、薬局へ配布するほか、他の女性関連事業とも連携して積極的に周知広報を行う。	保健医療部	地域保健課
			②「安全な妊娠の勧め」健康教育事業	安全な妊娠・出産の知識普及を目的に、養護教諭等を対象に「高校生から始めるライフプラン」研修を開催する。	438	(※在庫対応)	①市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。 ②妊娠適齢期等の普及啓発 ③母子保健支援者を対象とした研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	①市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。 ②母子保健支援者を対象とした研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・教職者や保健関係者を対象に思春期保健研修会を開催したことで、従来の教育から一歩進み、高校生の段階から性や妊娠、出産に関する正しい知識を提供し、それを踏まえた自分の人生設計について考える必要性について認識してもらったことができた。	・出産の高齢化等の抑制と、子どもを望む者が将来安全な妊娠・出産を迎えることができるよう、10代から正しい情報や知識を取得し、自分のライフプランを設計させる必要がある。	継続	・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健関係者へ妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供し、周知普及を図る。	保健医療部	地域保健課
128	5	・ 全ての市町村が、妊娠前から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。<No.4再掲>	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠期からのつながる仕組み検討事業)<No.4①再掲>	母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿として骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施する。	6,637	5,294	センターの目指すべき姿及び方向性を定めた骨子に基づき、市町村向け研修会を2回開催。	センターの目指すべき姿及び方向性を定めた骨子に基づき、市町村向け研修会を2回開催。 ・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「母子保健コーディネーター養成研修」等の講演・研修会のほか、未設置市町村への説明等の個別支援を実施するなどセンター設置の必要性について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、H28年度の1市町村からR2年度は18市町村となった。	・R2年度は、未設置市町村の担当者に向けた説明等を実施したが、センター設置を推進するためには、各市町村の上層部への説明等を実施する必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センターの未設置市町村へは、市町村の上層部への説明等を実施するとともに、利用者支援事業等活用できる関係機関への説明等を実施する必要がある。 ・引き続き、全市町村を対象に「母子保健コーディネーター養成研修」等の研修を行うほか、センター導入を推進するための地域の課題に対応した研修や意見交換会等を実施する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、全市町村へのセンター設置への気運を高めるため、広報活動を行う。	保健医療部	地域保健課	
129	6	・ 事業所内保育施設については、従業員の就業時間に合わせ、夜間まで開園している施設や地域の子どもを預かる施設もあることから、多様な保育ニーズに対応できるよう市町村と連携しながら設置を促進します。	①事業所内保育総合推進事業	地域型保育事業の認可を受けられる施設に対する施設整備の補助を実施し、事業所内保育施設の設置を推進する。	66,003	0	事業所内保育施設に対する施設整備補助を行った。	市町村計画変更に伴う事業取り下げ。	・事業所内保育施設を、H28年度からR1年度までで1施設整備し、217人の雇用定員が拡大された。 ・R2年度は、市町村計画の変更により取り下げとなったが、これまでの成果として多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備が図られ仕事と子育てとの両立に資することができた。	・事業所内保育施設は事業主等がその雇用する労働者の乳幼児を保育するため設置するので、事業主等の整備設置の要望がないと事業を実施することができない。 ・また、事業主等が保育所の運営等に不慣れであることが多く、市町村との調整に時間を要する場合が多い。	縮小	・多様なニーズに対応するため市町村と連携した、きめ細やかな子育てサービスの提供体制、環境整備に取り組む。	子ども生活福祉部	子育て支援課
130	7	・ 市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援・修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。<No.101再掲>	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(若年妊産婦の居場所の運営支援事業)の支援・調整を行う。	市町村が行う若年妊産婦の居場所の運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	28,772	52,728	事業を実施する3市町村(石垣市、沖縄市、南風原町)に対して補助を行った。 市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	事業を実施する5市町村(石垣市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南風原町)に対して補助を行った。 市町村が実施する事業の支援・調整を行った。	・R2年度は、5市町村(石垣市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南風原町)において当該事業を実施し、利用者延べ3,446名に達した。また、若年妊産婦は支援対象外となることが多く、マッチングが難しいとの声が挙がっている。	・妊娠、出産、育児に関する相談等の他、就労支援等も行うなど、支援内容が多岐に渡ることから、一部の市町村において、人員が不足している。 ・様々な就労支援があるが、若年妊産婦は支援対象外となることが多く、マッチングが難しいとの声が挙がっている。	継続	・若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。 ・県市町村が、R4年度以降も当該事業の継続を要望していることから、県とともに、関係機関と連携し、国に対し、事業継続を要請していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
131	8	・ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。<No.1再掲>	①乳児家庭全戸訪問事業<No.1①再掲>	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して、事業補助(1/3)を行う。	21,925	20,763	事業実施する市町村のうち29市町村に対して補助を行った。 (事業実施市町村数:41市町村)	事業実施する市町村のうち29市町村に対して補助を行った。 (事業実施市町村数:41市町村)	・H28年度からH30年度までで41,600世帯、R1年度は13,383世帯の生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問したことから、支援が必要な世帯の把握が進み、必要な支援につなげた。 ・支援の内容、①育児に関する不安や悩みの傾聴、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連携調整。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援に繋げていくと共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市町村に対して家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力及び必要性にあわせた複数の研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
132	9	・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。<No.2再掲>	①養育支援訪問事業<No.2①再掲>	市町村が実施する養育支援訪問事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	15,400	13,665	①事業実施する市町村のうち20市町村に対して補助を行った。 (事業実施市町村数:30市町村) ②市町村等で養育支援訪問事業に関わる市町村等職員対象の研修を1回実施。	①事業実施する市町村のうち20市町村に対して補助を行った。 (事業実施市町村数:30市町村) ②市町村等で養育支援訪問事業に関わる市町村等職員対象の研修を1回実施。	・H28年度からH30年度までで1,282世帯、R1年度は452世帯の支援が必要な世帯に押し、養育に関する指導助言等訪問による支援の結果、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の軽減等が図られた。 ・市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施したことから、職員の資質向上が図られた。	・養育支援訪問事業については、H19年の法定化以来、県内の実施市町村数は増加しているものの、依然未実施の市町村がある。また、支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、引き続き、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	継続	・養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言を行うことにより、事業実施につなげる取組を実施する。 ・各訪問員の能力及び必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
133	10	・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の親に対し、医療費を助成します。<No.80再掲>	①母子家庭等医療費助成事業<No.42①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	301,689	201,315	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	・H28年度からR2年度までに、全市町村において、ひとり親家庭等及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した(41市町村)。	・H28年度から自動償還の導入に向けて、市町村に対してシステム改修費の補助を行ってきた。 ・自動償還導入後の市町村の対応状況を把握し、課題の把握、整理を行う必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、他県の実施状況や他の医療費助成制度(子ども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)を参照し、課題の整理を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
134	11	・ひとり親家庭に対して、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行います。	①ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する。	17,340	17,484	家庭生活支援員養成講座を開講し、家庭生活支援員を登録した。 (累計)1,034名	家庭生活支援員養成講座を開講し、家庭生活支援員を登録した。 (累計)1,069名	・H28年度からR元年度までで781世帯(派遣日数3,999日)、R2年度は178世帯(派遣日数819日)にヘルパー(家庭生活支援員)を派遣した。 ・ひとり親家庭等に対し、ヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭等の生活安定が図られた。	・R2年度は新型コロナウイルスの影響により、家庭生活支援員の派遣希望が減少した。	継続	・利用者と家庭生活支援員が安心して派遣を依頼できるよう、委託先と連携して感染症対策にあたり、事業を継続する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
135	12	・専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した居宅支援等を行うことにより地域での生活を支援します。	①ひとり親家庭生活支援モデル事業(母子保護の実施)	ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。	171,789	171,722	民間アパートを活用し、各家庭の課題に応じた支援を実施した。 ①実施箇所数:3箇所	民間アパートを活用し、各家庭の課題に応じた支援を実施した。 実施箇所数:3箇所	・H28年度からR元年度までで161世帯に対し支援を行い110世帯の自立につながった。残りの51世帯もR2年度に継続して支援を実施した結果、R2年度は81世帯に対し支援を行い、44世帯の自立につながることができた。残りの37世帯もそのほとんどがR3年度中に自立が見込まれる。	・継続的に事業に取り組む必要がある。 ・各家庭に応じた総合的な支援という事業の考え方が重要であるので、就労支援や生活支援等の各支援メニューについては、それぞれの家庭に応じたものになっているか毎年検証が必要である。 ・H28年度に拠点事務所を1か所から3か所に増やすことで沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設置することができたが、引き続き、広域的な事業展開を促進する必要がある。	継続	・継続的に地域の中で各家庭に応じた支援を行う。 ・支援メニューについては、各家庭に応じたものになっているか検証し、さらなる充実を図っていく。 ・市町村や関係団体と連携を図るとともに、引き続き、母子支援の主体である各市にモデル事業の実施を働きかけることで、広域的な事業の展開を行っていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
136	13	・母子生活支援施設の設置を促進するとともに、民間アパートを活用した居宅支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。	①ひとり親家庭生活支援モデル事業(母子保護の普及) <No.135①再掲>	ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。	171,789	171,722	拠点事務所を設置と各市に対して類似事業の実施を促進する。 ①拠点事務所数:3箇所 ②モデル市町村数:4市	拠点事務所を設置と各市に対して類似事業の実施を促進する。 ①拠点事務所数:3箇所 ②モデル市町村数:3市	・大きな課題であった拠点事務所の増設については、H28年度において1か所から3か所に増設し、沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設けることができた。 ・H30年度は、もう一つの取り組みである各市へのモデル事業実施の働きかけを行った。各市の取組が進むことで、沖縄県及び県内3市が同様の事業を実施する体制となり、さらに広域的な支援が可能となった。	・拠点事務所の増設については、3か所に増設することで施策の目的を達成することができた。 ・地域の中で支援することが重要であり、母子支援の主体は各市であることから、引き続き、県内各市へモデル事業の実施を働きかける必要がある。	継続	・引き続き、3か所となった拠点事務所を中心にひとり親家庭に対して広域的な支援を行っていく。 ・引き続き、県内各市へモデル事業の実施を働きかけていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
137	14	・ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。	①母子福祉推進事業費	母子父子自立支援員に対し人材育成のため県外等の研修を受講させる。また市町村等に研修等に関する情報提供を行う。	1,527	909	①福祉事務所の母子父子自立支援員を県外研修に派遣した。 ②市町村及び関係団体に研修等を2回実施。	①福祉事務所の母子父子自立支援員を県外研修に派遣した。 ②市町村及び関係団体に研修等を2回実施。	・R2年度においては、感染症拡大防止の観点から、県外への研修派遣は行わなかったが、相談員研修により、県内市町村の母子福祉関係機関職員の実質向上を図られた。	・安心して研修を受けられるよう、感染症対策を講じながら研修を実施する必要がある。 ・制度改正の状況を踏まえながら、支援員の相談技術の向上を図れる研修のあり方を検討する必要がある。	継続	・多くの支援員が安心して研修を受講できるようオンライン形式で行う等、感染症対策を図りながら研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
138	15	・ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯について、公営住宅の優先入居に向けて取り組みます。	①公営住宅への優先入居	県営住宅空家待ち入居者募集において、ひとり親世帯等(子育て世帯)が優先して入居できるように制度運用に取り組む。	—	—	ひとり親世帯等に対しては、当選確率を一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすくなる制度運用を行った。	ひとり親世帯等に対しては、当選確率を一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすくなる制度運用を行った。	・R元年度空家待ち入居者募集において、ひとり親世帯等(子育て世帯)は817世帯の申込みがあり、R2年10月末時点で166世帯(49倍)が入居した。※一般世帯は708世帯の申込みに対して71世帯(10.0倍)が入居。 ・入居した世帯は、住居費の負担軽減が図られた。	・ひとり親世帯等の貧困世帯は、依然として多くおり、また物価上昇等により貧困世帯を取り巻く環境は一層厳しい状況になると見込まれる。ひとり親世帯等に対し、県営住宅の優先入居制度等の活用を促す必要がある。	継続	・公営住宅の入居申込み等に関する多様な相談、問い合わせに対して、社会福祉士等の資格を有した専門相談員などと連携を図り迅速かつ的確に対応するとともに、適宜福祉機関等への案内などを行う。	土木建築部	住宅課
139	16	・子育て世帯等に対し、市町村と連携しながら民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援を実施するほか、地域優良賃貸住宅における家賃低廉化の支援を検討します。	①沖縄県居住支援協議会活動支援事業	「沖縄県居住支援協議会」(住宅セーフティネット法に基づく)を支援し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。	8,630	8,850	「沖縄県居住支援協議会」が実施する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動に対して支援を実施した。	「沖縄県居住支援協議会」が実施する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動に対して支援を実施した。	・R2年度は、あんしん賃貸住宅登録0棟(累計20棟38戸7室)、あんしん賃貸協力戸登録0件(累計37件)、あんしん賃貸支援団体登録2件(累計11件)、相談対応173件であった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度を通して勉強会等の回数は減少したものの、住宅部局と福祉部局との連携体制の構築を検討している市町村が複数確認できた。 また、当該事業における相談窓口にて子育て世帯の相談を9件受付けた。 ・あんしん賃貸支援団体については2件増となり、県による居住支援法人の指定数増につなげることができた。 ・以上のことから、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居が促進された。	・各市町村において、未だに住宅部局と福祉部局との連携に乏しい状況が見られ、市町村単位での居住支援協議会設立が難しい市町村がある。 ・支援を実施するにあたり、受皿である登録住宅や支援団体が少ない。	継続	・勉強会及び意見照会の回数を増やし、県協議会の在り方や市町村単位での協議会設立の意義について理解を深める。	土木建築部	住宅課
140	17	・母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援を行います。	①母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを行い、ひとり親世帯の自立を支援する。	160,227	175,610	ひとり親世帯に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを実施。	ひとり親世帯に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを実施。	・R2年度は、転宅資金6件の貸付けを行い、貸付合計金額は1,133,566円となったことにより経済的に脆弱なひとり親家庭の生活の安定と向上に繋がった。 ・H28年度からR2年までの実績は、30件、5,782千円(1件あたり約193千円)となっている。	・母子父子寡婦福祉資金貸付金には12種類の貸付種別があり、今後の自立や経済的安定に寄与する修学資金等が大きく占めている。その中で転宅資金は、上記の修学資金等とは違い、将来に対しての蓄与度が低いため、貸付後の償還によって利用者世帯の自立を妨げるなどの無いよう慎重な貸付が必要となっている。	継続	・母子父子寡婦福祉資金貸付金については申請窓口が各市町村となっており、市町村での児童扶養手当等の申請の際に届くように、引き続き市町村と連携、支援していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度						
141	18	・離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額(住居確保給付金)を支給します。	①生活困窮者住居確保給付金	離職等又はやむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。	2,753	116,857	自立相談支援機関(相談窓口)において、生活困窮者に対して、住居確保給付金を支給。	自立相談支援機関(相談窓口)において、生活困窮者に対して、住居確保給付金を支給。	・R2年度は、自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付金の利用件数は301件で、そのうち32件が一般就労につながった。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制強化が必要。	継続	・アウトリーチ支援員の配置、同意が得られない方の支援方法を検討するための支援会議を実施するなど他の事業と連携した支援を行う。	子ども生活福祉部	保護・支援課
142	19	・ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進します。	①沖縄県居住支援協議会の構成団体としての取組	ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進する。	—	—	沖縄県居住支援協議会の構成団体として会議に参加し、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等に取り組んだ。	沖縄県居住支援協議会の構成団体として会議に参加し、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等に取り組んだ。	・ひとり親家庭等に対し、居住サポートの周知を図ることにより、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進した。	・引き続き、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等を行っていく必要がある。	継続	・引き続き同協議会の構成団体として、関係機関への周知等に取り組んでいく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
143	20	・ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉資金等)により、就業支援を推進します。	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ②母子家庭等自立支援給付金事業 ③生活福祉資金貸付事業費	ひとり親家庭で、母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)の受給者を対象に入学準備金と就職準備金と就職準備金を貸付ける。 ひとり親家庭の親が就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)の支給を行う。 生活福祉資金貸付制度は、低所得者等に対して、資金の貸し付けと必要な相談を行うことにより、経済的自立、社会参加の促進、安定した生活を送れるようにすることを目的としており、事業実施主体である沖縄県社会福祉協議会に対し事務費を補助することにより、事業を促進する。	1,328	1,345	母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)の受給者を対象に入学準備金と就職準備金を貸付した。 母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)の受給者を対象に入学準備金と就職準備金を貸付した。	母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)の受給者を対象に入学準備金と就職準備金を貸付した。 母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)の受給者を対象に入学準備金と就職準備金を貸付した。	・H28年度からR元年度までで104名、R2年度は18名に対して貸付を決定した。 ・入学準備資金、就職準備金資金の貸付により、ひとり親の資格取得及び社会的自立に繋がった。 ・H28年度からR元年度までで15名、R2年度は4名、高等職業訓練促進給付金はH28年度からR元年度までで103名、R2年度は23名に支給した。 ・給付金の支給により、ひとり親家庭の資格取得及び社会的自立が図られた。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮するひとり親家庭を支援する必要がある。 ・ひとり親家庭の親が、所得の向上や好条件での就労を自覚として資格取得をする場合の支援を強化する。	継続	・R3年度より、所得の向上等を目標に求職活動等を行っているひとり親世帯に対して、ひとり親世帯の貸付を行う。 ・R3年度に限り、高等職業訓練促進給付金の対象資格を6ヶ月以上の訓練が必要と見込まれる民間資格等へ拡大する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
144	21	・生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援員による支援や、就労の準備段階への支援を行います。	①被保護者就労支援事業 ②被保護者就労準備支援事業 ③生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	生活保護法第55条の6に基づき、被保護者の就労支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。 社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。	17,358	19,511	福祉事務所に就労促進指導員を配置した。 福祉事務所に就労促進指導員を配置した。	福祉事務所に就労促進指導員を配置した。 福祉事務所に就労促進指導員を配置した。	・本事業は、郡部福祉事務所に就労促進指導員を配置し、生活保護ケースワーカーとの家庭訪問同行、求人・職業訓練の提供、ハローワーク同行(該当者)に限り、直接対象(受け寄せ、身なり指導や履歴書添削等)、採用面接への送迎、関係機関(自立相談支援事業所、就労継続支援事業所、被保護者就労準備支援事業の委託業者等)との連携を図っている。 ・就労促進指導員による支援により、就労に結びついた被保護者は62人、そのうち保護廃止となった被保護者は4人となっている。 ・本事業は、就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた就労意欲の向上や生活習慣の見直しを含めた訓練を行い、就労に向けたつなぎ等を行っている。R2年度は本事業を利用した者62人のうち就労自立につながった者は延べ13人。直ちに就労に結びつかなくても日常生活や社会生活に変化が見られており、生活習慣の改善が図られた者も延べ21人、社会的つながりに改善が見られた者も延べ21人だった。	・コロナ禍で集団プログラムの実施が困難になり、少人数の実施や個別プログラムへ代替するなど支援方法の変革が必要になった。 ・遠隔地に住んでいる者、制度自体を知らない、ひきこもり等制度自体を知らない潜在的な支援対象者がいる。潜在的な支援対象者に対して適切な支援につなげるための体制強化が必要。 ・本事業は、就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた就労意欲の向上や生活習慣の見直しを含めた訓練を行い、就労に向けたつなぎ等を行っている。R2年度は本事業を利用した者42人のうち就労自立につながった者は延べ12人。直ちに就労に結びつかなくても日常生活や社会生活に変化が見られており、生活習慣の改善が図られた者も延べ14人、社会的つながりに改善が見られた者は延べ16人だった。	継続	・ハローワークや就労準備支援事業所等へ、対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、短期間で離職や就労のミスマッチによる離職数を減らすため、今後も関係機関と密に連携を取り、情報共有を図る。 ・感染症対策を踏まえつつ、コロナ禍が原因による減収・離職等の被保護者に対しては、ハローワーク等の関係機関と連携し、早期の自立を支援する。	子ども生活福祉部	保護・支援課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
145	22	・就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。	①パーソナル・サポート事業	就職困難者等に対し、専門の相談員が個別・継続的に関わり、就職準備支援、就職支援、就労定着支援、生活支援を行う。	134,591	129,436	様々な困難を抱える求職者に対し、専門の相談員が個別・継続的に関わり、個別相談・セミナー・企業実習などの相談支援を実施した。 ①沖縄県おしごと応援センターOne×Oneの設置 ②専門相談員を22名配置	様々な困難を抱える求職者に対し、専門の相談員が個別・継続的に関わり、個別相談・セミナー・企業実習などの相談支援を実施した。 ①沖縄県おしごと応援センターOne×Oneの設置 ②専門相談員を22名配置	・R1年度は、様々な困難を抱える求職者1,174人に対して相談支援を延べ19,866件実施、R2年度は、求職者1,361人に対して相談支援を延べ20,857件実施した。 ・相談者の状況に応じて、専門の相談員が個別・継続的に支援を行い、H28年度からR2年度まで以下のとおり、就労に繋がった。 就職決定者数 H28:282人、H29:366人、H30:549人、R1:552人、R2:486人	・新型コロナウイルス感染症の影響による離職等に係る相談者への対応 ・支援拠点から距離のある離島地域や北部地域における支援ニーズへの対応	継続	・個々の相談者の状況に応じた就労支援等を行う。	商工労働部	雇用政策課
			②生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	「生活保護」、「児童扶養手当」、「住居確保給付金」を受給している者、その他の生活困窮者の就労による自立を促進するため、支援対象者の状況を総合的に把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援等を行う。	—	—	地方公共団体(福祉事務所等)とハローワークの就職支援ナビゲーターによる連携した就職に向けたチーム支援を実施した。	地方公共団体(福祉事務所等)とハローワークの就職支援ナビゲーターによる連携した就職に向けたチーム支援を実施した。	・H28年度は支援対象者1,620人のうち、1,176人が就職(就職率72.6%)。 ・H29年度は支援対象者1,360人のうち、1,009人が就職した(就職率74.2%)。 ・H30年度は支援対象者1,513人のうち、1,054人が就職した(就職率69.7%)。 ・R1年度は支援対象者1,484人のうち、1,079人が就職した(就職率72.7%)。 ・R2年度は支援対象者1,611人のうち、1,033人が就職した(就職率64.1%)。	・年齢や職務経験等から比較的的就労に結びつきやすい者については一定の成果が現れている一方で、障害を有している可能性のある者、就労経験が乏しい者やひきこもりなど、就労に向けた課題を抱える者の割合が増加している。	継続	・引き続き、多くの者が就労できるよう関係機関が適切な役割分担のもと、情報共有を図りながらアセスメントから定着支援まで一貫した支援を行うよう取り組む。 ・協議会等を通して、支援にあたる地方公共団体・ハローワーク・関係機関等との意見交換や情報共有を行い、連携強化を図る。 ・感染症対策を踏まえつつ、コロナ禍が原因による減収・離職等の方に対しては、より連携を強化し、早期の自立を支援する。	子ども生活福祉部	保護・支援課
146	23	・生活保護受給者の就労促進のため、就労活動促進費及び就労自立給付金を支給します。	①就労活動促進費	積極的に就労活動に取り組む者に対し、その活動内容等を踏まえ月額5千円の就労活動促進費を支給する。	0	0	令和元年度は、県内福祉事務所において、就労活動促進費の支給はなかったが、早期の就労により保護脱却が可能な方々には、福祉事務所の就労支援員等が企業面接の同行など丁寧な支援を行っている。	令和2年度は、県内福祉事務所において、就労活動促進費の支給はなかったが、早期の就労により保護脱却が可能な方々には、福祉事務所の就労支援員等が企業面接の同行など丁寧な支援を行っている。	・就労活動促進費は、早期に就労による保護脱却が可能と福祉事務所が判断する者について、月額5千円を6か月以内の期間支給するものである。 ・R2年度は、県内福祉事務所において就労活動促進費の支給はなかった。 ・一方、就労による保護脱却が可能と福祉事務所が判断する方々に対しては、就労支援員等が個別に支援を行い保護からの自立につなげているところである。	・生活保護世帯では、傷病等により長期間就労から離れる世帯が多いことから、早期に就労による保護脱却が可能な受給者は多くない状況である。	継続	・保護開始時から受給者の健康状態等を確実に把握し、早期の就労による自立が可能であると判断される者には就労活動促進費の活用を促し、当該受給者と福祉事務所が連携して新規就労につながるよう努めている。	子ども生活福祉部	保護・支援課
			②就労自立給付金	安定した職業につき保護を脱却した者に対し、単身世帯10万円以内(複数世帯15万円以内)の就労自立給付金を支給する。	8,437	9,078	生活保護から、自立直後の不安定な生活を支えることを目的として、就労自立給付金を支給した。	生活保護から、自立直後の不安定な生活を支えることを目的として、就労自立給付金を支給した。	・保護から自立すると、税・社会保障料等の負担が生じることなどを踏まえ、自立直後の不安定な生活を支えることを目的とする給付金であり、H28年度の65件からR2年度の143件と、支給件数は概ね増となっている。 ・支給件数が概ね増となっていることから、一定の就労自立につながったものと考えられる。	・就労自立給付金は、保護からの自立に向けたインセンティブという側面もあるが、制度の開始(H26年7月)後しばらくは、その周知が必ずしも十分ではなく、受給者の就労活動の強化に結びついていないという課題があったが、現在は福祉事務所において対象者に漏れなく周知を行い、活用を促している状況である。	継続	・保護からの自立後の生活の立ち上げに受給者は不安を抱えていることから、就労自立給付金の周知を今後確実にを行い、自立後の生活への不安の軽減に努め、就労による自立が可能となる自立を図っていく。	子ども生活福祉部	保護・支援課
147	24	・生活保護を受けているひとり親世帯の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給します。	①生活保護制度	中学校卒業後に進学せず、数年以上経過している生活保護の受給者が高校就学を希望し、その就学が自立の助長に資すると見込まれる場合、高等学校等就学費を支給する。	—	—	被保護者である高校等の卒業資格を有しないひとり親世帯の親に対して、高校就学のための、高等学校等就学費を支給した。	被保護者である高校等の卒業資格を有しないひとり親世帯の親に対して、高校就学のための、高等学校等就学費を支給した。	・高校等の卒業資格を有しないひとり親世帯の親が高校等への就学を希望する場合、本人の就学の意欲が高く、生活保護から高校等の卒業が見込まれること、高校卒業の資格取得が增收につながるかと期待できる場合は、生業扶助である高等学校等就学費を支給できる。 ・県内では、H28年度に3件、H29年度に3件、H30年度に4件、R1年度に21件、R2年度に28件のひとり親世帯の親が新たに高校就学を開始している。 ・就学人数が増えていることから、就学を希望するひとり親世帯の親の高校就学につながるものと考えられる。	・ひとり親世帯の親は就労や子育てなどにより、就学の希望があってもその実現が困難な状況にある。	継続	・引き続き、福祉事務所に対し、就学意欲の高いひとり親世帯の親から就学の相談を受けた際は、制度の説明を丁寧に行うよう促している。	子ども生活福祉部	保護・支援課
148	25	・ひとり親世帯の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。	①ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない(中退者含む)ひとり親世帯の親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者が実施する対策講座の受講費用の軽減を図る。	0	0	高等学校を卒業していないひとり親世帯の親又はその子どもに対して、高等学校卒業程度認定試験の受講費用を支給した。	高等学校を卒業していないひとり親世帯の親又はその子どもに対して、高等学校卒業程度認定試験の受講費用を支給した。	・保護者等を通じて周知を図ったが、支給実績はなかった。	・H28年度からの事業創設から、支給実績がない状況である。 ・本事業を知らない対象者がいることも予想されることから、引き続き周知広報を進めていく必要がある。	継続	・関係機関と連携し、リーフレットを発行する等して積極的に事業の案内を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
149	26	・ひとり親世帯の親に対し、高等職業訓練促進給付金等事業を通じた就業支援や就労支援に資する職業訓練を行うとともに各種雇用関係助成金を活用した親の就労機会の確保を図ります。	①母子家庭等自立支援給付金事業<No.143②再掲>	ひとり親世帯の親が就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)の支給を行う。	33,779	28,088	ひとり親家庭に対し資格取得を促進するための給付金を支給した。 ①自立支援教育訓練給付金 ②高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭に対し資格取得を促進するための給付金を支給した。 ①自立支援教育訓練給付金 ②高等職業訓練促進給付金	・自立支援教育訓練給付金は、H28年度からR1年度までで15名、R2年度は4名、高等職業訓練促進給付金はH28年度からR1年度までで103名、R2年度は23名に支給した。 ・給付金の支給により、ひとり親世帯の資格取得及び社会的自立が図られた。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮するひとり親家庭を支援する必要がある。 ・ひとり親世帯の親が、所得の向上や好条件での就労を目標として資格取得をする場合の支援を強化する。	継続	・R3年度に限り、高等職業訓練促進給付金の対象資格を6ヶ月以上の訓練が必要と見込まれる民間資格等へ拡大する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)		取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課		
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題			展開方向	展開方向(詳細)
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
			②離職者等再就職訓練事業(母子家庭の母等コース) ※旧事業名:緊急委託訓練事業	就職を希望する母子家庭の母等のうち、職業能力の開發を必要とするものに対して民間教育訓練機関へ委託し、職業訓練を実施する。	0	0	母子家庭の母等コース(OA関係の職業訓練)を開講した。	未実施	・H28年度からH30年度までは、介護関連の職業訓練を開講し38名が受講した。R元年度は1コースを実施したが受講希望者が少ないため閉講となった。R2年度は、企画公募において「母子家庭の母等コース」の応募がなく、委託訓練の受託者がいないため未実施となった。	・「母子家庭の母等コース」は国の要領で定められた訓練コースであるが、一般求職者の訓練コースと違い、訓練対象者が絞られてしまうため、受講希望者が少ない状況にある。 ・また、訓練を実施しても定員割れや受講希望者がなく閉講になることもあるため、受託する民間教育訓練機関が少ない。	継続	・「母子家庭の母等コース」を受講できる民間教育訓練機関等を開拓し、訓練機会の確保に努めるとともに、母子家庭の母等を支援するため、一般求職者の訓練コースに託児サービス付きのコースの増に務める。	商工労働部	労働政策課
			③浦添・具志川職業能力開発校運営費	県立職業能力開発校において、若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施し、技能労働者の育成や職業の安定を図る。	103,002	103,324	職業能力開発校における職業訓練(12学科(16コース))を実施した。	職業能力開発校における職業訓練(12学科(16コース))を実施した。	・県立職業能力開発校においてR元年度は323名(施設内訓練)、R2年度においては320名(施設内訓練)に対して職業訓練を実施し、それぞれ183人(R01)、182人(R02)が就職した。 ・県立職業能力開発校において、職業訓練を行うことにより就職を支援し、就労の促進が図られた。	・雇用ニーズの高い職業訓練を実施するため、職業訓練指導員の適正な配置や更なる技術向上が求められている。 ・県立職業能力開発校における職業能力開発については、民間教育訓練機関との役割分担を固めつつ、企業等から求められる訓練ニーズに対応した訓練が求められている。	継続	・職業訓練指導員の正職員化や、研修機会の拡充により訓練内容の質の向上を図る。 ・社会情勢の変化や雇用ニーズを的確に見極め、時代に対応した職業訓練により、就職に必要な技能及び知識を備えた人材を育成し、就労促進を図る。	商工労働部	労働政策課
			④女性のおしごと応援事業	女性を取り巻く雇用・労働環境の改善を図り、雇用の質の向上を図るため、女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、仕事に対して女性が抱える不安・悩みの改善・解消に向けた支援を行う。	35,996	27,026	①有資格者による仕事よろず相談体制の整備 ②キャリアアップ・スキルアップセミナーの開催:34回 ③女性が働き続けられる環境整備に向けた支援プログラムの周知・普及・啓発	①有資格者による仕事よろず相談体制の整備 ②キャリアアップ・スキルアップセミナーの開催:34回 ③女性が働き続けられる環境整備に向けた支援プログラムの周知・普及・啓発	・仕事よろず相談については、今後の働き方や育児、介護などを含めた生活と仕事の両立に関する相談が多かったことに対し、関係機関と連携して対応し、「非常に役に立った」「役に立った」との回答が95.9%であった。 ・キャリアアップ・スキルアップセミナーについては、PCセミナーやタイムマネジメント、感情コントロール等のセミナーを実施し、「非常に役に立った」「役に立った」との回答が95.6%であった。 ・「女性が働き続けられる環境整備に向けた支援プログラム」の周知・活用を促したことにより、女性の就業継続に向けた環境整備の促進に繋がった。	・新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方や休業中の方からの相談が多かったことから、今後の働き方についての考え方の整理やキャリアプランの提案、社会情勢に即した内容のセミナーを実施していく必要がある。	継続	・支援員によるキャリアカウンセリングにて課題の整理、取り組むべき方向性を見極め、実践に役立つ知識とスキルの習得、自己理解や職業理解を深めることを目的としたセミナーを実施し、就業と就業継続という観点において引き続き幅広い支援を行う。 ・職場環境の改善が図られる「女性が働き続けられる環境整備に向けた支援プログラム」の周知方法を工夫し、より多くの企業に活用を促す。	商工労働部	労働政策課
			⑤事業主向け雇用支援事業(H28まで雇用支援施策相談事業)	国や市町村が行っている雇用支援も含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保障労務士などの専門家による事業主向けの雇用相談を行う。また、事業主向けに雇用の助成金等の案内冊子を発行する。	25,175	38,284	①雇用相談窓口の設置 ②巡回相談の実施 ③訪問相談の実施 ④雇用施策に関するセミナーの開催 ⑤雇用に関する助成金制度の冊子作成・配布	①雇用相談窓口の設置 ②巡回相談の実施 ③訪問相談の実施 ④雇用施策に関するセミナーの開催 ⑤雇用に関する助成金制度の冊子作成・配布	・事業者向けの雇用相談窓口の設置や、巡回相談の実施等により各種雇用支援制度の周知や有効活用の促進に取り組んだ。 相談実績 H28:1,919件、H29:2,726件、H30:2,806件、R元:2,792件、R2:3,337件	・離島や北部地域の雇用の拡大に向けた取り組み。 ・雇用の量だけでなく、質の向上につながる取り組み。	継続	・事業者向けの窓口相談、巡回相談等により各種雇用支援制度の周知や有効活用の促進に取り組む。	商工労働部	雇用政策課
150	27	・ひとり親家庭の親の就労の安定化を図るため、託児機能付きの研修と職場訓練を実施するとともに、ひとり親の人材活用について経済団体等への働きかけを行います。	①ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業	ひとり親世帯の方と中高年齢者の求職者を対象に、託児機能付きの事前研修と求人企業での職場訓練等を実施することにより就職を支援する。	37,862	36,818	託児機能付きの事前研修と求人企業での職場訓練等を実施した。 ①事前研修 ②職場訓練	託児機能付きの事前研修と求人企業での職場訓練等を実施した。 ①事前研修 ②職場訓練	・個々の課題に応じて事前研修と職場訓練を組み合わせて就職支援を行い、H28年度からR2年度まで以下のとおり、就労に繋がった。 就職者数 H28:58人、H29:43人、H30:47人、R元:42人、R2:62人	・新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴う企業の採用控え(新規登録企業の減少)への対応。 ・求職者のニーズの高い職種を受け入れる企業の開拓。	継続	・求職者の個々の状況に合わせ情報提供や事前研修、職場訓練を組み合わせた就労支援を行う。	商工労働部	雇用政策課
			②ひとり親家庭技能習得支援事業	ひとり親家庭の就労や生活基盤の安定を図るため、ひとり親に対し技能習得支援を行うとともに、受講中の子どもの一時的預かり等の支援を行う。	27,480	44,465	ひとり親世帯に対して技能習得講座を1箇所で開催した。	ひとり親世帯に対して技能習得講座を2箇所で開催した。	・R2年度の技能習得講座の受講者数は、69名(前期初級:30名、那期上級28名、ふるま初級:30名)であった。 ・ひとり親世帯に対して技能習得講座を実施することにより、受講生のうち12名が転職や処遇改善を達成し、就労自立に繋がった。	・R2年度は感染症対策のため、教室あたりの受講生の人数を制限して事業を実施した。また、10月から行う市内において中郡校を開設し、南部地区以外ひとり親も事業を利用できるよう、実施体制を強化した。	継続	・中郡校においても上級クラスを開講し、中部地区のひとり親家庭の技能習得の支援を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
151	28	・母子家庭等就業・自立支援センターや国の養育費相談支援センターにおいて養育費に関する相談支援を行います。	①母子家庭等自立促進事業(養育費相談)	離婚後の子どもの養育において、必要な養育費の確保のため、弁護士や専門の知識を有した相談員による養育費取得のための取り決め等の相談支援を行う。	99,400	87,576	相談員を1名配置した。	相談員を1名配置した。	・R元年度の養育費相談件数は397件(うち法律相談70件)、R2年度の養育費相談件数は383件(うち法律相談56件)であった。 ・離婚後の子どもの養育において、必要な養育費の確保のため、弁護士や専門の知識を有した相談員による養育費取得のための取り決め等の相談支援を行うことにより、養育費取得に対するひとり親の理解が深まった。	・ひとり親支援関係機関において、養育費取得のための適切な案内が出来るよう、制度改正の状況を踏まえながら、支援員の相談技術の向上に繋がる研修のあり方を検討する必要がある。	継続	・多くの支援員が安心して研修を受講できるようオンライン形式で行う等、感染症対策を図りながら研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
152	29	・貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可処分所得の向上に資する施策を展開し、貧困の連鎖の解消を図ります。	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業)<No.55②再掲>	就学援助の充実を図る事業として、H27年度と比較し新規又は拡充分として実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	310,727	166,284	就学援助の充実を図る事業を実施する33市町村に対して交付金を交付した。	就学援助の充実を図る事業を実施する34市町村に対して交付金を交付した。	・取り組みの継続により就学援助受給者数がH27と比べ約5,000人増加し、経済的援助を必要とする家庭での、新入学用品購入支援に繋がった。	・申請者の増加に伴い、自治体によっては予算上の負担が大きくなっている。	継続	・事業が継続して実施できるよう、自治体の予算措置や制度について検討する必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
		経済的支援	②県外進学大学生支援事業<No.92再掲>	県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度を創設し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組む。	65,876	69,414	募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者を奨学生として採用、入学支度金を給付した。 過年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。	募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者を奨学生として採用、入学支度金を給付した。 過年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。	・H28年度以降5年間で、能力があるにも関わらず経済的に県外進学の困難な高校生等118名を奨学生に採用し、県外支援大学等への進学・修学を支援することができた。	・R2年度から国において開始された、高等教育の修学支援新制度との支援対象の整理が必要となっている。 ・継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・R2年度に支給要件を改正し、家庭の所得要件を緩和し、中所得層の学生も対象に含めることで国の支援制度との連携に事業に取り組むことが必要である。 ・今後も、国の支援制度の状況を見ながら、本事業の支援内容等について検討を続けていく。	教育庁	教育支援課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円) R元年度 R2年度	R元年度 R2年度	R元年度 R2年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
			③子どもに寄り添う給付型奨学金事業(沖縄子どもの未来県民会議事業)<No.116再掲>	児童養護施設退所児童等に対し、大学等進学に伴う入学金及び授業料を給付し、進学に伴う経済的負担の軽減を図る。	14,395 (県民会議予算)	11,629 (県民会議予算)	児童養護施設退所児童等に対し、給付型奨学金を給付した。	児童養護施設退所児童等に対し、給付型奨学金を給付した。	・R2年度は、17名を給付対象者として決定し、過年度奨学生と併せて、奨学金を給付した。 ・児童養護施設退所者の大学等進学率は、H25年度の28.1%からR元年度は42.9%となり、16.8ポイント向上した。 ・児童養護施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況把握や相談支援等のさらなる充実が必要。	・1人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な取組が不安定。 ・児童養護施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況把握や相談支援等のさらなる充実が必要。	継続	・給付対象者への継続支援、給付対象経費の充実に係る検討を行う。 ・児童養護施設退所者の大学等進学率の引き上げを図る。 ・長期的な事業運営のため、奨学金給付に係る経費の正確な把握方法を検証する。 ・児童養護施設等出身であることによる経験の不足・欠乏から派生する学生の情報不足や悩みの把握、及び支援機関への案内の強化を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
4 雇用の質の改善等に向けた取組														
153	1	・労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。	①中小企業労働環境整備促進事業	労働環境及び条件の実態を把握し、労働環境の向上を図るため、労働行政の基礎資料とするための実態調査を行う。	593	813	県内事業所へ労働条件等実態調査を実施した。	県内事業所へ労働条件等実態調査を実施した。	・H28年度からR2年度にかけて、4,661の事業所から回答を得て(回収率平均36.0%)、年次有給休暇取得率等や育児休業取得率等についての集計結果を報告書としてまとめ、関係機関に提供するとともに、県のホームページでも掲載し周知を図るなど、各種施策の基礎資料として活用を促した。	・調査項目を社会の傾向に応じて精査するとともに、回収率を向上させる取組を作成する必要がある。	継続	・今後も労働条件等実態調査を継続して実施するとともに、経年変化の分析を行っている。	商工労働部	労働政策課
154	2	・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施します。	①ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランスの啓発及び取り組み促進のため、①県内企業を対象としたセミナーの開催等、②社会保険労務士等の専門家の派遣を実施する。	14,928	9,579	①セミナー開催:6回 ②専門家派遣体制の整備 ③ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の運用	①セミナー開催:4回 ②専門家派遣体制の整備 ③ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の運用	・H28年度からR2年度のセミナー開催や専門家派遣を通じて、仕事と生活のバランスを図り社員の実能力発揮を支援する取組を支援することにより、関係期間において、沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業数30社に駆け、長時間労働の抑制等の子育てしやすい職場環境の促進が図られた。	・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度について、価値を担保する必要がある。 ・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度について、さらなる価値の向上に努める必要がある。 ・多様な働き方として、より一層テレワークを推進する必要がある。	継続	・ワーク・ライフ・バランス企業認証制度について、更新制度等を検討して価値を担保するとともに、調達において価格以外の要素を評価する総合評価方式又は企画競争による場合は、WLB等を推進する企業を重点評価する取組を行う等、価値の向上に努める。 ・テレワーク実施率の向上に資する取組を行う。	商工労働部	労働政策課
155	3	・非正規従業員の正規雇用化を図る企業等に対して研修費用や専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用化の促進につなげます。	①正規雇用化企業応援事業	非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対して、従業員研修に係る費用(交通費及び宿泊費)の一部を助成することにより、人材育成の支援ならびに正規雇用化の促進につなげる。	15,836	9,703	正規雇用化を行う企業に対し、従業員の研修費用のうち交通費及び宿泊費に対する助成を行った。	正規雇用化を行う企業に対し、従業員の研修費用のうち交通費及び宿泊費に対する助成を行った。	・従業員研修に係る交通費及び宿泊費の助成を通じ、H28年度からR元年度までで173人、R2年度19人、計192人の正規雇用化に繋がった。	・関係部局や経済団体、業界団体等と連携した正規雇用化への働きかけを行いながら、非正規雇用割合の高い業種からの応募や支援も強化する必要がある。	継続	・関係部局や経済団体、業界団体等と連携した周知広報や企業開拓をより強化することにより、正規雇用による効果についての普及啓発を行い、非正規雇用割合の高い業種を開拓し、幅広い業種の支援に繋がった。	商工労働部	雇用政策課
			②非正規労働者処遇改善事業	働きやすい環境整備の促進を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣の実施及び事業主等に対する労働条件の周知・啓発を行う。	14,682	12,909	社会保険労務士等の専門家派遣し、就業規則の見直し等の支援を行ったほか、労働条件の周知・啓発を図るためのセミナーを開催した。 ①専門家派遣体制の整備 ②セミナー開催:10回	社会保険労務士等の専門家派遣し、就業規則の見直し等の支援を行ったほか、労働条件の周知・啓発を図るためのセミナーを開催した。 ①専門家派遣体制の整備 ②セミナー開催:8回	・専門家派遣企業については、就業規則の見直しなど設定した改善目標が達成され、非正規労働者の労働環境の改善、働きやすい職場環境の促進が図られた。 ・労働環境改善目標達成率:R元年度100%、R2年度100% ・また、就業セミナーの開催により労働基準法等に定める労働条件等の周知・啓発を行い、労務管理能力の向上が図られた。	・沖縄県は、全国と比べて非正規労働者の割合が高いため、県内中小企業の実態に即した非正規労働者の労働環境の整備と、労働条件の確保や改善に取り組む必要性についてより一層の普及・啓発を図る必要がある。	継続	・専門家派遣により県内中小企業の非正規労働者の労働環境の整備を支援するとともに、事業主セミナーを開催し、非正規労働者の労働環境の改善に関する取組の必要性についてより一層の普及・啓発を図る必要がある。	商工労働部	労働政策課
			③正規雇用化サポート事業	県内雇用状況の改善のため、既存従業員の正規雇用化や正社員雇用を促進している企業を募集・選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを派遣し経営指導等を行った。	30,519	31,586	正規転換や正社員雇用を検討している企業が課題となっている企業を募集・選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを派遣し経営指導等を行った。	正規転換や正社員雇用を検討している企業が課題となっている企業を募集・選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを派遣し経営指導等を行った。	・中小企業診断士等の専門家チームについて、H28年度からR元年度までで87社、R2年度は38社に派遣した。 ・専門家派遣による経営指導等を通じ、H28年度からR元年度までで329人、R2年度80人、計409人の正規雇用化に繋がった。	・関係部局や経済団体、業界団体等と連携した周知広報や企業開拓をより強化しながら、非正規雇用割合の高い業種からの応募や支援も強化する必要がある。	継続	・関係部局や経済団体、業界団体等と連携した周知広報や企業開拓をより強化することにより、正規雇用による効果についての普及啓発を行い、非正規雇用割合の高い業種を開拓し、幅広い業種の支援に繋がった。	商工労働部	雇用政策課
156	4	・従業員の雇用環境の整備と雇用の質の改善を図るなど、積極的に人材育成を図る企業を認証する人材育成企業認証制度等の周知広報を図ります。	①県内企業雇用環境改善支援事業	従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる雇用環境の構築と雇用の質改善のため、県内企業における積極的な人材育成への取組を支援する。	35,088	18,900	①人材育成企業認証制度の運用 ②人材育成推進者養成講座:前期・後期各8回	①人材育成企業認証制度の運用 ②人材育成推進者養成講座:前期・後期各8回	・R2年度実績として、人材育成企業認証制度において3社を認証、人材育成推進者養成講座においては52社72名が修了し、雇用環境の改善の取り組みを支援した。 ・認証企業には、現役学生を対象とした認証企業限定の合同企業説明会に参加できるなど、就活に積極的な学生獲得のための環境を作った。	・人材育成企業認証制度において、企業等が認証を取得することの魅力について検討し、その周知広報を強化する必要がある。 ・認証企業を増やすためにも申請数も増やしていく必要がある。そのために制度の周知や理解を学ぶ場として、人材育成推進者養成講座への参加企業数を増やす必要がある。	継続	・沖縄県人材育成企業認証制度および人材育成推進者養成講座の効果的な周知広報、企業等が認証取得することの魅力について検討、調整を行う。	商工労働部	雇用政策課
157	5	・就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまなニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グッドジョブセンターおきなわ)を設置し、生活から就職までをワンストップで支援します。	①沖縄型総合就業支援拠点形成事業	就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまなニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グッドジョブセンターおきなわ)を設置し、生活から就職までをワンストップで支援する。	62,469	63,916	総合的な就業支援拠点(グッドジョブセンターおきなわ)の設置。	総合的な就業支援拠点(グッドジョブセンターおきなわ)の設置。	・R2年度のセンターの相談件数は42,428件と計画値を上回った。 ・H30年度に旭橋都市再開発地区へ移転したことにより、支援機能を集約し、求職者等のニーズに対応したサービスをワンストップで提供することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により一時、求職活動の自粛等による利用者の減少が見られたものの、積極的な広報等により多くの方に必要な支援を届けることができた。	・新型コロナウイルス感染症により多くの人が影響を受けており、センター利用者の特性やニーズの多様化が見られる。 ・求職者も課題解決に向けたセンターの活用を促すため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで各種メディアを活用した広報を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、Zoom等を活用したオンラインによる相談を行う。	継続	・センター内外の支援機関との連携を強化するため、各機関との相互勉強会や出張相談会を実施する。 ・就職など課題解決に向けたセンターの活用を促すため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで各種メディアを活用した広報を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、Zoom等を活用したオンラインによる相談を行う。	商工労働部	雇用政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部署	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					R1年度	R2年度	R1年度	R2年度						
158	6	・県内事業所の99%を占める中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて、経営革新や経営基盤の強化等に取り組めます。	①中小企業等経営革新強化支援事業 (R1年度まで中小企業経営革新強化支援事業)	中小企業の新たな取り組み(経営革新)を経営革新計画として承認し、支援措置を講じることで中小企業の経営革新を促進する。	31,666	33,176	経営革新支援制度を運用した。	経営革新支援制度を運用した。	・経営革新計画策定の指導から計画承認後のビジネスマッチングにいたるまでのハンズオン支援を実施し、県内中小企業の経営革新を支援した。	・経営革新支援制度は、県内の中小企業の収益性向上に一定の貢献を果たしているが、認知度が低いことから、各金融機関や商工会・商工会議等を通じて周知を図る必要がある。	継続	・本事業の委託先である沖縄県産業振興公社、各地域で中小企業支援を行う商工会等と連携して、経営革新計画作成の意義・効果を広(周知し、事業者の経営革新の取組をより一層促していく。) ・また、本事業による中小企業等への支援体制強化に向けて、予算の拡充等に努めている。	商工労働部	中小企業支援課
159	7	・県内企業の「成長と分配の好循環」の構築を図るため、行政機関・労使団体、土業団体、支援機関等との連携を強化するなど、県内企業の積極的な取組を促進します。	①子どもの貧困対策推進基金事業	子どもの貧困対策を推進するため、県が行う事業及び市町村が行う事業へ財政的な支援を行う。	—	—	①「沖縄県中小企業支援計画」の策定 ②「沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会」(沖縄労働局主導)への参画	①「沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会」(沖縄労働局主導)への参画	・県内の行政や支援機関等22機関が参加し、「沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会」を開催し、共同宣言を実施。 ・協議会に関連した取組として、協議会に参画した機関が中心となり、中小企業等向け施策説明会・相談会を県内4地域で実施するとともに、施策ガイドブックの発行などを行った。	・中小企業や小規模企業に対する働き方改革・生産性向上に向けた施策の浸透を図っていく必要がある。	見直し	・労働生産性の向上による賃金の上昇を目指すため「沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会」(沖縄労働局主導)に参画して取り組んでいるところであるが、合同説明会や相談会の実施回数が少なく会議中心になっていることから、成果がある取組なのか検討が必要。 ・なお、生産性向上や高付加価値による企業の「稼ぐ力」の強化については、新たに別途取り組んでいることからその視点から取組の見直しが必要。	商工労働部	雇用政策課 労働政策課 中小企業支援課
5 沖縄県子どもの貧困対策推進基金														
160	1	・沖縄県子どもの貧困対策推進基金を創設し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施する事業に活用します。	①子どもの貧困対策推進基金事業	子どもの貧困対策を推進するため、県が行う事業及び市町村が行う事業へ財政的な支援を行う。	476,942	381,127	市町村が実施する子どもの貧困対策に必要な経費について、35市町村に交付金を交付した。 基金を活用した県事業を11事業実施した。	市町村が実施する子どもの貧困対策に必要な経費について、35市町村に交付金を交付した。 基金を活用した県事業を11事業実施した。	・市町村による子どもの貧困対策の推進が図られた(35市町村/41市町村)。 ・各事業の実施により低所得世帯の負担が軽減し、児童の育成環境の改善に繋がった。	・各市町村において交付金の執行状況にばらつきがある。	継続	・R3年度で基金が終了するが、継続して事業を実施する必要があるため、予算措置等について検討する必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
6 その他、子どもの貧困対策に資する施策(計画に位置づけのない事業等)														
161	1	1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築	①児童虐待防止対策事業費	児童相談所へ児童虐待対応協力員、児童虐待専門カウンセラー及び児童虐待対応嘱託法律専門家等を配置し、児童の安全確認や適切な支援、保護者等へカウンセリング等の機能を強化した。	86,360	93,076	①児童虐待対応協力員:10名 ②児童虐待専門カウンセラー:2名 ③児童虐待対応嘱託法律専門家:6名	①児童虐待対応協力員:10名 ②児童虐待専門カウンセラー:2名 ③児童虐待対応嘱託法律専門家:6名	・児童虐待防止の推進や虐待のあった家庭への介入や支援を行う等、適切に対応することによって児童虐待防止が図られた。	・法改正や虐待の定義の拡大等による対応件数の増加に対応するため、児童相談所の体制強化や機能強化が必要である。 ・子どもの権利と児童虐待防止についての理解を社会全体で深めていく必要がある。	継続	・児童相談所が18歳に満たない児童を対象として、福祉や健全育成に関する相談援助活動に取り組む。 ・制定した条例に基づき、子どもの権利と児童虐待防止に対する理解を深めるため、広報啓発を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
162	2	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(学生ボランティアコーディネート事業)	市町村が設置する子供の居場所へ学生ボランティアを派遣し、居場所で行われる食事の提供や共同調理、生活指導、学習支援等に関する活動に関わることで、居場所の活動の充実を図る。	27,067	25,632	事前研修を受け登録を行った学生ボランティアを居場所へ派遣した。 ①ボランティアコーディネーターの配置:2名 ②事前研修会:4回	事前研修を受け登録を行った学生ボランティアを居場所へ派遣した。 ①ボランティアコーディネーターの配置:2名 ②事前研修会:3回	・R2年度の学生ボランティア登録者数は269人で、そのうち139人を52箇所の居場所に派遣した。 ・継続した事業の実施により市町村からの推薦居場所数が毎年増加している。 ・居場所に派遣された学生ボランティアが児童と関わることで、児童の自己肯定感の向上に繋がった。	・コロナの影響により派遣居場所数が減少した。	継続	・コロナ禍における学生ボランティアの役割等について検討する必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
163	3	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①私立中学校等修学支援実証事業(私立小中学校就学支援金事業)	私立小中学校に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行う。	14,732	13,260	県内の私立小中学校に通う児童生徒のうち、年収約400万円未満の世帯に対し、私立小中学校修学支援金を支給した(児童生徒1人当たり年間上限10万円)。	県内の私立小中学校に通う児童生徒のうち、年収約400万円未満の世帯に対し、私立小中学校修学支援金を支給した(児童生徒1人当たり年間上限10万円)。	・R元年度は、私立小学校4校の59人、私立中学校6校の80人、計10校139人に対し、R2年度は、私立小学校4校の56人、私立中学校6校の77人、計10校125人に対し就学支援金を支給し、教育費の負担軽減を図った。	・当該事業は、文部科学省が実施する「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」により実施される「授業料負担の軽減」事業であり、家庭の状況にかかわらず安心して教育を受けることができるよう支援金を給付し、経済的負担軽減を図るため、継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・H29年度から5年間の実証事業であり、当該期間継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
164	4	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①児童扶養手当費	法律に基づき児童扶養手当の支給を行う。	3,147,341	2,623,320	法律・規則等に基づき児童扶養手当を支給した。	法律・規則等に基づき児童扶養手当を支給した。	・R元年度は、22,516世帯に児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭や、父または母にかわって児童を養育する家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進が図られた。	・制度改正や手当額算定に係る変更等が多々あることから、改正等の度にその周知の徹底が必要である。	継続	・引き続き制度の周知を図り、ひとり親家庭や、父または母にかわって児童を養育する家庭等の生活の安定と自立の促進や児童の福祉の増進に寄与する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
165	5	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①子どもスポーツ支援検証事業	県内各総合型地域スポーツクラブやレクリエーション団体、スポーツ関連団体を実施主体とし、貧困家庭の子どもを対象にスポーツ活動の場を提供し、体力の向上を図ることで、学力向上(学習支援)に結びつける取り組みを支援する。	0	889	総合型地域スポーツクラブや貧困対策支援員に意見聴取を実施した。	スポーツ活動の場を提供する団体に対し、対象児童・生徒の受入にかかる費用を補助した。	・R2年度は、総合型地域スポーツクラブ等の4団体が、支援対象児童・生徒22名の受入を行い、スポーツ活動の場を提供した。 ・これらの取組の結果、約4ヶ月と短い事業実施期間だったにも関わらず、ほとんど児童・生徒に体力テスト等の記録アツグが見られた他、アンケートでは「目標ができた」「できなかったことができるようになった」等、自己肯定感の向上も図られた。	・各市町村の福祉部や教育庁をととして、貧困対策支援員やSSW向けに周知を行うことで対象世帯へのアプローチを図ったが、各クラブとも定員より少ない受入人数となっている。	継続	・事業の周知方法については、より効果的に対象世帯への周知が図れるよう検討すると共に、市町村や他のクラブに対しても事業効果を周知することで、今後の取組に繋げたい。	文化観光部	スポーツ振興課
166	6	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ランチサポート)	地域で食事支援を行う居場所や十分に食事を提供することが難しい家庭に対し、食費を安定的に供給する体制を整備することで生活の安定と子供の居場所等の持続的活動を支援する。	—	11,864 (県議会議決予算)	民間企業等からの食料品等の提供を受け、それらを通じた居場所等を通じて生活困窮家庭へ届ける体制を整備した。	・北部や離島地域も含めた、県内全域にある子供の居場所や生活困窮家庭等に食料品を供給する体制を整備され、81団体が利用登録をしている。 ・令和2年度は、58団体に計延べ854回の食料品等の提供を行った。	・課題としては、利用者制に必要な物資の確保のすり合わせが必要である。 ・食を提供している側の保険が整備されておらず、食中毒等の問題が起こった際の体制が整備されていない。	継続	・現在、行うことができる支援について、さらに充実させるためにも、利用する側に必要な物資についてのすり合わせを行う必要がある。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組及び事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					R元年度	R2年度	R元年度	R2年度							
167	7	4	雇用の質の改善等に向けた取組	①未来の産業人材育成事業	沖縄の産業の未来を担う子ども達に、県内の主たる産業の業界理解を促し、早期からの興味関心を育てるための取組(職業人講話、出前講座、企業見学ツアー)を行う。	25,094	16,654	①職業人講話:36回 ②出前講座:32回 ③企業見学ツアー:16回	①職業人講話及び出前講座:110回 ※新型コロナウイルス感染症拡大により企業見学ツアーは講話等に振替	・R元年度は、15市町村延べ6,548人が、R2年度は、11市町村延べ5,908人が参加した。 ・就業意識の肯定的回答は、約86.7%となった。	・今後も小中学校において、同様な取組を継続的に行うため、産業界と学校が直接連携を図る必要がある。	継続	・業界別の効果的取組事例集を作成することで、産業界と学校が双方の取組を理解し、相互連携を図ることに寄与する。	商工労働部	雇用政策課
168	8	4	雇用の質の改善等に向けた取組	①正社員雇用拡大助成金事業	新卒を除く35歳未満の若年者を正社員として雇用し、定着に繋がる取組を行った企業に対し助成金を支給し、正社員就職機会の創出と職場定着の推進を図る。	31,674	22,709	若年者を正社員採用し、定着に繋がる取組を行った県内事業所に助成金を支給した。	若年者を正社員採用し、定着に繋がる取組を行った県内事業所に助成金を支給した。	・若年者を正社員として雇用し、3か月間の定着に繋がる取組を行った企業に対し助成を行い(H30:6社、R元:44社、R2:28社)、H30年度からR元年度までで62人、R2年度35人、計97人の正社員雇用と定着に繋げた。	・正社員雇用と人材育成・定着が推進できるよう、周知広報活動を強化する必要がある。	継続	・事業の活用事例集等をホームページに掲載するなどし、非正規雇用割合の高い業界団体等への助成金活用促進・周知を強化するとともに、本事業の活用が、正社員雇用の手助けとなり、また、人材の育成・定着の取組に繋がることを周知する。	商工労働部	雇用政策課